

習志野市長期計画

平成26年4月

平成32年4月

平成38年3月

習志野市基本構想

習志野市前期基本計画

未来のために

～みんなが

やさしさでつながるまち～

習志野



イメージキャラクター ナラシンド♪



消防庁舎屋上より東京湾を望む



習志野市

Narashino City



谷津干潟



「真心」舟越 保武 氏作

習志野市の新たな道しるべ

平成26年3月

習志野市長

宮本泰介



習志野市では、平成13～26年度を計画期間として策定した長期計画を、市政指針として12年間にわたり、まちづくりに取り組んできました。

ここで定めた「基本構想」と「基本計画」においては、多くの市民の皆様と地域・大学・民間企業等のご協力をいただくことで、そこで謳われた「市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる都市(まち)習志野」を単なる目標として終わらせることなく、市内各所でその成果を上げることができました。

しかしながら、この間の日本社会やそれを取り巻く国際社会は、常に激動の中にあり、この12年間は多様な価値観やニーズが生まれ出た期間でもありました。

地方自治体においても、長引く景気の低迷等もあり、依然として厳しい財政状況の中、地方分権への動きが加速し、これまで以上に社会経済情勢の変化に対する対応力が求められています。

また、平成23年3月11日の東日本大震災では、本市においても多くの住宅や公共施設が損壊する等の大きな被害を受け、更に、これまで指摘されていた公共施設の老朽化問題についても、防災上の懸念から、早急な対応を迫られることとなりました。

今後は、市民生活の一日も早い再建や都市基盤・生活基盤の復旧復興とともに、災害に強い安全・安心なまちづくりの推進が求められています。

このような新たな状況に柔軟に対応し、今後12年間にわたる習志野市の長期的な市政指針を示し、未来の構築へ向けた確かな道しるべとすべく、平成26年度から37年度までを計画期間とする基本構想を新たに策定致しました。

最後に、市民意識調査、市民会議、まちづくり提案会等にご協力下さいました市民の皆様、構想策定にご尽力下さいました長期計画審議会委員の皆様、ご指導くださいました市議会議員の皆様、その他多くの皆様に心から感謝申し上げます。

習志野市文教住宅都市憲章

(昭和45年3月30日議決)

改正 昭和60年3月28日議決

わたくしたち習志野市民は、わたくしたちおよび次の世代をにう子どもたちのために、静かな自然をまもり育てていかなければなりません。

それは、教育および文化の向上をささえるまちづくりの基盤となるものであり、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件だからです。

しかし、人間はすぐれた文明をつくりだすいつぼう、自然を破壊し、わたくしたちの生命、身体をむしばみ、教育および文化の正常な発展を阻害していることも事実です。

そこで、わたくしたち習志野市民は、ひとりびとりの理解と協力のもとに、創意工夫し、たゆまぬ努力をつづけながら、理想とするまちづくりのために次のことを宣言し、この憲章を定めます。

- 1 わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、はつらつとした若さを失わないまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくります。

(憲章の目的)

第1条 この憲章は、習志野市の現在および将来にわたるまちづくりの基本理念を定めることにより、習志野市の健全な発展を保障することを目的とする。

(市民のつとめ)

第2条 市民は、教育、文化の向上に望ましい環境を維持するようつとめなければならない。

第3条 市民は、清潔で秩序ある生活環境を保持し、快適な生活を営むようつとめなければならない。

第4条 市民は、文教住宅都市を建設するために行なう市長およびその他関係機関の施策に協力するようつとめなければならない。

(市長および関係機関のつとめ)

第5条 市長は、都市施設の整備にあたり、常に市民の生命、身体および財産の安全を第一義として生活の利便に供するようつとめるとともに、かつ教育、文化の向上を根幹とするよう配慮しなければならない。

第6条 市長は、文教住宅都市としての機能を保持するため必要があるときは、他の団体に協力を求め、または適切な指導、助言を行なわなければならない。

第7条 市長およびその他の関係機関は、理想とするまちづくりの実現のため、市民に理解を求め、自由な意見を聞く機会を積極的に設けるようつとめなければならない。

(補則)

第8条 この憲章は、公布の日から起算して6ヵ月以内において市長が別に定める日から施行する。

(昭和45年規則第24号で昭和45年9月30日から施行)

第9条 この憲章を施行するために必要な事項は、条例および規則で定める。

核兵器廃絶平和都市宣言

昭和57年8月5日宣言

わたくしたち習志野市民は、文教住宅都市憲章を定め、生存と安全をまちづくりの基本とした。

わたくしたち習志野市民は、我が国が世界唯一の核被爆国として被爆の恐ろしさと、被爆者の苦しみを全世界の人々に訴え続けるとともに、再び地球上に広島、長崎の、あの惨禍が繰り返されることのないよう、恒久平和を強く願うものである。

わたくしたち習志野市民は、非核三原則の完全実施を願い、平和を愛する世界の人々と共に、恒久平和を実現することを決意し、核兵器廃絶平和都市をここに宣言する。

< 長期計画の策定にあたって >

I	習志野市長期計画の策定	2
I-1	長期計画策定の趣旨	2
I-2	長期計画の3つの指針	4
I-3	長期計画の位置付けと期間	5
II	習志野市の都市現状と将来予測	6
II-1	都市発展と土地利用	6
II-2	人口概況と将来推計	9
II-3	財政概況	13
III	市民意識と市民提案	15
III-1	市民意識調査結果概要	15
III-2	市民意見の提案概要	18
IV	まちづくりの課題	20
IV-1	市政を取り巻く時代の流れ	20

< 基本構想 >

I	将来都市像	24
II	人口指標と都市空間づくりの考え方	26
II-1	人口指標に対する考え方	26
II-2	都市空間づくりの考え方	27
III	将来都市像を実現するための3つの目標と自立的都市経営の推進 ..	29
III-1	将来都市像を実現するための3つの目標	30
III-2	自立的都市経営の推進	40

< 前期基本計画 >

I	財政計画	46
I-1	前期基本計画期間の財政計画	46
II	前期基本計画の構成	48
II-1	前期基本計画の構成	48
II-2	施策の体系	49
III	前期基本計画	52
III-1	将来都市像を実現するための3つの目標	52
第1章	支え合い・活気あふれる「健康なまち」	52
第1節	誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉の充実	53
第2節	にぎわいと活力を創出する地域経済・産業の振興	68
第2章	安全・安心「快適なまち」	76
第1節	ともに安心を築く危機管理・安全対策の推進	77
第2節	暮らしを支える都市基盤の整備	88
第3節	自然と調和する環境づくりの推進	102
第3章	育み・学び・認め合う「心豊かなまち」	113
第1節	子どもが健やかに育つ環境の整備	114
第2節	未来をひらく教育の推進	118
第3節	生涯にわたる学びの推進	124
第4節	互いを認め合い尊重し合う社会の推進	129
III-2	自立的都市経営の推進	134
重点プロジェクト1	公共施設の再生	138
重点プロジェクト2	財政健全化	141
重点プロジェクト3	協働型社会の構築	144
IV	計画の進捗管理	146
IV-1	成果指標と実施計画	146
IV-2	計画の進捗管理	147

< 資料 >

I	策定に係る資料	150
I-1	基本構想・基本計画 策定経過	150
I-2	会議・審議等に係る資料	152
I-3	用語解説	166



長期計画の策定にあたって

I	習志野市長期計画の策定	2
I-1	長期計画策定の趣旨	2
I-2	長期計画の3つの指針.....	4
I-3	長期計画の位置付けと期間	5
II	習志野市の都市現状と将来予測	6
II-1	都市発展と土地利用	6
II-2	人口概況と将来推計	9
II-3	財政概況	13
III	市民意識と市民提案	15
III-1	市民意識調査結果概要.....	15
III-2	市民意見の提案概要	18
IV	まちづくりの課題	20
IV-1	市政を取り巻く時代の流れ.....	20



I 習志野市長期計画の策定

I-1 長期計画策定の趣旨

習志野市では、昭和45(1970)年に「文教住宅都市憲章」を制定しました。この憲章は、「目標の無いまちづくりが、単に市民生活を脅かすだけにとどまらずに、ついには住民自治を埋没させてしまう」という危惧のもと、度重なる市民との話し合いを通じ「全市民が明るく健康で豊かな生活を営むための具体的な条件を明確にする」ために制定したもので、当時の地方自治法において定められた基本構想としてその役割を担ってきました。その後、昭和60(1985)年に新たな習志野市基本構想を策定した際、その位置付けを本市不変のまちづくりの基本理念として定め、今日に至っています。

近年においては、この基本理念のもと、平成13(2001)年に目指すべき都市の姿を「市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる都市(まち)習志野」とした基本構想を定め、豊かな人間性と暖かさを育み、都市と自然が共生し、安全で安心な暮らしができ、活気あふれるいきいきとした「まち」を目指して、様々な市民ニーズに応じた施策を展開してきました。

しかしながら、平成13(2001)年に基本構想を策定してから月日が経過するなかで、社会経済情勢は大きく変化しました。特に平成23(2011)年3月11日の東日本大震災では、本市も大きな被害を受け、復旧・復興が喫緊の課題となるなかで、将来にわたる安全・安心なまちづくりの推進が、これまで以上に重要視されるようになりました。



市の木 アカシア

また、本格的な少子超高齢社会の到来や扶助費等の社会福祉関係経費の増大等、大きな社会変化のなかで、本市の将来像を市民とともにどのように創っていくのか、そしてその工程をどのように示していくのかは、自立した自治体運営の上での責務であります。

これまでも本市は、従前の行財政改革とともに、公共施設再生へ向けた先駆的取組を実施しており、厳しい財政状況のなか、市民とともに課題の解決に努めてきました。

その上で更に、市政を取り巻く環境の変化と課題に適切に対応するためには、より踏み込んだ取組が求められており、将来を見据えた新たな将来像を早急に示すことが重要であります。

そこで、次の世代に誇りある魅力的な習志野市を築くため、社会経済情勢や新たな市民ニーズ、地域状況を踏まえ、これまで本市が築き上げてきた「まちづくり」の成果を生かした、市政指針となる新たな長期計画を早期策定しました。

なお、地方自治体の基本構想は、平成23(2011)年5月2日公布の「地方自治法の一部を改正する法律」により、その策定義務が廃止されました。

しかしながら、本市の長期ビジョンを市民に示すことは市の責務であること、そして、まちづくりを推進する上での方向性を示し、目標となる基本構想とするためには、市民総意で進めることが必要であることから、議会の議決をもって策定することとしました。



市の花 あじさい

I-2 長期計画の3つの指針

本市は、昭和45(1970)年制定の文教住宅都市憲章を堅持し、憲章の精神に基づいたまちづくりを継続し、憲章に基づいた様々な施策を実施します。

また、長期計画は、本市の基本目標等を明らかにするものであり、次の3つの役割を担います。

1. 市民とともに進めるまちづくりの指針

まちづくりは、市が独自に計画し推進するものではなく、市民との対話・協調の場を通し、市民と協働で進めることが重要となります。

そのために長期計画は、市民の意見を取り入れた、市民と市がともにまちづくりを進めていく指針としての役割を担います。

2. 安全・安心なまちづくりの指針

東日本大震災では、東北地方を中心とした広大な範囲で被害があり、本市においても、液状化現象により大きな被害もたらされました。

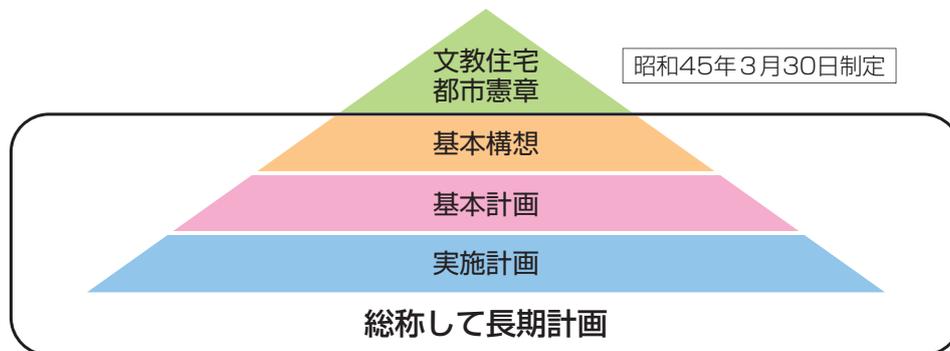
そのために長期計画は、震災からの復旧・復興にとどまらず、各種の自然災害から市民の生命と財産を守り、安全で安心なまちとして発展していくための指針としての役割を担います。

3. 持続可能な行財政運営を行うまちづくりの指針

地方分権・地域主権改革の推進により、地方自治体には、自己決定・自己責任という行政システムの構築が求められています。

そのために長期計画は、開かれた市政や一層の行財政の効率化等、地方分権に対応し、総合的で計画的な行財政運営を行うための指針としての役割を担います。

憲章と長期計画との関係イメージ



I-3 長期計画の位置付けと期間

1 長期計画の構成内容

長期計画の構成については、以下の通りとします。

1. 基本構想

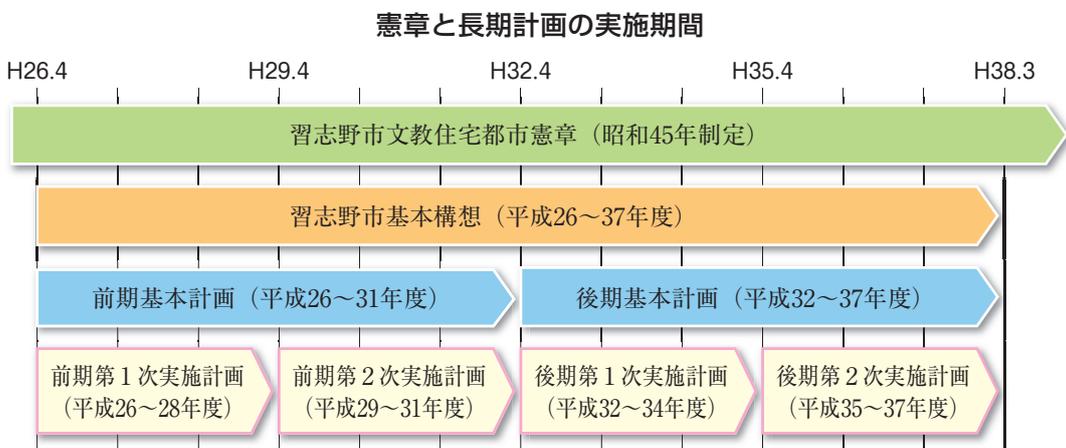
計画内容	基本構想は、まちづくりの基本的な考え方である将来都市像や将来都市像を実現するための目標及び重点プロジェクトを示します。
計画期間	計画期間は平成26(2014)年度から37(2025)年度までの12年間とします。

2. 基本計画

計画内容	基本計画は、基本構想で示した将来都市像を実現するための目標及び重点プロジェクトの具体的な施策を示します。
計画期間	中期的な事業や目標を施策として体系的に取りまとめるため、計画期間は基本構想の計画期間を前期・後期に分け、それぞれ6年間とし、後期計画については、改めて策定作業を行います。

3. 実施計画

計画内容	実施計画は、基本計画で示した施策を実現するための個々の事業計画を示します。
計画期間	社会の変化や住民ニーズに柔軟に適應させるため、計画期間は3年間とし、3年毎に策定作業を行います。



Ⅱ

習志野市の都市現状と将来予測

Ⅱ-1

都市発展と土地利用

1

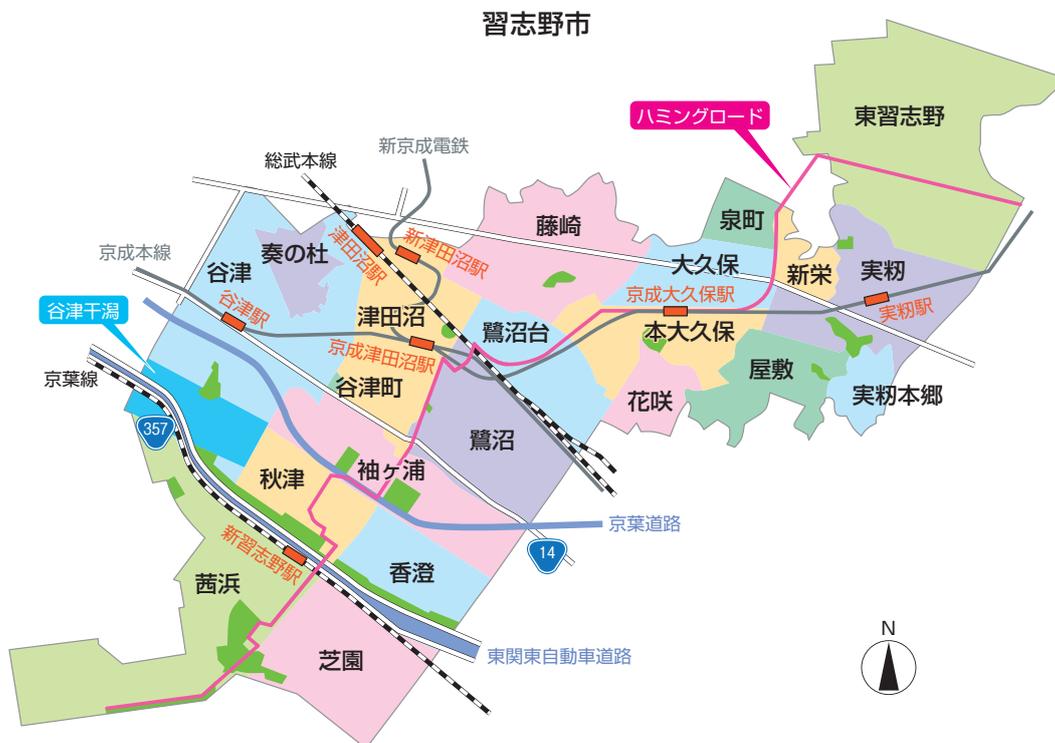
習志野市の沿革 ～軍郷から文教住宅都市へ～

本市は、昭和29(1954)年8月1日、津田沼町を母体に千葉県内で16番目に市制を施行し、人口30,204人、面積17.66km²を有する都市として誕生しました。

本市は、それまで軍郷として知られてきましたが、戦後、旧軍用地の転用が進み、大学等の教育施設や商工業施設、住宅街が形成され、文教住宅都市への転換が図られました。

その後、昭和40年代から50年代(1965年から1984年)にかけては、我が国の高度経済成長と首都圏の人口急増等を背景に、JR総武線の複々線化、2度の公有水面埋立による市域の拡大やそれらに伴う住宅団地開発が行われるなか、学校・幼稚園や社会福祉施設等の公共施設整備を実施し、教育・福祉及び文化の振興や住環境の保全等に力を注ぐとともに、昭和45(1970)年3月30日には「習志野市文教住宅都市憲章」を制定しました。

昭和60(1985)年代以降は、JR京葉線の開業等によって、急速に市街化が進展し、住宅都市として発展するなかで、都市計画道路や公園、下水道といった都市基盤に重点を置いた整備を進め、更には習志野緑地の整備、谷津干潟のラムサール条約への登録をはじめとする都市基盤の充実、環境の保全等に努めてきました。



2 土地利用状況 ～小さいながら高効率で居住環境の良好なまち～

本市は、市域面積20.99km²と県内自治体で4番目に小さな面積となっています。(平成25(2013)年4月1日現在)

昭和30(1955)年代後半より、住宅地域、農業地域、工業地域を明確に区分した良好な居住環境を持つ都市としてまちづくりを進めてきました。

現在、本市は全域が都市計画区域に指定されており、市街化区域は18.59km²で市域の88.6%、市街化調整区域は2.4km²で市域の11.4%を占めています。

3 地理的特性 ～交通網が発達し利便性に優れたまち～

(1) 都市に係る状況

本市は、東京湾に面した千葉県北西部に位置し、千葉市・船橋市・八千代市に隣接しています。

面積20.99km²、常住人口165,399人、人口密度7,880人/km²であり(平成25(2013)年4月1日現在)、千葉県内で3番目に高い人口密度となっています。

東部から中部地区にかけては、騎兵旅団司令部があった大久保地区を中心に、明治から昭和にかけて発展し、人口が集中した地域でありました。戦後の軍解体に伴って生まれた、広大な跡地は大学や工業系企業等の敷地として活用されています。

中部地区には、最も古くから集落がある鷺沼・鷺沼台・藤崎地区をはじめ、JR総武線や京成線等の主要交通機関が集中する津田沼地区があり、昭和30(1955)年代まで海岸線があった国道14号沿いを南端に、本市の中核を担ってきた地域でもあります。

西部地区には、ラムサール条約に登録されている谷津干潟があります。また、東京湾岸は国道14号以南の埋立地域で構成されており、なかでもJR京葉線以南である芝園・茜浜地区は、居住エリアとの明確な分断のための土地利用がなされており、工業・流通エリアとして、本市の産業地域となっています。



津田沼の鉄道連隊

(2) 交通に係る状況

本市は、主要交通である鉄道が市内中心部を横断し、5路線7駅が設置され、市内どの地域からも約2kmで駅へ行くことができ、鉄道へのアクセスは大変優れています。

また、京葉道路・東関東自動車道の高速道路、国道14号・国道357号の国道等、数多くの道路が設置され、充実した交通網が発達しています。更には、新たに谷津船橋インターチェンジが平成25(2013)年に完成し、周辺地域の混雑緩和や利便性の向上が期待されます。

この充実した交通網により、都心まで約30分、成田空港まで約40分と交通至便な地域となっています。

(3) 地理に係る状況

本市の海拔平均は18mであり、台地・段丘斜面・谷戸地・海岸平野と、変化のある自然地形が形成されています。北部の下総台地から、かつて旧海岸線があった国道14号沿いには海岸段丘の名残があるものの、全体としては南部の現海岸線に向けて、緩やかな傾斜をなしています。



谷津干潟

Ⅱ-2 人口概況と将来推計

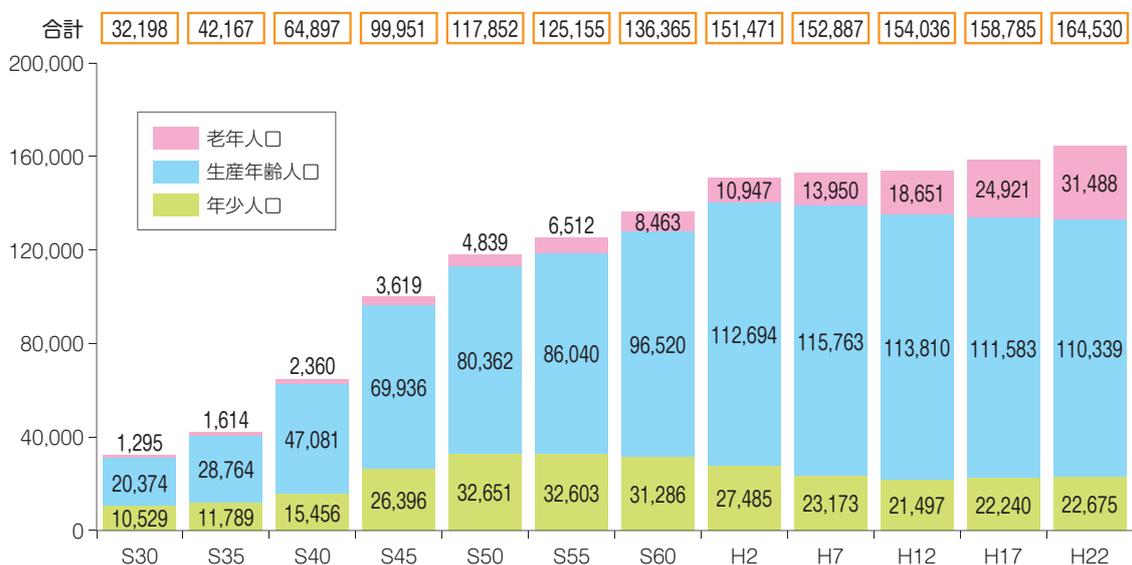
1 人口概況 ～埋立とともに急増 定着し緩やかに伸びる人口～

(1) 総人口状況

国勢調査による本市の総人口は、平成22(2010)年に164,530人となっており、2度の埋立による市域拡大や住宅都市化が定着するなか、一貫して増加してきました。

しかし、平成期に入ってから、総人口の増加はあるものの少子高齢化が進んでおり、人口構成比では、平成2(1990)年に年少人口が18.1%だったものが、平成22(2010)年には13.8%に減少し、生産年齢人口も74.4%から67.1%へと同じく減少する一方で、老年人口は7.2%から19.1%へと増加しています。

総人口と人口状況の推移 (単位：人)



資料：習志野市「国勢調査」(各年10月1日現在) ※不詳者が含まれるため、文・表中の合計が一致しない場合があります。

平成25(2013)年4月1日の人口状況では、総人口は165,399人となっており、その人口構成比は、老年人口が20.9%、生産年齢人口が65.3%、年少人口が13.8%、性別比は男性が50.5%、女性が49.5%となっています。

平成25年4月1日の本市の人口状況 (単位：人)

区 分		総数	男性	女性	
人 口	常住人口	165,399	83,487	81,912	
	老年人口 (65歳以上)	後期高齢者(75歳以上)	15,152	6,318	8,834
		前期高齢者(65～74歳)	19,447	9,145	10,302
		高齢者総数	34,599	15,463	19,136
	生産年齢人口(15～64歳)	107,956	56,178	51,778	
年少人口(0～14歳)	22,844	11,846	10,998		

資料：習志野市「習志野市人口推計調査 報告書」(平成25年5月改訂)



2 将来推計 ～ゆるやかに進む少子高齢化～

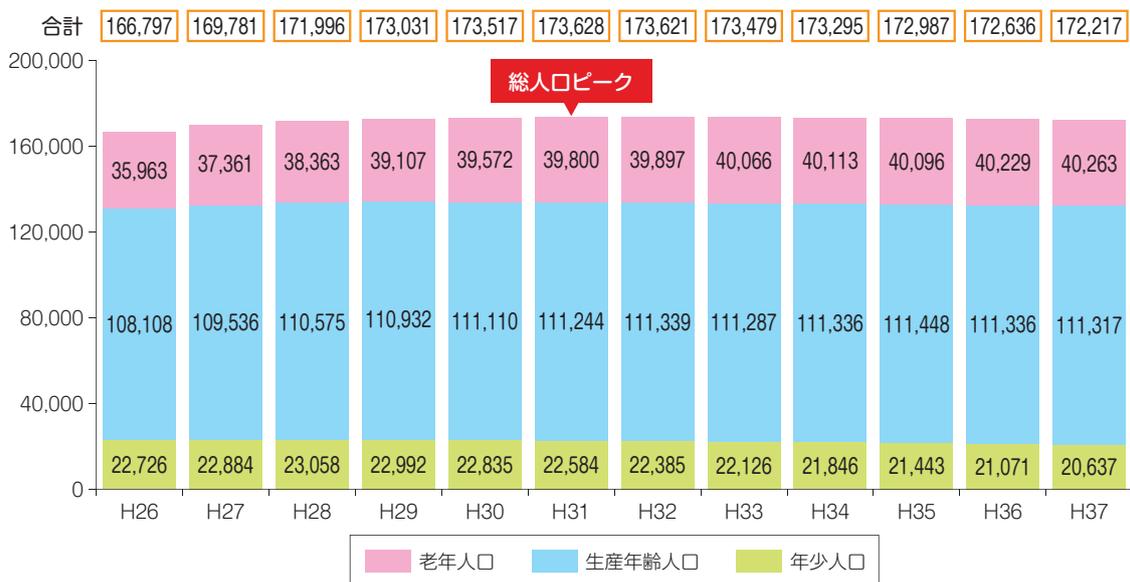
(1) 総人口推計状況

平成25(2013)年度に実施した将来推計において、本市の総人口は、しばらく増加傾向が続きますが、平成32(2020)年より減少傾向に転じる見込みとなっています。

人口構成比では、年少人口が平成26(2014)年の13.6%から、本基本構想期間最終年の平成37(2025)年には1.6ポイント減の12.0%となり、生産年齢人口は64.8%から、実数は増加するものの0.2ポイント減の64.6%となります。

一方で、老年人口は21.6%から、1.8ポイント増の23.4%となっており、少子高齢化が進んでいく見込みです。

総人口と人口状況の予測推移(単位:人)



資料: 習志野市「習志野市人口推計調査 報告書」(平成25年5月改訂)

※小数点第一位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。※基準日は各年4月1日。

本基本構想期間最終年の平成37(2025)年の人口推計状況では、総人口は172,217人、その人口構成比は、老年人口が23.4%、生産年齢人口が64.6%、年少人口が12.0%で、性別比は男性が50.1%、女性が49.9%となっています。

本基本構想最終年(平成37年4月1日)の本市の人口推計状況(単位:人)

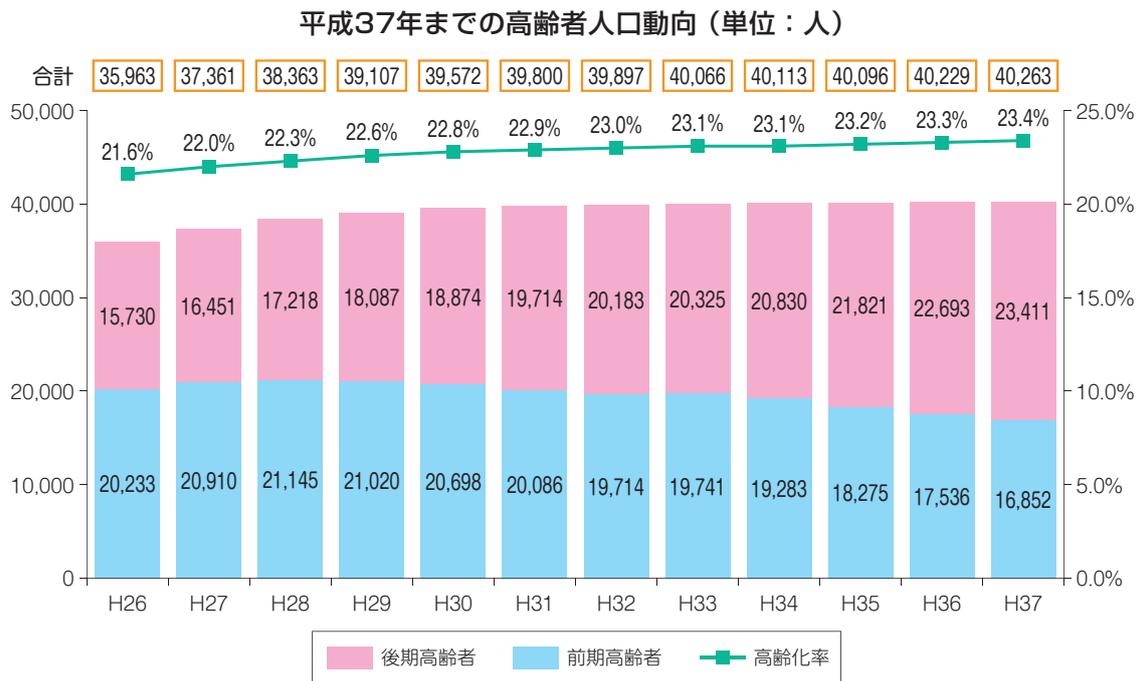
区 分		総数	男性	女性	
人 口	常住人口	172,217	86,315	85,902	
	老年人口 (65歳以上)	後期高齢者(75歳以上)	23,411	9,210	14,201
		前期高齢者(65~74歳)	16,852	8,030	8,822
		高齢者総数	40,263	17,240	23,023
	生産年齢人口(15~64歳)	111,317	58,054	53,263	
年少人口(0~14歳)	20,637	11,021	9,616		

資料: 習志野市「習志野市人口推計調査 報告書」(平成25年5月改訂)

(2) 高齢者の推計状況

総人口に係る将来推計のうち、高齢者(老年人口)の推計では、平成26(2014)年に高齢化率が21.6%となり、平成37(2025)年には「団塊の世代」が後期高齢者となることから、全体的に高齢者構成比が前期高齢者から後期高齢者に徐々に移行し、加えて、高齢者総数も更に増加する見込みです。

したがって、人口構成比も変化し、老年人口は21.6%から平成37(2025)年には23.4%となり、そのうち前期高齢者は12.1%から9.8%と減少しますが、医療・介護のニーズが高まると予測される後期高齢者は9.4%から13.6%へと増加する見込みです。



資料：習志野市「習志野市人口推計調査 報告書」(平成25年5月改訂)
※小数点第一位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。※基準日は各年4月1日。



寿学級の小物づくり

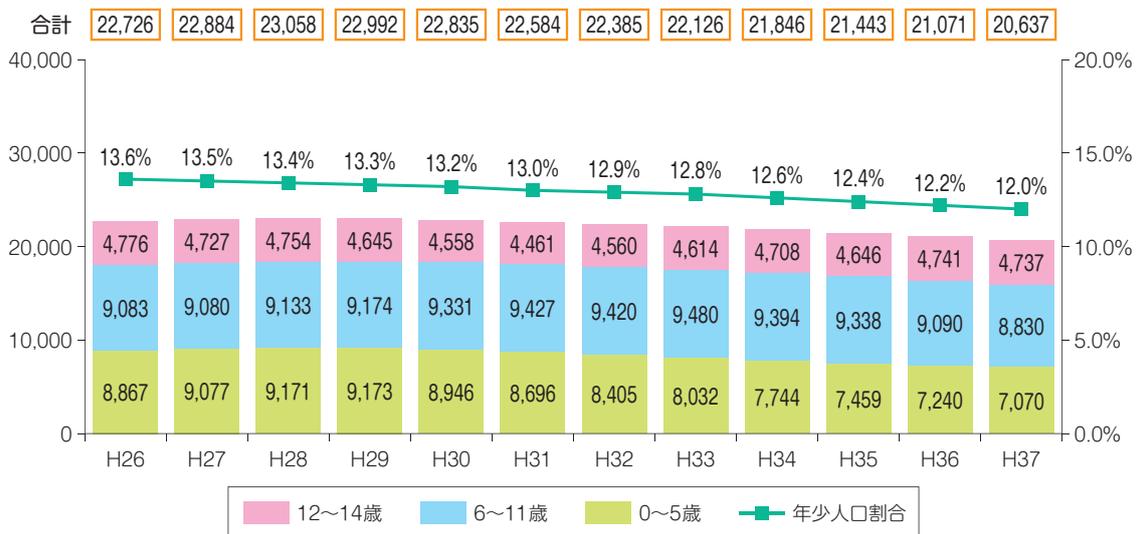


杉の子こども園

(3) 年少者の推計状況

総人口に係る将来推計のうち、年少人口(14歳以下)は平成26(2014)年の13.6%から平成37(2025)年には12.0%となります。人口構成比としては、0～5歳が5.3%から4.1%、6～11歳が5.4%から5.1%、12～14歳が2.9%から2.8%へとそれぞれ減少し、年少者の推計人口は平成26(2014)年から一貫して減少する見込みです。

平成37年までの年少者人口動向(単位:人)



資料: 習志野市「習志野市人口推計調査 報告書」(平成25年5月改訂)
※小数点第一位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。※基準日は各年4月1日。

(4) 将来推計の総論

本基本構想期間(平成26～37(2014～2025)年)においては、当初は人口増加傾向にありますが、平成32(2020)年以降は市制施行以来、初めての人口減少期に入り、少子超高齢社会に適応する関連施策等の展開が求められるとともに、人口減少から予想される市政運営の課題等を早期に抽出し、想定される諸問題への対応が求められる期間となります。

具体的には、少子高齢化が労働力不足、都市機能・地域コミュニティの弱体化を招くことのないよう、子どもを産み育てやすい環境の整備、住みたいと思える住環境の整備、また、持続可能な行財政運営の観点をもって、まちづくりに取り組んでいく必要があります。

今後は、高齢社会対策の推進にあたっての基本姿勢を明確にするとともに、対策の一層の推進を図るため、平成24(2012)年度に国が制定した高齢社会対策大綱に則った、新しい体制での高齢社会を迎えることが重要となります。

また、本格的な人口減少社会が到来することを踏まえて、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える一元的な制度として整備された子ども・子育て支援新制度のもと、本市も制度の実施主体として、地域を挙げて、子ども・子育てへの支援を強化していくことが重要となります。

Ⅱ-3 財政概況

1 主要財政状況 ～増大一途の歳出と困難な財源確保～

(1) 歳入状況の推移

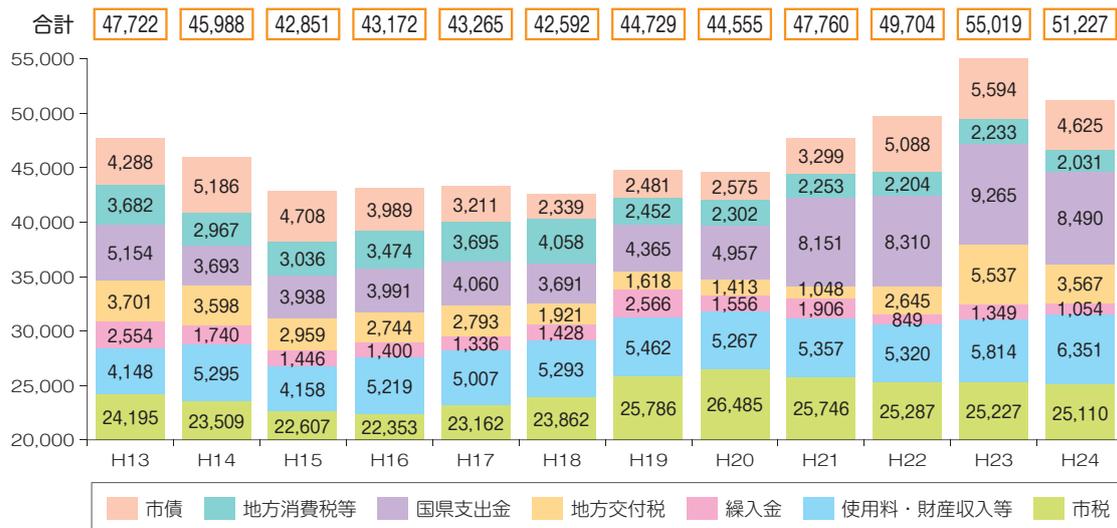
地方分権を目指し、国において地域主権改革が進められているなかで、国と地方の役割分担に応じた税源配分や地方交付税制度の見直し等、地方財政は大きな転換期を迎えています。

平成17(2005)年度までは、市税収入は減少傾向にありましたが、その後、景気回復や税制改正等の影響によって増加傾向に転じました。特に平成19・20(2007・2008)年度の増加は、国税である所得税から個人市民税への税源移譲や定率減税の廃止といった大きな税制改正が影響したことによるものです。

平成21(2009)年度からは、長引く景気の低迷等により市税は減少しており、平成23(2011)年度は、東日本大震災に伴う減免等も、市税減少の要因となっています。

また、国県支出金や地方交付税が増加傾向となっていますが、国による経済対策の取組や、児童手当、生活保護をはじめとする扶助費の増加に伴うもので、震災の復旧・復興に対する財源も増加要因となっています。

前基本構想期間の決算歳入推移（単位：百万円）



資料：習志野市「普通会計決算状況」（各年度末現在）
※百万円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

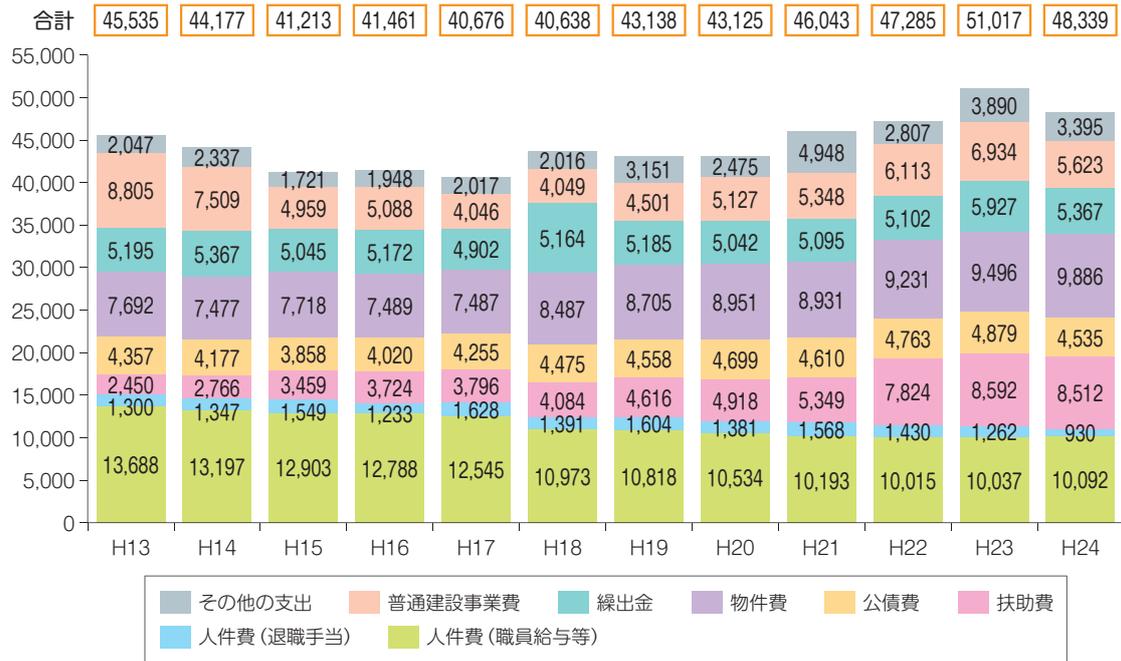
(2) 歳出状況の推移

本市の歳出のうち、「人件費(職員給与等)」については、集中改革プランに基づく職員数の削減や人事院勧告による給与改定等により、減少傾向となっています。

また、近年扶助費の増加が著しく、特に生活保護費や、児童手当等の児童福祉費が増加となっています。

なお、「普通建設事業費」は、その年度に行う工事によって大きな増減幅がありますが、近年は公共施設の耐震化や建替え、震災対応に伴う道路改修費等も増加となっています。

前基本構想期間の決算歳出推移（単位：百万円）



資料：習志野市「普通会計決算状況」（各年度末現在）
※百万円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

2 東日本大震災に係る市財政への影響 ～復興へ一定の目途～

先行き不透明な景況感が漂うなかで本市の財政状況は、歳入の根幹である市税収入の継続的な増加が見込めず、歳出においては扶助費等の社会福祉関係経費が増加する等、依然として厳しい財政運営が続いています。

こうした厳しい状況下にあっても、平成23(2011)年度は、国による財源対策の活用を図りながら、東日本大震災からの復旧・復興等、緊急性・必要性のある事業についてその対応に取り組んできました。

平成23(2011)年3月11日の東日本大震災では、本市も国道14号以南の地域を中心に大きな被害がありました。これまで、市民生活の安全・安心を取り戻すため、道路や下水道等の各種公共施設の災害復旧を最優先に取り組み、その結果、一部未完の状態ではありますが、市民生活を立て直すまでに復旧することができました。今後も、震災からの復興に向けては、下水道の整備がおおむね完了したなかで、道路整備を推進しなければなりません。

東日本大震災は、市の財政状況に大きな影響を与え、よりいっそう厳しさが増すものと想定されますが、事業執行にあたっては、更なる復興財源の確保に努めるとともに、地方債の発行に伴う将来債務残高及び財政負担に注視し、持続可能な財政運営を図って行く必要があります。



下水道復旧前



下水道復旧後

Ⅲ 市民意識と市民提案

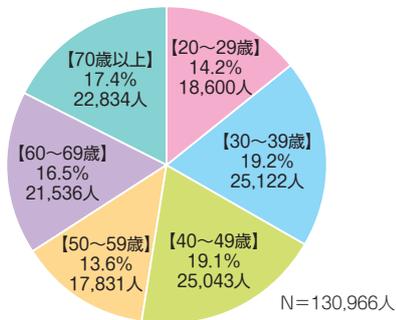
Ⅲ-1 市民意識調査結果概要

1 調査の目的

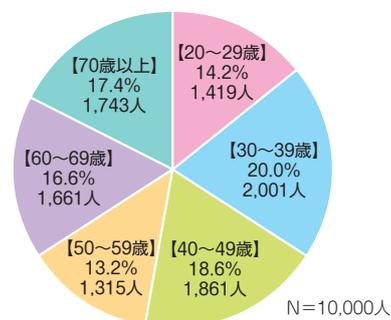
本調査は、市民生活の現状、市民の市に対する要望及び市政に対する評価の実態、市民のまちづくりに対する意識等を的確に把握し、今後の行政運営等に反映させるための基礎資料とすることを目的として実施しました。

(1) 住民基本台帳における人口年齢構成と調査票配布先

① 住民基本台帳20歳以上の年齢構成

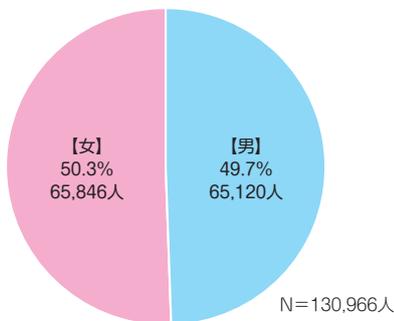


② 調査票配布先の年齢構成

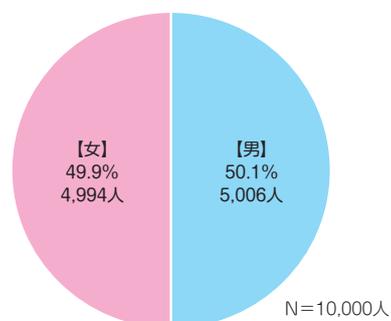


(2) 住民基本台帳における人口性別構成と調査票配付先

① 住民基本台帳20歳以上の性別構成

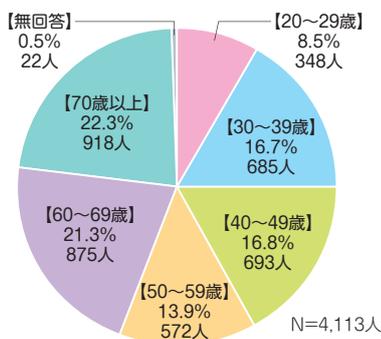


② 調査票配布先の性別構成

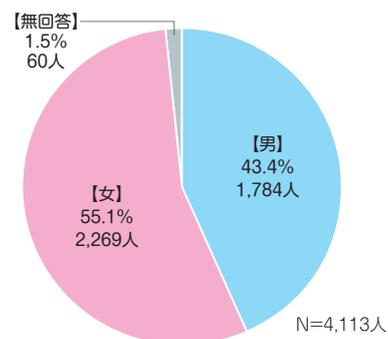


(3) 回答者の基本属性分布

① 回答者の年齢構成



② 回答者の性別構成

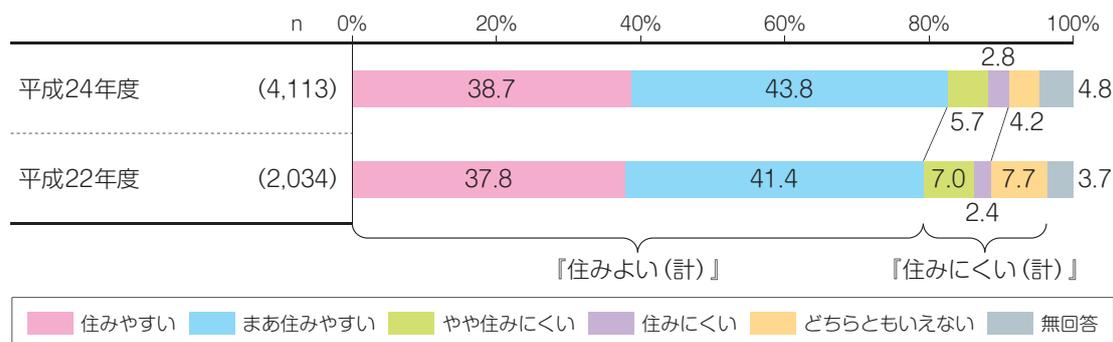


2 結果の概要

(1) 住みよさと定住意向について

あなたが現在お住まいの場所は、住みやすいと感じますか。(1つだけに○)

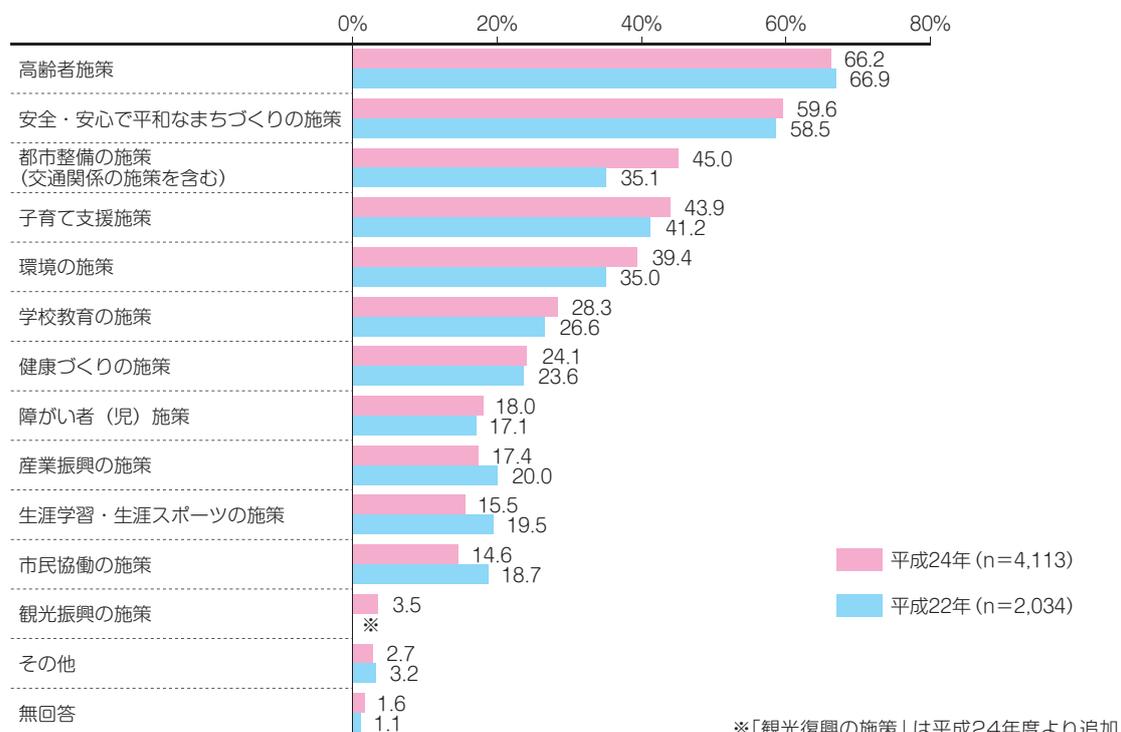
現在の居住地の住みやすさについては「まあ住みやすい」が43.8%で最も多く、「住みやすい」の38.7%と合わせた『住みよい』が82.5%となっています。



(2) 市政全般について

次の施策の中で特に重要だと思うものは何ですか。(○は5つまで)

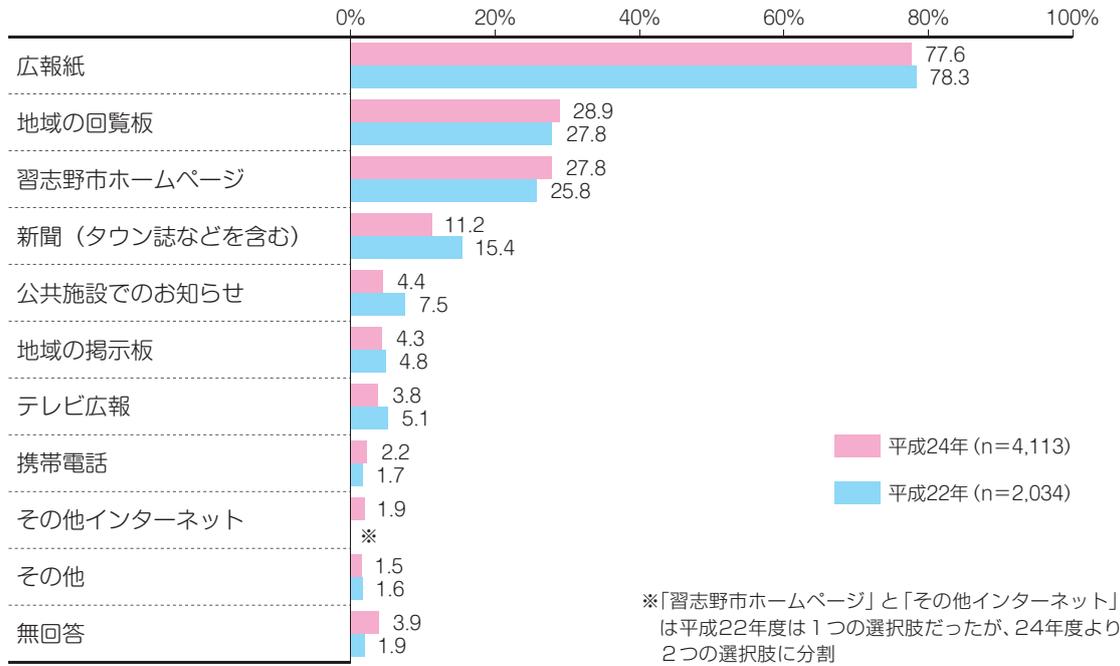
特に重要と思う施策は「高齢者施策」が66.2%で最も多く、次いで「安全・安心で平和なまちづくりの施策」が59.6%、「都市整備の施策(交通関係の施策を含む)」が45.0%となっています。



(3) 情報の入手方法

あなたは、市からの情報を得る手段として、どのような方法を利用していますか。
(○は2つまで)

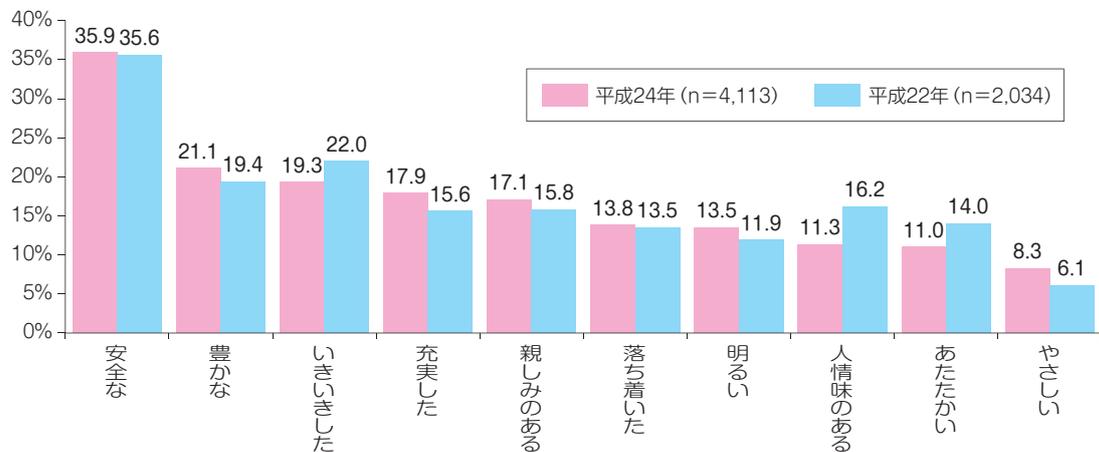
情報の入手方法は「広報紙」が群を抜いて最も多く77.6%となっています。次いで、「地域の回覧板」が28.9%、「習志野市ホームページ」が27.8%、「新聞(タウン誌などを含む)」が11.2%となっています。



(4) 10年後の習志野市のイメージにふさわしい言葉

「10年後」の習志野市のイメージとして次のどの言葉がふさわしいと思いますか。
(○は3つまで)

10年後の市のイメージにふさわしい言葉については「安全な」が35.9%で最も多く、次いで「豊かな」が21.1%、「いきいきした」が19.3%となっています。



Ⅲ-2 市民意見の提案概要

本計画の策定にあたっては、市民協働を理念に、「習志野市次期基本構想・基本計画策定市民会議」や「まちづくり提案会」を開催し、策定の各工程で多くの市民意見を取り込むことに努めました。

頂いた提案内容は、実現できるもの、今すぐには実現できないが将来可能性があるもの、市のみでは対応が困難なもの等、多岐にわたっています。

以下は、主な意見を分野毎にまとめた提案概要です。

分野	主な提案
保健・医療・福祉	・ 健康づくりの取組の周知強化
	・ 自主的に気軽に運動できる場の整備
	・ ひとり暮らし高齢者の孤立解消
	・ 買い物弱者への支援
	・ 障がいを持った方と交流を深める機会の設定
	・ 歩道等のバリアフリー化
	・ 交通空白地域の利便性の向上
地域経済・産業振興	・ 商店街、大学周辺の賑わい創出
	・ 地域コミュニティの再生
	・ 新たな企業誘致
	・ 企業と協働したまちづくりの企画
	・ 市民農園・観光農園の開設
	・ ほかの産業やイベントとの連携
危機管理・安全対策	・ 情報伝達手段の確保
	・ ライフラインの維持・確保
	・ 地域との連携
	・ 災害時要援護者への対応
都市基盤整備	・ 渋滞、踏切等の道路事情の改善
	・ 道路計画の話し合いへの市民参加
	・ 景観の維持
	・ 水道、ガスの安定供給
	・ 住宅施策の充実
環境政策	・ 谷津干潟の保全
	・ 二酸化炭素排出量削減
	・ 自然環境の保全
	・ ごみの減量化
	・ ごみ焼却施設の保全、長寿命化
	・ 放射線量の周知

分 野	主な提案
子育て・教育・学習	・ 子育てと仕事の両立支援
	・ 高齢者のパワーの活用
	・ 親同士の交流機会の拡大
	・ 子どもが自由に遊べる場の確保
	・ 安心して通学できるための防犯
	・ 対外行事、自然体験活動の充実
	・ 中核図書館の設置
	・ 図書館の利便性の向上
	・ 学習拠点として大学との連携
	・ 気軽に利用できるスポーツ施設の整備
男女共同参画・ 交流・平和啓発	・ ワークライフバランスの推進
	・ 多文化共生社会に向けた交流行事の開催
	・ 遠隔地自治体との災害時協力
	・ 他自治体と連携したまちおこし
	・ 定年退職者の地域運営への参画
	・ 地域交流の活性化
	・ 平和意識の啓発
財政・公共施設	・ 次世代への平和継承
	・ 公共施設の更新、再生
	・ 新時代のシンボルとなる堅実で親しみやすい新庁舎
	・ 学校の耐震化
市民協働	・ 施設のバリアフリー化
	・ 住民参加型のまちづくり
	・ お互いに助け合える優しいまちづくり

Ⅳ まちづくりの課題

Ⅳ-1 市政を取り巻く時代の流れ

1 本格的な少子高齢化時代

本市では平成25(2013)年に高齢化率が21%を超え、「超高齢社会」に突入しました。

国全体の傾向と比較すると、高齢化の進展は緩やかではありますが、人口推計で示した通り、今後も高齢者数の増加は続くと予想しています。

加えて年少人口の減少が続いているため、今後の人口構成は、更に少子高齢化が進むと予想されます。このことにより、今後社会保障関係費が増大するなかでも、生産年齢人口の減少による税収減が見込まれます。

しかしながら、本市ではこれまで計画的な都市基盤整備を行い、良質な生活環境を築いてきました。このことにより、国の高齢社会対策の基本理念である、「国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会」

を実現できる潜在的な能力を有していると言えます。

一方では、少子高齢化が進むことによる人口構成の変化により、その時々において市民が必要とする施設のニーズは変わっていきます。機能の転換や有効活用により、時代に合った適切な施設の配置を考えていく必要があります。

また、本市がこれまで柔軟に対応してきた、時代に合ったまちづくりを継続するとともに、豊富な社会経験を持つ高齢者にまちづくりの人材として活躍していただくことが重要となっています。

更に、市のみで地域の公共サービスを支えることは困難になっており、個々の地域課題の解決に向けて、新しい形の公共サービスのあり方を構築することが課題となります。



グラウンドゴルフを楽しむ高齢者



部活動に励む子ども達

2 安全・安心なまちづくり

東日本大震災では、本市においても秋津・香澄・袖ヶ浦・谷津の市域南部の埋立地区で大きな被害を受けました。

液状化による家屋被害や上下水道の破損等、日常生活が困難な状況となったほか、市庁舎をはじめとする老朽化が指摘されていた公共施設に被害が及びました。平成24(2012)年10月には耐震性不足が判明していた市庁舎から、一時措置として仮庁舎へ行政機能の一部を移しています。

本市の都市計画のなかでも、震災からの復興と公共施設の再生は、それぞれ必要性和緊急性において更に高くなっています。

なお、震災の影響により、平成24(2012)年には国勢調査が始まって以来、初めて千葉県の人口が前年を下回り、特に震災で災害救助法の適用を受けた県内8市区町では、本市を除き、いずれも市区町外への転出が転入を上回りました。

今後も震災からの復興に注力し、住みよく安全に暮らせる市民生活を維持するため、市独自の取り組みだけでなく、地域における人と人のつながりによる信

頼感を向上させ、災害時の課題を乗り越えるための「自助」「共助」を可能とする復元力の高い地域づくりに努める必要があります。

また、本市ではこれまで公共施設に太陽光発電システムを設置したり、各家庭での設置費用の一部を補助したりする等、自然エネルギーを利用したエネルギー施策に取り組んできました。

震災の経験を踏まえた新たなエネルギー議論では、より効率的で効果的な省エネルギー対策が求められており、本市でも公共施設の再生をはじめとするまちづくりのなかで、どのように取組を進めていくかが重要な課題となります。



被災した本庁舎

太陽光発電

3 公共施設の再生

本市では、昭和40年代から50年代(1965年から1984年)に2度にわたる公有水面埋立を行い、市域が拡大するとともに人口が急増し、市街化が急速に発展しました。

この市街化の発展に合わせ、住宅団地開発や学校・幼稚園等の公共施設の整備を行ってきましたが、それらがいずれも建築後30年以上経過し、次第に公共施設の老朽化が目立ってくるようになりました。

公共施設の老朽化対策は、厳しい財政

事情のなかで大変大きな負担となるものですが、先送りすればするほど対応が困難になります。

そこで、平成21(2009)年3月には、行財政改革の一環として「公共施設マネジメント白書」を取りまとめ、施設の現状と運営状況の分析を行いました。

その後、公共施設再生計画の策定を見据え、有識者による専門協議会を設置し、より具体的な対策に言及した提言書をまとめました。

また、提言書を取りまとめていた平成

23(2011)年3月11日の東日本大震災では、液状化による上下水道の不通や道路の隆起・陥没が発生し、市庁舎・学校・生涯学習施設等の公共施設に大きな被害が発生しました。

まさに、公共施設の耐震化、老朽化への対応の必要性和緊急性が明らかになったところです。

災害発生時における公共施設の重要性が再確認されるなか、平成24(2012)年5月には、公共施設再生計画策定のための基本方針を取りまとめました。

この基本方針では、財源確保から環境負荷といった想定される様々な課題への具体的な実施方針を示し、平成25

(2013)年3月には新たな「公共施設再生計画データ編」を策定し、その後「公共施設再生計画」を策定することとしています。

これら全国から注目される先駆的な取組を進めていく上では、堅実な進捗管理をするとともに、計画的で円滑な事業の実施のために、施設利用者である市民の理解と協力が重要となります。



耐震化工事をした学校

4 求められる地方自治体の自立と協働の推進

今、地方自治体は自らの責任と判断により、財源を確保しながら、住民の生活を守り充実させていかななくてはならない時代にあります。

本市では、平成8(1996)年度に行政改革本部を設置して以来、社会経済情勢の変化に対応し、持続可能な行財政運営のもとで市民サービスを維持・充実させていくために、行政運営の効率化や財政状況の健全化等に重点を置き、多くの改革・見直しに取り組んできました。

平成22(2010)年度からは、これまでの行財政改革を継続しつつ新たに「自治体経営」という視点を取り入れた「経営改革プラン」を策定し、財源確保策等を計画的に位置付けました。

このプランに基づき、人件費の削減や事務事業・補助金・受益者負担等の見直し、更には指定管理者制度等の民間活力の導入を図り、これらの取り組みを着実に実行することで、近年の急激な地方財政の悪化を乗り越えてきました。

本市では、今後の厳しい財政状況を見据えながらも、持続可能な行財政運営により、自立的な都市経営を推進することを目標に、本計画に対応した新たな経営改革大綱に基づき、着実な行財政改革に取り組んでいくことが必要不可欠です。

加えて、住みよい地域をつくるためには、子どもたちの見守り、災害に対する備え、まちの環境美化等、それぞれの地域において市民一人ひとりが主体的に行動することも大変重要です。

そのためには、近隣住民との交流、地域のイベントへの積極的な参加を通し、市や地域に対する愛着を持って地域の課題を解決していく力を育てていく、市民としての責務も重要となってきます。

今後は、複雑化・多様化する市民ニーズを的確に捉え、効率的・効果的な公共サービスを実現するため、市とともにNPO・ボランティア活動団体・企業・学校・町会・自治会等、多様な主体が連携・協力することが必要です。



基本構想

I	将来都市像	24
II	人口指標と都市空間づくりの考え方	26
II-1	人口指標に対する考え方	26
II-2	都市空間づくりの考え方	27
III	将来都市像を実現するための3つの目標と自立的都市経営の推進	29
III-1	将来都市像を実現するための3つの目標	30
III-2	自立的都市経営の推進	40

I 将来都市像

習志野市は、市制施行以来一貫して住民福祉の向上を目指してきました。

昭和45(1970)年には、次代を担う子どもたちのために、静かな自然を守り育てることが教育及び文化の向上を支えるまちづくりの基盤であり、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件であるとする「文教住宅都市憲章」を制定しました。

そして将来にわたるまちづくりは、住民自治・市民協働により進めるとし、その理念は市政の根幹として、今日まで受け継がれています。

しかしその一方では、グローバル化や高度情報化社会の進展、地球環境問題の深刻化、少子高齢化等、本市をとりまく社会経済情勢は大きな変化の局面を迎えています。今日においては、安定・成長の時代は過去のものとなりつつあり、あらゆる分野において、多種多様な課題が顕在化してきました。

このような状況下では、変革という時代の波をしっかりと受け止め、重点的に取り組むべき課題を適切に掲げることが必要です。そして、魅力的かつ最適な行政サービスを持続的・安定的に提供していかなければなりません。

また、市民・市民活動団体・企業・学校等と市が更にその絆を深め、相互理解の上で責任を担い連携し合う、協働による自主自立のまちづくりを一層推進していくことが大切です。

そのためには、周囲への関心が希薄になり、社会性の喪失が懸念される今、市民一人ひとりが人を思いやる心、社会を思いやる心を持ち、個人の満足感や充足感を求めるだけにとどまらず、人に対するやさしさ、物に対するやさしさ、生活環境に対するやさしさ等、個人の持っているやさしさを広げ、そしてそのやさしさでつながることを基本とするまちづくりを進めていかなければなりません。

そこで、本市が今日まで築き上げてきた、豊かで安全・安心な生活環境を継承し、新たに住んでみたいまち、将来にわたり住み続けたいまちにするために、

今、習志野市が目指すべき姿を、

**未来のために
～みんながやさしさでつながるまち～
習志野**

と決めました。

未来のために

現在の本市の生活環境は、過去から先人の知恵と努力により築かれたもので、将来にわたって市民が豊かな生活をしていくための基盤として、大切に守り育て、継承していかなければなりません。

しかし、生活環境を守り、向上させることは多くの財源や人材等を必要とします。現在、本市は多様な行政上の課題に取り組むため、適切な財源を選択し、その確保を図りつつ様々な施策を展開していますが、それらは、将来の市民にとって過度な負担となりかねません。

現在の生活を豊かなものにし、更に未来の生活を充実させる上で必要なことは、持続可能な行財政運営をすること、世代間で分かち合いながら生活環境を整備すること、そして将来にわたり必要な行政サービスを提供する仕組みを構築することです。

そこで、現在の生活をより充実させつつ、責任をもって未来へ豊かさを引き継ぎ、発展させる施策を展開していきます。

みんながやさしさでつながる

現代においては、生活基盤の整備が進み生活が便利になる一方、人の価値観や家族・地域・社会が互いに求める役割等も多様化し、個人・家庭等が様々な考えを持ち社会を形成しています。

多様な主体で形成された社会のなかで、豊かな生活を送るために必要なことは、市民一人ひとりが各々の考え方を尊重しつつ、共通の理解と共通の認識のもと、以前にも増して人と人あるいは地域等、他者に対するやさしさと思いやりの心で社会との調和と平和への願いを育んでいくことです。

また、あらゆる人・世代・団体がつながった信頼の輪を、私たちが紡ぎだした真の豊かさとして、将来世代に引き継いでいく必要があります。

そこで、一人ひとりの市民、地域や市が、互いの信頼関係に基づいて連携・協働し、未来の習志野市がやさしさと思いやりの心でつながるまちになることを目指します。

基本構想の計画期間

この将来都市像を実現するための本基本構想の計画期間は、

平成26(2014)年度から平成37(2025)年度までとします。

Ⅱ 人口指標と都市空間づくりの考え方

Ⅱ-1 人口指標に対する考え方

本基本構想最終年(平成37(2025)年)の推計人口は172,217人であり、平成25(2013)年の人口より6,818人の増加となります。このなかでは、老年人口、特に75歳以上である後期高齢者が8,259人の増加となる一方、年少人口は2,207人の減少となります。

今後、高齢者が増えていくなかでは、健康の維持と介護予防に努めることにより社会福祉関係経費の増加を抑制する必要があります。また、人口構成比による生産年齢人口や年少人口割合の減少は、労働力不足やまちの活気の低下を招く恐れがあることから、まちの魅力を向上させ、人を呼び込み、住み続けたいまちとする必要があります。

そのため、この基本構想の期間中、後期高齢者の激増をはじめとする人口構成の変化に対応するための施策を展開します。

平成25年と基本構想最終年(平成37年)の比較(単位:人)

区 分		平成25年 4月1日	平成37年 4月1日	増減	
人 口	実数と推計常住人口	165,399人	172,217人	+6,818人	
	老年人口 (65歳以上)	後期高齢者(75歳以上)	15,152人	23,411人	+8,259人
		(全体に占める割合)	9.2%	13.6%	+4.4%
		前期高齢者(65~74歳)	19,447人	16,852人	-2,595人
	(全体に占める割合)	11.7%	9.8%	-1.9%	
	高齢者総数	34,599人	40,263人	+5,664人	
	(全体に占める割合)	20.9%	23.4%	+2.5%	
	生産年齢人口(15~64歳)	107,956人	111,317人	+3,361人	
	(全体に占める割合)	65.3%	64.6%	-0.7%	
年少人口(0~14歳)	22,844人	20,637人	-2,207人		
(全体に占める割合)	13.8%	12.0%	-1.8%		

Ⅱ-2 都市空間づくりの考え方

1. 土地利用と地域的特性

本市は、明治期から昭和期にかけての様々な市街地形成の経緯や、海岸や干潟、台地等の地形的特性を持ち、その大部分が住宅地で占められているものの、自然環境を残した豊かな都市空間を形成し、良質な居住環境を提供しています。

また、市内各所には駅周辺や市街地から一定の距離を保ち存在する市街化調整区域がありますが、既に宅地化が進みつつある区域と農地とが混在しています。

この市街化調整区域については、周辺環境等地域の特性を踏まえつつ、地権者の意向を尊重しながらも、時代の変化に柔軟に対応する必要があります。

規制の緩和により市街化に適する区域については良好な市街地形成を推進し、保全すべき農地については、都市型農業の推進と機能の確保を図ります。

このように、各地域が持つ地理的・地形的特性を活かしつつ、居住環境を支える良好な市街地を形成するなかで、市民の様々なニーズに対応できる、魅力のあるバランスのとれた都市空間の形成を目指します。



市内に点在する農地

2. 特徴ある拠点の充実

本市には、主要交通、商業施設が集中する津田沼地区や大学等学術機関のある大久保地区のほか、工業・流通施設が集積する茜浜・芝園地区、ラムサール条約登録湿地である谷津干潟を有する谷津地区等、個性豊かな地域が存在しています。

これらの特性を持つ地域を拠点地域として位置付けることで、魅力とにぎわいのある都市空間の形成を目指します。

特に、JR津田沼駅周辺地区は利便性の高い交通拠点であり、市内外からたくさんの方が訪れますが、現在の姿となって30数年が経過するなかで、時代に即した発展が求められています。

本市の表玄関として、ふさわしい駅前空間の機能を更に充実させるとともに、高度な土地利用を図り、文化的で活気あふれる都市空間づくりに努めます。



まちびらきをした奏の杜

3. 自然との共生空間

本市には、昔からの自然とともに都市公園が各所に整備されて、市民の憩いの場になっており、人と自然の共生空間としてその保全が重要な意味を持っています。

谷津地区には、ラムサール条約登録湿地である谷津干潟、習志野の原風景である里山の残る実朮地区には、良好な自然環境を維持するために指定された自然保護地区があり、国道14号以南においては香澄公園や秋津公園等の大規模な公園を計画的に整備しています。

また、本市の北東部から中央部を縦貫し、海浜部まで続く幹線緑道であるハミングロードは、緑と水の南北軸と位置付け、市民交流の場としても貴重な財産となっています。

これら緑の拠点を、都市空間を構成する上での重要な自然環境として位置付け、災害時における防災上の役割にも配慮しながらその規模と連続性を確保し、緑のネットワークの形成を図ります。

このように、市内各所の自然を整備・保全し、まちの快適性やうるおいのある景観に寄与する、人と自然の共生空間の形成を目指します。



ほたる野

Ⅲ

将来都市像を実現するための3つの目標と自立的都市経営の推進

将来都市像に基づいたまちづくりを実施するためには、目標を掲げ各種事業を効率的かつ効果的に推進する必要があります。

そこで、将来都市像を実現するための3つの目標を「健康なまち」「快適なまち」「心豊かなまち」とし、目標を支える自立的な都市経営の推進として3つの重点プロジェクトを「公共施設の再生」「財政健全化」「協働型社会の構築」と設定しました。それらを体系図に表すと以下のとおりとなります。



Ⅲ-1 将来都市像を実現するための3つの目標

第1章 支え合い・活気あふれる「健康なまち」

はつらつとした若さを失わないまちであるためには、市民一人ひとりが健康であることに加え、まちが健康であることも不可欠です。

市民一人ひとりの健康とは、一人ひとりが健康に対する意識を高め、健康的な生活を自ら選択し、主体的に取り組むことです。また、それらに加え、様々な分野で相互に連携・協働し、健康を地域社会全体で支え、守るための社会環境づくりに取り組むことが必要です。

まちの健康とは、人々が活気に満ち溢

れ、いきいきとした地域社会であることです。そのためには、身近な商店街の活性化や企業の定着等に取り組むことが必要となります。

そこで、人の健康づくりとして「誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉の充実」の観点と、まちの健康づくりとして「にぎわいと活力を創出する地域経済・産業の振興」の観点から、支え合い・活気あふれる「健康なまち」を目指します。

まちづくりの方向性

第1節 「誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉の充実」

◇ 市民生活には、健康を気遣える環境の整備が重要です。市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、健康的な生活を自ら選択して実践し、主体的に楽しく健康づくりができるよう「習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例」に基づき、あらゆる分野において健康づくりを意識した取り組みを推進します。



てんとうむし体操イメージキャラクター
てんてんちゃん

◇ 全ての市民が、住み慣れた地域で心身ともに健やかに、笑顔に満ちた生活を送るためには、年齢・性別・障がいの有る無しにかかわらず、皆地域の一員として居場所を得ながら、自信と誇り、生きがいを持って社会参加を続けることができる共生社会を醸成していかなければなりません。そのために、必要な福祉サービスの内容と、提供体制を示した地域福祉計画に基づき、社会的に弱い立場にある人たちの人権を守り、地域の一員として包み、支え合い、あらゆる人の存在価値を認める取り組みを地域住民とともに進めます。

- ◇ 高齢化が急速に進展するなか、高齢者が健康を保ち、できるだけ介護を必要とする状態にならないよう、健康づくりと介護予防の取り組みを進めます。また、たとえ要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスを一体化して提供する地域包括ケアの推進を図ります。



障害福祉サービス事業所 花の実園

- ◇ 経済的に困窮する方への就労支援を強化し、経済的自立を促すための事業の推進を図り、健康で文化的な生活を送れるよう、国の各種施策と併せて支援を進めていきます。また、市民の安心・健康を支える国民皆保険制度を維持するために、国や県との連携を図りながら適切な運営に努めます。

第2節 「にぎわいと活力を創出する地域経済・産業の振興」

- ◇ 「習志野市産業振興基本条例」の基本理念に基づき、商業・工業・農業・観光の振興、中小企業支援、就労環境の充実、勤労者の支援、新しい産業の育成に取り組めます。
- ◇ 消費者の利便性向上を図るため、身近で便利な商店街づくり、商店同士や市民参加の地域と連携した取り組みを推進し、地域商店と大型店の共存共栄による商業活性化のための各種支援策に取り組めます。
- ◇ 経営基盤の強化と経営革新や経営安定のための各種支援策に取り組み、中小企業の経営支援を図ります。
- ◇ 利便性の高い交通網を持つ本市の恵まれた立地を活かして、工業集積の場として魅力の創出に努めます。併せて良好な操業環境の保持や関係団体等との連携による施策を推進し、企業誘致と定着に取り組めます。



実籾ふるさとまつり

- ◇ 安全な農産物の供給、効率的かつ持続性のある農業経営の確立に努めます。また、市産市消の取り組みの拡大や限られた農地の効率的な活用、身近な消費者である地域住民との協働等により幅広く都市型農業を推進します。
- ◇ 市民自らが新しい着想をもって創りあげたイベントやプログラム等により、本市の魅力を向上させ、より多くの市民が愛着と誇りを持つまちにします。このことによって、周辺地域や遠方の人々が興味を持って訪れてくる、「住んでよし」から“訪れてよし”のまちづくり観光」を目指した施策を官民一体で推進します。また、近隣市と連携した観光振興を推進するとともに、友好都市との交流を継続します。
- ◇ 産学民官連携による産業基盤の強化や発展、技術開発力の向上、新技術・新製品の開発を支援します。また、商業・工業・農業・観光等の地域産業資源の連携を促進し、相乗効果による新たな製品や商品、サービス等の創出に取り組み、市内における創業・起業を支援するための各種施策の強化を図ります。
- ◇ 仕事と生活の調和を推進するとともに、生きがいを持っていきいきと働けるような勤労者福祉の向上を図ります。また、国・県の各種支援策を活用し、充実した雇用・就労の環境づくりを推進します。



茜浜の工業集積地

第2章 安全・安心「快適なまち」

暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくるために、市民の安全・安心を守ることは市の責務です。一方、自らの安全や財産を守り、また地域で互いに助け合い支え合うことは市民の責務です。

市民と市が協力し合うことにより、危機に対応することができる、「**ともに安心を築く危機管理・安全対策の推進**」を図ります。

また、市街地の整備や道路・交通・下水道・ガス・水道等の「**暮らしを支える都市基盤の整備**」を推進し、地球規模で考える温暖化防止対策や自然の保護、公園の整備等の「**自然と調和する環境づくりの推進**」を図ることによって、青い空とつややかな緑のある**安全・安心「快適なまち**」を目指します。

まちづくりの方向性

第1節 「ともに安心を築く危機管理・安全対策の推進」

- ◇ 東日本大震災の教訓を踏まえた大規模災害や多様化する危機への対応及び発生した危機に対する被害の軽減を目指します。そのため、市民が安心して生活を送ることができるよう危機管理体制の更なる向上を図り、併せて市民の危機に対する意識の醸成に努めます。
- ◇ 災害による被害を最小限とするため、市や関係機関が行う「公助」の体制強化はもとより、市民の「自助」「共助」の力を高めます。
- ◇ 消防施設・装備の充実は大規模災害の要です。いかなる災害にも対応できる施設・装備を充実させ、併せて消防団等の組織との連携強化を図ることにより、安全で安心な暮らしができるまちづくりを推進します。
- ◇ 救急業務体制の充実を図るとともに救命効果の向上に向けた様々な取り組みを積極的に行います。
- ◇ 市民・事業者・警察・市等が連携を図りながら情報を共有化し、町会・自治会・関係機関・団体等との連携を強化します。これにより、地域ぐるみの防犯体制を充実させ、市民一人ひとりの防犯意識の向上に努めます。
- ◇ 交通安全に関する啓発活動を強化し、交通ルールの周知・交通マナーの向上を図るとともに、交通安全教育の充実に取り組みます。



避難訓練

- ◇ 市民生活を安全で豊かなものとする環境づくりに取り組み、消費生活の向上を図ります。また、自立した消費者になるための様々な消費者教育、啓発、情報提供に努めます。

第2節 「暮らしを支える都市基盤の整備」

- ◇ 住みやすさや事業展開のしやすさ等の向上を目指して、都市基盤整備方針の見直しに取り組みます。また、地域にあった土地利用が図られるよう地区計画制度を推進します。

- ◇ 交通拠点である駅周辺のバリアフリー化を進め、安全で安心して利用できる環境を整備します。



バリアフリー化として設置されたエレベーター

- ◇ 市民生活に密着した生活道路・公園等の整備を進めるとともに、良好な住環境の創出と市街地形成を図るための景観施策に取り組みます。

- ◇ 市民の住生活をより豊かなものとするため、市民生活に深く関わる施策と密接な連携を進めることにより、総合的な住宅施策を展開します。

- ◇ 旧耐震建物の早急な耐震化の推進が求められているなか、耐震診断・耐震補強・バリアフリー化の推進に努め、維持管理や建替えに対する支援に努めます。

- ◇ 安全で活力あるまちづくりを推進し、災害時における輸送力を確保するため、都市計画道路の効率的・効果的な整備の推進と道路・橋梁の老朽化への対応を図ります。併せて生活道路のバリアフリー化を進め、高齢者や障がい者等が円滑に通行できるよう改修・改良を行い、全ての市民にやさしいまちづくりを推進します。

- ◇ 公共交通空白・不便地区等への対策として、地域の特性に適した移動手段の確保に努めるとともに、公共交通事業者と連携し、移動の利便性向上を図ります。



東習志野・実籾地域バス

- ◇ 公共下水道の未普及地区について整備を進めます。また、老朽化した幹線管渠等について調査・設計を行い、公共下水道の改築・耐震化を進め、

併せて健全な運営に努め、安定した下水道事業を進めます。更に、浸水時の避難勧告の実施等、総合的な浸水対策を推進し、浸水被害を軽減します。

- ◇ 将来にわたって低廉な料金水準を維持し、安全で安定したガス・水道を供給するため、ガス・水道施設の耐震化及び更新計画を策定し、災害に強いガス管・水道管への入替を推進します。

第3節 「自然と調和する環境づくりの推進」

- ◇ 持続可能な社会を築くために、市民・事業者・市が主体となって、地域レベルでの総合的・計画的な地球温暖化防止施策を推進します。また、再生可能エネルギーの導入・普及の推進及び省エネルギー機器等の普及を促進します。
- ◇ 循環型社会を実現するため、市民・事業者・市が一体となって、環境負荷の少ないごみ処理体系の形成を目指します。また、再生利用率の向上のための施策やごみの排出ルール徹底のための施策に取り組みます。併せて効果的・効率的なごみ処理体制やし尿処理体制の構築を進めます。

- ◇ 市民のかけがえのない共有財産であるハミングロードや里山等、市内に残る自然環境の保護・保全に努めます。また、谷津干潟を重要な環境資源として保全・再生に努めるとともに、賢明な利用を図り、市民の学習・交流・情報交換の場として活用します。



ハミングロード

- ◇ 都市公園や緑地・緑道の適正な配置・整備と併せて、公共施設や事業所等の緑化を推進します。街並みのなかの緑の空間を保全することで、市民の暮らしにやすらぎを与える、快適な生活環境を創造します。



都市公園

- ◇ 大気汚染物質や水質・土壌・地下水汚染等を監視し、有害化学物質等への対応に努めることで、健康で安心して暮らせる生活環境を保全します。
- ◇ 学校教育・環境施設・環境保全活動を通じて環境学習の充実を図り、地域の環境保全への意識を醸成します。また、公共空間の環境美化を図り、まちの美観を守るきれいなまちづくりを推進します。

第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」

教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくるためには、教育行政の充実が大切です。本市が市制施行以来守り続けた「百年の計は人を育てるにある」という教育方針は、今後も変わることなく市政に反映していきます。

また、市民が心豊かな生活を過ごすためには、生涯を通して常に「興味」や「好奇心」といった「学び」の向上心を保ち続けられる環境を整えることが重要です。

本市では、安心して子育てのできる「子どもが健やかに育つ環境の整備」や、幼児教育・義務教育において「未来をひ

らく教育の推進」に取り組み、自立した社会人の養成と輩出を目指します。

また「生涯にわたる学びの推進」では、「一市民、一文化・一スポーツ・一ボランティア」のスローガンのもと、市民一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自立して活動しようとする意識と仕組みを醸成します。

こうしたなかで「互いを認め合い尊重し合う社会の推進」により、あらゆる問題に対して、互いに尊重し合い、協調しながら取り組むことのできる人を育成し、様々な主体の参画による育み・学び・認め合う「心豊かなまち」を目指します。

まちづくりの方向性

第1節 「子どもが健やかに育つ環境の整備」

- ◇ 地域の子育ち・子育て支援の拠点として、幼保一元施設の整備を進めます。併せて質の高い幼児期の教育・保育の一体的提供や保育の量的拡大、家庭における養育支援を充実させる等、地域の子育ち・子育て支援サービスの充実を図ります。
- ◇ 近年、核家族化の進行や共働き家庭の増加に伴い、将来においても引き続き子育てと仕事の両立支援が求められています。待機児童を解消し、保護者が安心して働き続けることができるよう、様々な主体による保育所機能の拡充のほか、多様な保育サービスの充実を図ります。
- ◇ 子育ての不安や負担感が高まるなかで、地域との連携を図りながら親子がふれあうことの大切さを伝えます。それとともに子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できるよう、場の提供を引き続き行います。



杉の子こども園

- ◇ 様々な家庭の育児不安に対応するため、一人ひとりの子どもの置かれた状況の多様性を社会的に尊重し、個々のケースに対応した相談・支援を行います。加えて、虐待の未然防止・早期発見・対応の体制を強化し、特に支援が必要な家庭も含めた全ての子育て家庭が自立し安心して暮らせるよう、支援の充実を図ります。
- ◇ 家庭や地域の子育て力の低下や地域のつながりの希薄化が懸念されています。そのなかで、地域やボランティアの支援を得ながら、地域による子育て支援を推進し、地域全体で子どもや子育て家庭を見守る体制づくりを推進します。

第2節 「未来をひらく教育の推進」

- ◇ 幼児教育のニーズが多様化するなかで、生きる力の基礎を培うため、幼児の主体性と元気な身体と豊かな心を育む保育・教育課程の編成に努めます。



幼児教育

- ◇ 子どもの健全な育成のため、基本的な生活習慣や食事の大切さを啓発し、就園前からの家庭・保護者の教育力の向上に努めます。

- ◇ 教育は人づくりであり、人づくりはまちづくりに直結するものです。小さなまちの大きな教育を更に充実・発展させて、豊かな人間性と優れた創造性を育む、習志野の人づくりを実践します。

- ◇ 生涯にわたって学ぶ力を培うために、わかる授業を展開し、基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上を図ります。併せて道徳教育や体育・食育等の指導の充実により、子どもが未来をひらくために必要な、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育みます。また、体験活動・学校行事の充実を図るなかで、互いに認め合い、他者と協調する力を伸ばし、いじめ・不登校の未然防止・解消を図ります。

- ◇ 学校との連携のもと、本市の教育を支えてきた教師の技術・意欲の確実な伝承を図り、教職員の教育力の向上に努めます。更に、開かれた学校づくりにより教育への信頼を高め、地域・保護者と連携を更に深めて、地域全体の教育力を向上させます。



学校教育

- ◇ 今後も情報通信技術は急速に進展し、コミュニケーションの在り方や授業のスタイルにも影響を及ぼすものと考えられます。これに対応するため、新たな指導方法の研究や教職員への研修を適切に行い、教育の質の向上を図ります。
- ◇ 子どもの生命を第一に考え、児童生徒の安全な学習環境を整備するとともに、児童生徒への安全教育や防災・減災の担い手を育む教育の充実を図ります。

第3節 「生涯にわたる学びの推進」

- ◇ 公民館や図書館における生涯学習支援機能を充実させ、誰もが目的や志向に応じた学習ができる機会の提供に努めます。併せて市民が自立して学習を行うことができるよう支援します。



図書館

- ◇ 市民が日常的に学び、その学習成果を活かすことができるよう、地域における活動等の情報提供に努めます。

- ◇ 多くの市民が芸術・文化等の活動に親しむことができるよう、鑑賞し教養を高めたり、参加し創造したりする機会の充実を図ります。また、芸術文化団体間の交流を推進し、団体の育成と併せ、芸術文化活動の活性化も図ります。

- ◇ 本市の歴史を多くの方が身近に感じ、郷土愛が育まれるよう、埋蔵文化財発掘調査による出土品等の資料・古文書・文献・写真・民俗資料等の文化財や歴史資料の調査・収集・保護・保存・展示に努めます。

- ◇ 「するスポーツ」や「見るスポーツ」のみならず、指導者を育成したり身近なチームを支えたりする等のスポーツ環境を整える「支えるスポーツ」を推進します。また、生涯にわたるスポーツライフの実現を目指し、競技やレクリエーション、子どもから高齢者、障がい者等まで、様々な分野・世代でスポーツ活動の充実を図ります。



芝園テニスコート・フットサル場

- ◇ 生涯学習・スポーツ活動の場を提供するため、市内大学等との連携を図り、民間スポーツ施設等の活用も推進します。

第4節 「互いを認め合い尊重し合う社会の推進」

- ◇ 少子高齢化の進展や国内経済の活性化等、社会経済情勢に対応する上で、男女が対等な社会の構成員として、互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が必要です。そのため、市民・事業所等多様な主体との連携・協働による実践的活動に取り組み、充実した心豊かな生活の実現を目指します。



男女共同参画センター

- ◇ 在住外国人が安全で安心な生活が送れるよう、関係団体と連携を図りながら支援し、国籍を超えた人々との共生意識を育むことで、多文化共生社会の実現を目指します。
- ◇ 海外姉妹都市との交流を中心とした青少年同士の交流を促進します。また、異文化体験を通じて多様性を受け入れ、郷土愛を育み、文化の違いを超えて協力し合えるような市民の国際感覚の養成に努めます。
- ◇ 「核兵器廃絶平和都市宣言」に基づき、我が国が世界唯一の核被爆国として被爆の恐ろしさと、被爆者の苦しみを広く訴え続けます。また、恒久平和を願い、市民の平和を希求する意識を醸成し、次世代へも継承されるよう平和を構築する活動に努めます。



平和事業

Ⅲ-2 自立的都市経営の推進

今後、日本は、グローバル化・高度情報化社会の進展・環境問題の顕在化・経済の変動等、世界規模での大きな変化のなかで、少子超高齢社会の到来という、かつてない人口構造の変化の局面を迎えます。

現在、これらの変化により、生産年齢人口の減少や家族形態の変化、地域社会意識の希薄化、高齢化に伴う社会保障費用の急速な増大、雇用規模の縮小といった多くの課題に直面しており、将来もその厳しさが増していくものと考えられます。

また、本市を取り巻く環境も、人口構造の変化や社会保障費の増加、あるいは公共施設の老朽化等、国のおかれた状況と同様であります。

しかしながら、こうした厳しい状況下においても、将来都市像を実現するために掲げた3つの目標の達成に向け、取り組みを着実に実行していくことが重要です。

そして、この施策の着実な実行を下支えするためには、長期的な視点に立ち、持続可能な行財政運営を計画的に実行する、自立的な都市経営の推進が必要です。

そのためには、自らの責任と創意工夫のもと、限りある経営資源で最良の行政サービスを提供しつつ、引き続き自ら改革を推進し、積極的な行政情報の提供や行政機能の効率化、職員の人材育成等、常にコスト意識を持った効率的・効果的な取り組みを実行していきます。

また、将来にわたって持続可能な都市経営を続けていくために「新しい公共領域」の形成が必要です。

地域住民・NPO・ボランティア・事業者等は、自主性と創造性を活力とした地域社会を構築する上での主体です。多様な主体と市が、互いに連携・協力し、適切な役割分担と責任に基づき、公共サービスを担い合う協働によるまちづくり、公民連携の取り組みを推進していきます。

更には、情報化社会が進展するなか、情報セキュリティを向上させるとともに、情報通信技術の活用による行政コストの削減や、情報伝達に双方向性を持たせることにより市民ニーズを的確に把握し、市民サービスの向上を推進していきます。

以上を踏まえ、自立的都市経営を推進するために「経営改革大綱」を策定し、この中でも特に本基本構想期間(平成26～37(2014～2025)年)全体における重点プロジェクトとして、次の3項目を掲げます。

将来都市像を実現するための ～ 自立的都市経営における重点プロジェクト～

1. 公共施設の再生
2. 財政健全化
3. 協働型社会の構築

重点プロジェクト 1 公共施設の再生

本市では、これまで「文教住宅都市憲章」の理念のもと、社会経済情勢に応じた施策を展開し、時代の変化に対応した市民サービスを提供できるまちづくりを推進してきました。

特に、バブル経済崩壊以降の国・地方の厳しい財政状況のなかでも、市民生活の充実と持続可能な行財政運営を実現するために、継続的な行財政改革を推進し、一定の成果を挙げてきました。

その一方で、公共施設は、地方自治法において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されていますが、土地・建物・インフラ等、保有する資産に関する改革の取り組みが十分とは言えませんでした。

そこで、将来のまちづくりを持続可能なものとするため、本市が保有する資産のうち、特に公共施設についての現状と課題を把握・分析し、施設が地域で果たす役割や機能を見直します。

また、限られた財源のなかで、時代に適合した住民サービスを提供できる公共施設の再生と再配置を、効率的・効果的に実行します。

■ 公共施設再生計画基本方針

本市が保有する公共施設は、先代から受け継がれてきた貴重な資産です。限られた財源のなかで、これらの資産を有効活用し、効率的な施設の維持管理・更新に努めていくことは、将来のまちづくりに繋がる重要な取り組みとなります。

公共施設の再生にあたっては、施設の現状と課題を把握・分析し、その上で適切な資産管理のもと、これを実行し、将来のまちづくりを持続可能なものとしていきます。

また、対象となる施設は、小学校及び中学校等の教育施設、幼稚園・保育所等の子育て支援施設、生涯学習の拠点となる公民館やコミュニティセンター、そのほか福祉施設やスポーツ施設、市営住宅や消防施設、庁舎等、市民サービスの拠点となる施設とします。

この公共施設の再生には次の3つの方向性があります。

- ① 施設重視から機能優先へ考え方を転換する「施設と機能の分離」
- ② 更新が可能な量まで、施設の更新事業費を圧縮する「保有総量の圧縮」
- ③ 計画的な維持保全を行い、バリアフリーや環境対応、避難所としての機能向上等に努める「施設の質的向上」

これらの考え方を柔軟に取り入れ、時代の変化に対応した市民サービスを提供するための場としての公共施設の整備を行い、持続可能な都市経営の基盤を整備します。

重点プロジェクト 2 財政健全化

本市では、地方分権・地域主権改革が進むなかで、自主自立のまちづくりを推進していくために継続的に行財政改革を進めてきました。

それは、少子高齢化やグローバル化の進展、国や地方財政の悪化、環境問題への関心の高まり等、社会経済情勢の大きな変化、あるいは市民意識の多様化・高度化等の構造的な変化への的確、迅速な対応です。

しかし、近年、世界規模で経済状況が急激に変化し、予測のための前提条件が大きく異なってきたこと等から、財政運営の先行きの不透明感はこれまで以上の高まりを見せています。

本市においても、歳入の根幹である市税収入については、人口減少・少子超高齢社会の到来に加え、個人所得が減少するなかで、個人市民税の減収が懸念されます。

また、固定資産税・都市計画税は、開発により一時的な伸びは期待できるものの、継続した増収を見込みにくい状況となっています。

このように、これまで全国的にも恵まれ、安定的な財源であった本市の市税を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあります。

一方、歳出においても、東日本大震災による復興関連経費のほか、生活保護費や児童福祉費等の扶助費の増大が予想され、更に今後の公共施設の耐震化、再生・再配置に伴う財政負担は、本基本構想の実現にも大きな影響を与えることとなります。

以上のことを踏まえて、引き続き行財政改革に積極的に取り組み、将来を見据えた財政の健全化を実現し、自主財源の確保を常に視野に入れながら、自立した都市・財政基盤を構築するための財政健全化を推進します。

■ 財政健全化

地方自治体における財政問題は、自治体経営の根幹をなす問題であり、持続可能な財政運営なくしては、本市の将来展望が開けません。

近年、景気の低迷や社会の閉塞感は、社会経済構造の転換を促し、地方自治体にも大きな構造転換を迫っています。

そうしたなかで、様々な社会経済情勢の変化へ対応するためには、それぞれの地域で地方分権・地域主権改革を推進していく必要があります。

本市においては、自主自立したまちづくりを推進するための財政構造の体質強化を図るべく、財政健全化に向けた様々な取り組みや行政改革を実施してきました。しかし、依然として、厳しい財政状況が続いています。

こうした財政の現状を克服し、将来にわたって自主自立したまちづくりを進めていくため、身の丈に合った行財政運営を目指し、行政運営経費の削減、債務の適正な管理、歳入の確保、計画的な基金の積み立て等に引き続き努めます。

重点プロジェクト 3 協働型社会の構築

地方自治体と国との行政システムの枠組みが大きく変わるなか、市民ニーズを的確に捉え、効率的・効果的な公共サービスを実現していくことが求められています。

しかし、近年の少子高齢化や子育て・環境・教育・防犯・防災等地域の抱える社会的課題は複雑・多様化しており、市のみで十分な対応をすることが困難なケースも生じています。

このようななかでは、人と人との心と行動が響き合い信頼し合える、コミュニケーション豊かな支え合いと活気ある社会づくりが求められています。

地域で困ったことがあったら地域の方に相談できるまち、地域で起こった問題は地域で解決できるまち、地域の皆さんと趣味や文化・スポーツの楽しみを分かち合えるまち。そのようなまちであれば、安全・安心で快適に暮らせ、充実した生活を送ることができます。

本市では、市制施行以来、市民とともに築くまちづくりを進めてきました。

今後も更に、NPO・ボランティア活動団体・企業・学校・町会・自治会等多様な主体が公共サービスの担い手となり、地域の様々な課題解決に向けて連携・協力する「協働」を推進します。

このように、市民自らが公共サービスの担い手となることで、地域の課題解決に向けた「市民の力」「地域の力」が向上し、各地域で質の高いきめ細やかな公共サービスの展開が可能となります。

また、「市民と市」「市民と市民」等、協働に関わる全ての人々の連携を強化するなかでは、情報の共有が大切となります。情報発信力・情報収集力の向上を図り、更なる情報化社会への対応を進め、地域活動がしやすい環境の整備に努め、民間の力を生かし、潤いと活力ある成熟した「協働型社会の構築」を目指します。

■ 市民協働基本方針

「市民協働」が求められる背景には、高齢化・子育て・環境・教育・防犯・防災等様々な課題が地域にあり、市民のニーズも多様化・複雑化しているなかで、市が行う画一的なサービスには限界のあること、更には地方分権の流れ、まちづくりへの意識の高まり、市民自らが課題を解決する力の向上といった大きな時代の変化があります。

この「市民協働」とは、まちづくりの担い手である市民・市民活動団体・企業・学校等の市民協働のパートナーと市が、互いの特性を理解し、対等な立場で共通の目標を達成するために協力・協調することです。

市民協働には、①「自主性・自立性」②「相互理解」③「目的の共有」④「対等な関係」⑤「情報の公開・共有」という5つの基本原則があり、この原則を守りながらそれぞれの責任と役割を理解し、対等な立場で活動していきます。

本市では、協働しやすい環境づくりに向け、①推進体制の整備 ②活動拠点の充実 ③市民活動の支援 ④意識改革・人材育成 ⑤市民活動団体等との連携・交流という、5つの分野で、関連施策を推進します。



前期基本計画

I 財政計画	46
I-1 前期基本計画期間の財政計画	46
II 前期基本計画の構成	48
II-1 前期基本計画の構成	48
II-2 施策の体系	49
III 前期基本計画	52
III-1 将来都市像を実現するための3つの目標.....	52
第1章 支え合い・活気あふれる「健康なまち」	52
第1節 誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉の充実.....	53
第2節 にぎわいと活力を創出する地域経済・産業の振興.....	68
第2章 安全・安心「快適なまち」	76
第1節 ともに安心を築く危機管理・安全対策の推進.....	77
第2節 暮らしを支える都市基盤の整備	88
第3節 自然と調和する環境づくりの推進.....	102
第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」	113
第1節 子どもが健やかに育つ環境の整備	114
第2節 未来をひらく教育の推進	118
第3節 生涯にわたる学びの推進	124
第4節 互いを認め合い尊重し合う社会の推進	129
III-2 自立的都市経営の推進.....	134
重点プロジェクト1 公共施設の再生	138
重点プロジェクト2 財政健全化	141
重点プロジェクト3 協働型社会の構築	144
IV 計画の進捗管理	146
IV-1 成果指標と実施計画	146
IV-2 計画の進捗管理.....	147

I 財政計画

I-1 前期基本計画期間の財政計画

第1項 将来の見通しと財政課題

今後の人口の動向を踏まえると、生産年齢人口層の減少により市税収入の低下が予測されます。

その一方で歳出面においては、超高齢社会の到来により、高齢者福祉関係費などの社会保障費はますます増加するものと推測されます。

国は「税と社会保障の一体改革」において、「税制抜本改革」により、消費税率の引上げによる増収分で社会保障の充実と安定化を進めるとともに、将来世代への負担の先送りを減らし、財政健全化を同時に達成するとしています。

本市においても、この消費税率引上げに伴い交付金の一定の増額による財源措置は講じられるものの、今後加速する少子高齢化による社会保障関係費の増加を賄うには、十分とは言えない状況です。

また、国の厳しい財政状況を鑑みますと、普通地方交付税についても現状の交付水準が維持されるか懸念されるところであります。

更に、高度経済成長期に集中して建設した公共施設の老朽化に係る更新問題も顕在化し、その対応は既に先延ばしすることができない状況となっております。

この公共施設の再生に取り組むことは、必然的にその財源の確保として新たな債務を生じさせることとなり、公共施設再生を進めるには、財源確保と適切な債務管理を行っていくことが重要となります。

こうした状況を踏まえ、本市がこれまで継続してきた行財政改革の取組を基礎とし、自立的な都市経営を推進するために、「第一次経営改革大綱」に基づき、最小の経費で最大の効果を上げる経営改革の取組を着実に実行することとします。

その取組を反映したうえで、前期基本計画期間内に掲げた施策の実現性を担保した財政計画を作成しました。

第2項 財政計画

本財政計画は、平成26年度予算編成時点における国・県の制度を前提に、過去の伸び率等を参考として推計した財政予測に基づくものです。

なお、経営改革の取組による財政効果を含んだうえで、前期第1次実施計画や公共施設再生計画など、本市の現行計画に基づく事業費を見込むとともに、新たな建設事業に伴う地方債の償還計画等についても算入しています。

具体的には、歳入において、市税では、現行税制を前提としつつ、人口推計における生産年齢人口の推移や景気の動向を踏まえて見込んでいます。

また、使用料及び手数料については、消費税増税分を含め3年毎の料金見直し分を見込んでいます。そのほか、国・県支出金や市債など、歳出の推計に連動するものについては、その財源として見込んでいます。

歳出において、人件費は、現行の給与制度を前提とし、職員数を第3次定員適正化計画に基づき推計しています。その他の経費については、現行の制度を前提とし、人口推計や過去の伸び率、消費税増税に係る影響等を見込んでいます。

歳出全般について、人件費等の内部管理経費の削減を進めていますが、少子高齢化の進展に対応するための高齢者支援や子ども子育て支援に係る経費の増加が見込まれます。また、市民サービスの拠点として重要な公共施設は、その多くが老朽化しており、早期に対応しなければなりません。施設等のハード整備に掛かる経費は大きく、市民サービスの充実とのバランスを図りながら、効率的な財政運営をしていくことが不可欠です。

区 分 (単位：百万円)		平成26～28年度 (2014～2016)	平成29～31年度 (2017～2019)	平成26～31年度 (2014～2019)	
歳 入	自主財源	市 税	76,586	76,765	153,351
		使用料及び手数料	3,661	4,038	7,699
		そ の 他	18,692	19,361	38,053
		計	98,939	100,164	199,103
	依存財源	国・県支出金	27,797	28,327	56,124
		地方交付税	11,872	9,656	21,528
		市 債	19,186	22,737	41,923
		そ の 他	8,871	11,058	19,929
		計	67,726	71,778	139,504
	合 計		166,665	171,942	338,607
歳 出	人 件 費	36,113	35,811	71,924	
	扶 助 費	30,955	35,322	66,277	
	公 債 費	13,161	13,408	26,569	
	物 件 費	32,214	31,669	63,883	
	繰 出 金	16,272	17,365	33,637	
	普通建設事業費	26,087	28,892	54,979	
	そ の 他	11,863	9,475	21,338	
	合 計	166,665	171,942	338,607	

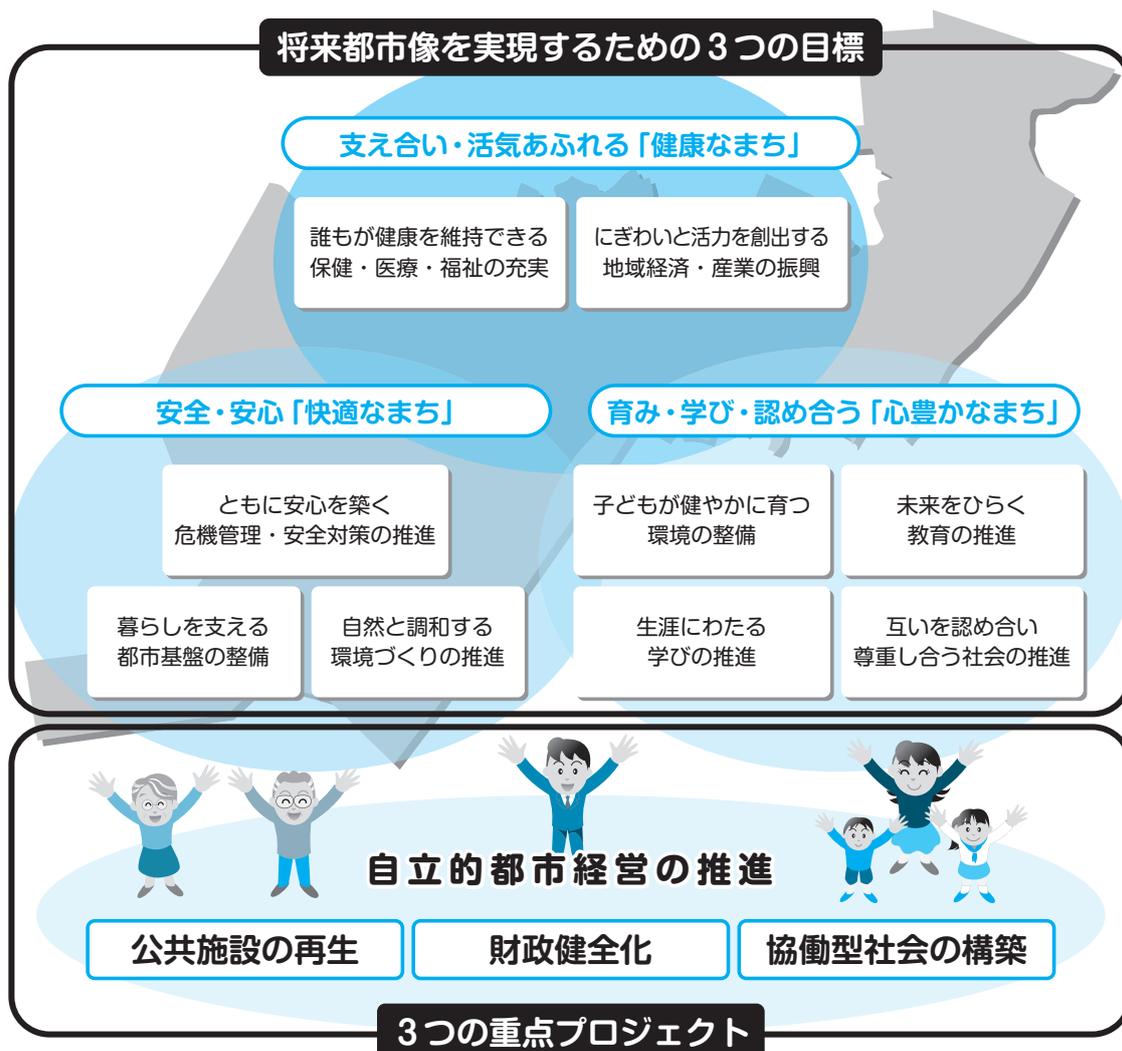
Ⅱ 前期基本計画の構成

Ⅱ-1 前期基本計画の構成

本計画では、将来都市像を実現するための取組として「3つの目標」を設定するとともに、更に、事業の円滑な推進・実施を図るため、「3つの重点プロジェクト」を設定しました。

また、将来都市像を実現する「3つの目標」は、第1章として**支え合い・活気あふれる「健康なまち」**、第2章として**安全・安心「快適なまち」**、第3章として**育み・学び・認め合う「心豊かなまち」**を掲げ、それぞれ、その下に政策・施策を設定し、将来都市像の実現を目指します。

将来都市像 未来のために ～みんながやさしさでつながるまち～ 習志野



Ⅱ-2 施策の体系

章	節	項	号
1. 支え合い・活気あふれる「健康なまち」	1. 誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉の充実	1. 健康づくりの充実	1. 健康なまちづくりの推進
			2. 市民主体の健康づくりの推進
			3. 生活習慣病予防の充実
			4. 母子保健活動の充実
			5. 医療・感染症予防体制の充実
		2. 地域福祉の推進	1. 地域福祉活動への支援
			2. 福祉的配慮のあるまちづくりの推進
		3. 高齢者支援の推進	1. 高齢者の生きがい対策と社会参加の促進
			2. 介護予防の推進
			3. 高齢者支援体制の充実
			4. 介護サービス等の充実
		4. 障がい者(児)支援の推進	1. 障がいのある人への理解の促進
			2. 地域による支えあいの推進
			3. 生活環境の整備
			4. 相談支援体制・権利擁護の充実
	5. 一人ひとりに応じた支援の充実		
	5. 社会保障の充実	1. 生活保護等による自立支援の推進	
		2. 国民健康保険の健全な運営	
	2. にぎわいと活力を創出する地域経済・産業の振興	1. 商業・工業・農業・観光の振興	1. 商業の振興と商店街の活性化
			2. 中小企業の経営支援
			3. 地域に根差した産業の育成と操業環境等の保持
			4. 都市型農業の振興
			5. 観光振興事業の推進
2. 新しい産業の創造		1. 創業・起業支援の強化	
		2. 産学民官連携の推進による新産業・新技術の創出	
3. 就労環境の充実		1. 勤労者福祉の充実	
		2. 雇用・就業の支援	

章	節	項	号
2. 安全・安心「快適なまち」	1. ともに安心を築く 危機管理・ 安全対策の推進	1. 危機管理の推進	1. 危機管理の推進
		2. 防災の推進	1. 地域防災計画の推進
		3. 防犯の推進	1. 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進
		4. 消防・救急体制の 向上	1. 消防力の強化
			2. 救急体制の充実
			3. 消防指令センターの共同運用及び 消防広域化への対応
	4. 火災予防の推進		
	5. 交通安全の推進	1. 交通安全運動・教育の推進 2. 生活道路を含めた交通安全施設の整備	
	6. 消費生活の向上	1. 安心して消費生活相談のできる 体制づくりとセンター機能の強化	
		2. 消費者関係団体等との連携	
		3. 自立した消費者になるための 消費者教育・啓発・情報提供	
	2. 暮らしを支える 都市基盤の整備	1. 市街地整備の推進	1. 住宅地における良好な環境保全
			2. 新市街地の整備
			3. 駅周辺の整備による賑わいの創出
		2. 住宅施策の充実	1. 住宅施策の充実
			2. 耐震化等への対応
			3. 公営住宅の維持管理
			4. 分譲マンションの再生
		3. 道路交通施策の 推進	1. 幹線道路網の整備
			2. 生活道路網の整備
			3. 道路・橋梁の維持管理の徹底
			4. 公共交通空白・不便地区等の解消
		4. 下水道整備の推進	1. 公共下水道の整備
			2. 公共下水道の改築・耐震
			3. 浸水被害軽減のための雨水対策
		5. ガス・水道事業の 充実	1. 施設の維持管理
	2. ガス管・水道管の計画的な更新		
	3. 水の安定供給		
	4. 市営ガスの利用促進		
	3. 自然と調和する 環境づくりの推進	1. 地球温暖化対策の 推進	1. 二酸化炭素排出量の削減
2. 新エネルギーの普及			
2. 自然環境の保全・ 活用		1. 自然環境の保全・活用	
		2. 谷津干潟の保全・活用	
3. 公園・緑地整備の 推進		1. 公園の整備・維持管理	
		2. 貴重な緑地の保全・創造	
		3. ハミングロード再整備の推進	
4. 廃棄物等適正処理 の推進		1. 循環型社会の形成	
		2. 廃棄物の適正処理及び処分	
		3. し尿の適正処理及び処分	
5. 環境保全の推進	1. 環境教育の推進と環境学習の促進		
	2. 生活環境の保全(公害防止対策)		
	3. 都市環境の美化と保全		

章	節	項	号
3. 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」	1. 子どもが健やかに育つ環境の整備	1. 子育て・子育ての支援	1. 習志野の子育て・子育て支援の拠点づくり
			2. 多様な保育サービスの充実
			3. 地域との協働による子育て支援
			4. 子どもを守り・支える取組の推進
			5. 青少年健全育成の推進
	2. 未来をひらく教育の推進	1. 幼児教育の向上	1. 幼児教育の充実
			2. 家庭教育の推進
		2. 学校教育の向上	1. 信頼を築く習志野教育の進展
			2. 子どもの生きる力を育む教育の充実
			3. 子どもを未来につなげる教育の展開
	3. 生涯にわたる学びの推進	1. 社会教育の推進	4. 魅力ある市立高校づくり
			5. 教育施設等の整備・再生
		2. 生涯スポーツの推進	1. 生涯学習推進のまち習志野の推進
			2. 芸術・文化活動の充実
	4. 互いを認め合い尊重し合う社会の推進	1. 男女共同参画社会の実現	3. 文化財の保存・活用
			4. 社会教育施設の再編・整備
			1. する・みる・支えるスポーツの推進
		2. 交流の推進	2. 健康・体力を育むスポーツ施設の整備
			1. 男女共同参画社会の意識づくり
		3. 平和啓発の促進	2. 夫婦間・パートナー間の暴力の防止と対応
3. ワーク・ライフ・バランスの推進			
1. 広報広聴機能の充実			
		2. 姉妹都市交流の推進	
		3. 多文化共生への対応	
		1. 平和啓発の促進	

自立的都市経営の推進	
重点プロジェクト1.	公共施設の再生
重点プロジェクト2.	財政健全化
重点プロジェクト3.	協働型社会の構築

Ⅲ 前期基本計画

Ⅲ-1 将来都市像を実現するための3つの目標

第1章 支え合い・活気あふれる「健康なまち」

第1章 支え合い・活気あふれる「健康なまち」

第1節

誰もが健康を維持できる
保健・医療・福祉の充実

第1項 健康づくりの充実

第2項 地域福祉の推進

第3項 高齢者支援の推進

第4項 障がい者(児)支援の推進

第5項 社会保障の充実

第2節

にぎわいと活力を創出する
地域経済・産業の振興

第1項 商業・工業・農業・観光の振興

第2項 新しい産業の創造

第3項 就労環境の充実

第1節 誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉の充実

第1項 健康づくりの充実

市民が健全な生活を送るためには、健康を気遣える環境の整備が重要となります。
市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、健康的な生活を自ら選択・実践し、主体的に楽しく健康づくりができるよう取り組みます。

また、市民自らが健康の維持増進に取り組むための環境整備を、市民・事業者等と協働して進めていきます。

これら「健康づくり」は、平成24(2012)年度に制定した、「(通称)習志野市健康なまちづくり条例」に基づき、行政のあらゆる分野において推進します。

第1号「健康なまちづくりの推進」

《これまでの取組と課題》

「市民一人ひとりがいきいきと健やかで心豊かに生活すること」を目的として、健康づくりの総合計画として、「健康なまち習志野」を策定しました。

この計画のもと、市民が自ら健康づくりに取り組めるように支援するとともに、その活動を地域社会全体で支えていく環境の整備を図りました。

しかし、疾病予防から介護予防までの一貫した予防施策の更なる充実と、健やかで充実した生活を送るための社会環境の整備が求められています。

そこで、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め主体的に行動する地域社会をつくるため、これまでの健康づくりの取組を発展させ、推進していく必要があります。

《本計画での取組内容》

世界保健機関が新しい健康観として提唱するヘルスプロモーション^{※1}の考え方のもと、市民一人ひとりが持つ健康観は多様であることを認識し、健康を意識した活動に取り組みます。

また、従来の「個人の責任、意識、努力に基づく健康的な生活習慣づくり」に加え、新たに「個人の健康を支え、守るための社会環境づくり」に取り組むことを内容とした基本的な計画を策定します。

この計画のもと、行政のあらゆる分野において健康づくりを意識した取組を推進することで、誰もが生涯にわたっていきいきと安心して幸せな生活ができる、「健康なまち」を目指します。

※1 ヘルスプロモーション 世界保健機関(WHO)が提唱した新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略で、『人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス』のこと。

第2号「市民主体の健康づくりの推進」

《これまでの取組と課題》

健康づくりや介護予防を地域ですすめる市民リーダーの育成を目的として、健康づくり推進員・転倒予防体操推進員の養成講座や研修を実施し、地域における活動を支援しました。

また、毎年11月を健康なまち習志野推進月間として定め、医療関係団体・市民リーダー等との協働により、健康づくりや介護予防に関する行事、普及啓発活動を実施してきました。

しかし、市民リーダーはボランティアであり、ほかのボランティア活動にも参加していること等から、新たな人材を確保する必要があります。

《本計画での取組内容》

健康づくりに関する市民リーダーの充実を図るため、養成講座や研修への参加を広報習志野・ホームページだけではなく、保健師等による地域保健活動のなかでも幅広く呼びかけを行います。

また、市民リーダーが地域に根ざした活動がしやすいよう支援を行い、市民同士が主体的に健康づくり活動に取り組むことで、楽しくお互いに支えあって継続した活動ができる仕組みを作ります。

併せて、市民が市民リーダーを中心に、地域に根ざした主体的な健康づくりや介護予防活動に取り組むことができるよう支援します。

このことにより、市民一人ひとりが主体的に活動に取り組み、市民同士が支え合い協力しながら、楽しく継続した健康づくりや介護予防ができる仕組みづくりを進めます。

第3号「生活習慣病予防の充実」

《これまでの取組と課題》

生活習慣病対策として、ウォーキングの推進や運動体験教室、栄養講座、歯科医師による講座、人が集まる機会を利用した健康教育、市民からの希望により随時実施する健康相談を行ってきました。

また、健康診査やがん検診の受けやすい体制整備に取り組んできました。

生活習慣病は日常生活のあり方と深く関連しており、予防には運動習慣の定着や食生活の改善等、健康的な生活習慣を確立することが重要となります。

しかし、生活習慣病の増加による医療費の増大等は社会的にも大きな問題となっており、健康に対する意識は高まっていますが、健康診査やがん検診の受診には結びついていません。

特に、働き盛りの年代である40から50歳代は、仕事が忙しいこともあり、健康診査等の受診や事業への参加率が低くなっています。

《本計画での取組内容》

生活習慣病の予防には、健康的な生活を自ら選択し実践するだけでなく、市民が主体的に楽しく健康づくりができる環境を整備し、市民・事業者等と協働して健康づくりを進める必要があります。

生活習慣病の有病者や予備群の減少を目指し、市民一人ひとりの健康に対する意識を高めます。

また、日々の生活習慣である運動の継続は、「仲間がいればできる。近くにスポーツ施設があればできる。夜でも歩ける環境が整備されていればできる。」等の意見があり、事業者とも連携をとりながら具体的な仕組みづくりについて研究します。

健康診査等は、今後も国の動向を注視していきます。法改正の際には、受診しやすい体制の整備や工夫を検討するとともに、混乱がないよう周知徹底を図ります。

第4号「母子保健活動の充実」

《これまでの取組と課題》

妊娠期については、妊婦一般健康診査の公費負担の拡大と、妊婦・配偶者が妊娠中や産後の育児のイメージを持つことができるよう「ママ・パパになるための学級」の開催に取んできました。

乳児期については、新生児・産婦訪問や母子保健推進員の訪問、4か月児・10か月児健康相談で節目の健康相談等を実施しました。

また、1歳6か月児・3歳児健康診査においては、幼児の身体発育・精神発達の確認及び幼児と保護者の状況に応じた支援・指導を行うことで、虐待防止を含めた健康の保持増進を図っています。

しかし、虐待が疑われる事例や発達に支援を要する事例が増加しているため、保護者の育児不安を軽減するための取組や発達支援についての取組強化が必要です。

《本計画での取組内容》

保健師が各地区へ足を運ぶ保健活動を展開して、育児不安の軽減、産後うつや虐待の予防に取り組みます。

妊娠期には看護職が母子健康手帳を交付することにより、支援が必要な人を把握し、支援体制を整えます。

産後には、新生児・産婦訪問や母子保健推進員の訪問、保健師の訪問を実施すること等により、生後4か月までの乳児の全数把握と支援を特に必要とする家庭の支援を行います。

また、個々の状況に応じて、養育医療を含む低出生体重児への対応や一貫した健康相談、訪問指導等を充実させ、継続した支援を行います。

更に、心身ともに健康で、自分や相手を大切に思う気持ちを持った子どもを育てる環境を整えるため、関係機関と連携しながら、いのちの大切さや人を思いやる心を育てる「いのちと性」の教育に取り組みます。

第5号「医療・感染症予防体制の充実」

《これまでの取組と課題》

定期予防接種は、感染症予防の一環として最も基本的かつ効果的な対策の一つであり、市民の生命と健康を守る重要で有効な手段です。

特に、子どもの予防接種は健やかな育ちを支えることから、予防接種法の改正等が行われる毎に、時期をとらえて広く市民に周知し推進してきました。

医療体制については、地域の限りある医療資源を効率的に活用して効果的な医療の提供を図るため、千葉県保健医療計画に基づき、特にかかりつけ医を持つことを推進しました。

また、東日本大震災の教訓を基に災害時の医療について関係機関と連携し、マニュアルを策定しました。

危機管理対策の一つとして、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小限となるよう、新型インフルエンザ等対策行動計画の策定に取り組んできました。

《本計画での取組内容》

予防接種については、市民に対し効果及び副反応の適切な情報提供を行い、安全かつ効果的に実施します。

また、医療体制は、千葉県保健医療計画に基づき習志野市医師会等と協力を図り、限りある医療資源を有効に活用できるよう努めます。

災害時の医療については、マニュアルに基づき訓練を行い、関係機関との連携を強化するとともに、市民へ周知徹底を図ります。

新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策行動計画及びマニュアルを策定し、国・県・市が一丸となった対策を推進します。更に、市民・事業者・関係機関がそれぞれの役割を十分果たし、市民の生命と健康を守り、市民生活への影響が最小限となるよう、体制整備を進めます。

第2項 地域福祉の推進

地域で安心して自立した生活ができるよう、地域福祉の推進役である社会福祉協議会の支部活動への支援や地域福祉の担い手であるボランティアの人材育成等を、社会福祉協議会と連携して推進します。

また、新たに地域福祉活動に協力する事業者を増やすことにより、事業者による地域への見守りを拡げるとともに、民生委員・児童委員や高齢者相談員と協力し、地域での見守り体制を構築します。

以上のように、地域で安心して自立した生活ができることを目指して「**地域福祉**」向上を推進します。

第1号「地域福祉活動への支援」

《これまでの取組と課題》

地域福祉の推進にあたって、中心的な役割を果たしている社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会の活動を支援し連携を図っています。

しかし、誰もが住みやすい地域社会を構築するためには、地域福祉の担い手であるボランティアの育成等が必要です。そのため、社会福祉協議会・NPO法人^{※2}・ボランティア団体・町会・自治会等、住民を主体とした団体と更に連携を図っていく必要があります。

また、急速な少子超高齢社会の到来や地域社会における人と人とのつながりが希薄化していると言われるなか、本市においても公的な福祉サービスだけでは十分に解決しきれない多様な問題が生じています。

《本計画での取組内容》

誰もが健やかで笑顔に満ちた生活を送れる社会を構築するためには、年齢・性別・障がいの有無にかかわらず、皆が地域の一員として社会参加ができる、包容力のあるやさしい社会を醸成していかなければなりません。

そのためには、必要な福祉サービスの体制を示した地域福祉計画を推進し、地域に暮らす住民が主体となり、地域・関係機関・個人の活動を地域社会全体で進めることが必要です。

そこで、地域福祉の推進役として、社会福祉協議会等の役割が今まで以上に重要となります。これら、各種団体の活動を支援するとともに、活動の担い手と受ける人のニーズをとらえ、活動しやすい環境を整備します。

更に、地域福祉計画に基づき、市民・地域・福祉団体・事業者・市のすべてが、様々な場面で様々な形態によるつながりを築けるよう支援します。

※2 NPO法人 様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められているが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになる。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。

第2号「福祉的配慮のあるまちづくりの推進」

《これまでの取組と課題》

今後、超高齢社会を迎えるなかで、継続的なバリアフリー化への取組が求められています。

そこで、年齢・性別・障がいの有無等に関わらず、その人らしい豊かな生活が送れるように交通バリアフリー基本構想及び特定事業計画のもと、バリアフリー対策に取り組んできました。

また、低廉な葬儀の提供や市民サービスの向上を目的として、霊園事業と葬祭事業を実施しています。

海浜霊園は、少子化・核家族化等による継承者の減少を反映し、一般墓地より合葬式墓地の利用希望者が大変多くなっています。

更に、本市が加入する四市複合事務組合^{※3}で運営する斎場事業は、利用頻度の増加により平成31(2019)年度には施設の限界に達する見込みで、新しい斎場の早期着工が求められています。

《本計画での取組内容》

誰もが住みよいと思う社会にするためには、道路・施設等を使いやすく整えるとともに、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合い暮らすことができるまちづくりが必要です。

そこで、バリアフリー新法に基づく新たな基本構想及び事業計画のもと、誰もが利用しやすい公共施設の整備を推進します。

また、特別な配慮を必要とする人への支援体制の充実や環境の改善等による社会参加への支援と、それを受け入れる側の意識づくりに努めます。

霊園事業については、遺族が安心して弔うことができるよう、引き続き海浜霊園の環境維持を行います。

本市が加入する四市複合事務組合における斎場施設の建設・運営は、四市で協力して取り組んでいきます。

※3 四市複合事務組合 習志野市、船橋市、八千代市及び鎌ヶ谷市の四市で構成し、特別養護老人ホーム三山園、斎場の管理及び運営等に関する事務を行う組合のこと。

第3項 高齢者支援の推進

高齢者の社会参加促進と生きがいの充実を図るために、老人クラブの活性化や高齢者の交流学習機会の場の充実、就業の促進に努めます。

また、要介護状態にならないよう、知識や生活習慣づくりの方法について、地域活動のなかで幅広く呼び掛けを行い、健やかな高齢期を送るための生活習慣づくりを支援していきます。

このことにより、市民同士が支え合う地域活動を展開する仕組みをつくり、高齢者の健康維持や生きがいづくりを推進します。

更に、介護が必要な状態になっても住み慣れた場所で生活できるよう、地域包括ケアシステム^{※4}の実現に向けて関係機関と連携を図り「**高齢者支援**」を推進します。

第1号「高齢者の生きがい対策と社会参加の促進」

《これまでの取組と課題》

高齢者が性別や年齢を超えて、地域の人々と交流し社会の重要な一員として生きがいをもって活躍するため、社会参加の促進や地域で活躍できる場の創出に取り組んできました。

また、高齢者がこれまで培ってきた知識・技能を地域社会で活かすことができる就労の場として、シルバー人材センターへの支援を行ってきました。

しかし、元気な高齢者が増加している一方で地域での関わりが希薄となり、高齢者が孤立化する傾向が問題となっており、人とのつながりや生きがいをもって地域で活躍できる場が求められています。

《本計画での取組内容》

高齢者が生きがいを持ち社会参加することは、高齢者の孤立化を防ぎ、更には介護予防や認知症予防にもつながります。

また、高齢者の持つ豊かな経験や知識・技能を活かしながら、積極的に地域に参加できる環境づくりや地域社会に生かすことができる関係を築くことが必要です。

明るく活力に満ちた高齢社会を実現していくために、老人クラブの会員増加と活性化、高齢者ふれあい元気事業の充実等、高齢者が参加しやすく生きがいを持てる環境を整えます。

そのほか、働く意欲のある高齢者の能力を活かす、シルバー人材センターの会員増加と就労先の確保・開拓を支援します。

※4 地域包括ケアシステム 高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①医療、②介護、③予防、④住まい、⑤生活支援サービスの5つを一体化して提供するシステムのこと。

第2号「介護予防の推進」

《これまでの取組と課題》

高齢になっても住み慣れたまちで、健康でいきいきとした生活が送れるよう、運動・栄養・口腔機能の向上、認知機能低下予防等の知識の伝達や実践をするための支援をしました。

超高齢社会を目前としているなか、市民一人ひとりが健康で自立した日常生活を送れる健康寿命の延伸が求められています。

介護予防については、多くの方が自らの課題として関心を持っていますが、日常生活のなかで運動等を継続していくためには何らかの支援や支えあい等の仕組みづくりが必要です。

《本計画での取組内容》

働き盛りの年代から、生活習慣病予防も含め介護予防に取り組める体制づくりが必要です。

要支援・要介護状態になることを防ぐための知識や情報を、あらゆる機会のなかで提供します。

65歳前後の、地域で生活する時間が増える頃から、健やかな高齢期を送るための介護予防を実践できる市民を増やし、市民同士が支え合う地域づくりに取り組みます。

また、活動性や生活機能が低下することにより、買物等の家事が十分にできなくなったり、自宅に閉じこもりがちになったりします。

このような要支援・要介護状態となるおそれの高い高齢者については、早期に把握し適切な介護予防プログラムを提供する等の支援により、要介護状態になることをできる限り予防します。

第3号「高齢者支援体制の充実」

《これまでの取組と課題》

高齢者が住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるよう、高齢者の抱える不安を軽減する支援体制の構築を推進してきました。

また、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせることができるよう、認知症サポーターを養成し、認知症の方を支えるまちづくりに取り組んできました。

併せて、成年後見制度^{※5}についての普及啓発に努め、必要な方には市長申立て等の支援をしてきました。

今後も、高齢者が地域において孤立する傾向や認知症高齢者の増加が見込まれることから、地域の支援体制を充実させていくことや高齢者虐待の未然防止・早期発見等の推進が求められています。

※5 成年後見制度 認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により財産侵害や人間としての尊厳が損なわれないよう、後見人等が本人の法律面や生活面で支援する民法の制度のこと。

《本計画での取組内容》

高齢者が住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるよう、市民・民生委員・児童委員・高齢者相談員等の制度ボランティア等が協力し支援する体制づくりを推進します。

また、地域包括支援センターを中心とした、地域住民や訪問系事業者の協力による高齢者見守りネットワークを更に充実していきます。

認知症高齢者とその家族を支えていくため、介護家族者のみならず、就学中の若い世代にも認知症の理解の輪を広めます。

高齢者が地域で尊厳ある生活を送ることができるよう、虐待の未然防止や早期発見、成年後見制度の利用促進等、円滑な対応ができるよう進めます。

加えて、高齢者が在宅生活を送る上で、生活全般にわたって総合的に支援します。

第4号「介護サービス等の充実」

《これまでの取組と課題》

平成12(2000)年度にはじまった介護保険制度は、平成18(2006)年度からはより持続可能な仕組みにするため予防重視型へ転換が図られ、これまで、一体的に策定した「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において介護予防に重点的に取り組む等、介護サービスの充実に努めてきました。

しかし、介護保険を取り巻く状況は年々大きく変化し、介護を必要とする高齢者は増加し続けています。それに伴う介護給付費も増加し、介護保険料の上昇が避けられない状況になっています。

そのため、新たな介護サービス等の展開を視野に入れた、在宅サービスや施設サービス等の安定した供給体制の構築と更なる介護予防の推進が必要となっています。

《本計画での取組内容》

高齢化や介護給付費と介護保険料のバランス等を考慮した、居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスの基盤整備を進めます。

また、要支援者が要介護状態になることや要介護状態の重度化を防ぎ、介護を必要とする高齢者の増加と介護保険料の上昇を抑制するため、引き続き、介護サービスと介護予防の充実に努めます。

更に、要介護認定及び関係機関との連携による介護給付の適正化を推進し、利用者に対する適切な介護サービスの確保と介護サービス事業者の適正な請求を促進することで、介護保険制度の適正な運営を図ります。

加えて、高齢者が支援や介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域において、継続して安心した生活が送れるよう、関係機関と連携して、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスの五つのサービスを地域で一体化して提供する、地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組みます。

第4項 障がい者（児）支援の推進

障がいは、「目に見える障がいから見えにくい障がいまで」様々で、一人ひとりの障がいの程度や状況も異なります。

また、障がいのある人は、障がいによる生活のしづらさを抱えています。

その生活のしづらさは、心身の障がいに加え、健常者中心の生活環境や障がいについて理解されていないこと等によって生み出されています。

そこで、障がいを個性の一つとして尊重し、誰もが障がいや障がいのある人を正しく理解することが求められています。互いに理解し支え合いながら生きる社会の実現を目指し、それぞれの障がいに合ったきめ細かい生活環境の整備と支援体制の充実を図ります。

当事者及び家族が、一人で悩みを抱えない環境づくりに取り組むことで、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合い、地域でありのままに暮らすことができる社会を目指し「障がい者（児）支援」を推進します。

第1号「障がいのある人への理解の促進」

《これまでの取組と課題》

障がいや障がいのある人への理解を深めるために、当事者及び家族、関係機関や市民を対象とした啓発講座や発達支援基礎研修公開講座を実施しました。

また、障害者週間に併せ、広報習志野やホームページ等で啓発活動を行いました。

更に、小中学校の交流教育や福祉ふれあいまつり、障害福祉サービス事業所^{※6}における販売活動等を通じて相互に交流する機会の確保に取り組みました。

しかし、障がいのなかでも発達障がい・高次脳機能障がい^{※7}・内部障がい等は理解されにくいことや地域のなかで相互に交流できる機会が限られることが課題となっています。

《本計画での取組内容》

障がいや障がいのある人を正しく理解し、障がいを個性の一つとして尊重できるよう普及・啓発活動に努めます。

市民や関係機関・企業等に向けて広報習志野やホームページ等を活用し、情報を発信するとともに地域交流の場を拡大し、町会や自治会等の身近な地域での交流についても積極的に働きかけます。

市民向けの啓発講座には、障がい者地域共生協議会等の意見を反映させたものや、周囲から見えにくい障がいのテーマに取り組み、理解の浸透を図ります。

また、障がいのある子もない子ども、ともに保育・教育が受けられる環境と体制づくりを継続して推進します。

更に、障がいのある人からの情報発信が促進できるよう、障がい者団体の活動への支援や活動内容の周知に積極的に協力します。

※6 障害福祉サービス事業所 居宅介護や生活介護等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を満たす障害福祉サービスを行う事業所のこと。

※7 高次脳機能障がい 脳血管疾患や脳外傷などの後遺症として、記憶障がい、注意障がい、行動障がい等、日常生活や社会生活に適応が困難になる障がいのこと。

第2号「地域による支えあいの推進」

《これまでの取組と課題》

障がいのある人への地域による支えあいの推進を図る取組として、習志野市障がい者地域共生協議会では、生活の課題から地域に必要な社会資源まで広く検討を行っています。

また、身近な相談役である民生委員・児童委員の活動や社会福祉協議会による住民参加型家事援助等サービス、事業者毎のバリアフリーやユニバーサルデザイン^{※8}等、障がいのある人に配慮した取組が行われています。

しかし、障がいのある人へのボランティア等、地域資源の開発とそれぞれの活動を有機的につなげる仕組みづくりが求められています。

《本計画での取組内容》

障がい者地域共生協議会の構成団体・組織を中心に、地域で活動する町会・自治会・ボランティア団体・NPO法人等を交えて情報交換・協議を行う地域ネットワークを広げます。

市民活動団体を増やしたり、各種ボランティア講座の周知等をしたりすることによりボランティアを育成し、障がいのある人を支える地域づくりを進めます。

また、障がいのある人がいつでも必要な支援を受けられるよう、身近な地域の支援者である民生委員・児童委員との連携を強化します。

更に、事業者やNPO法人等に障がいに対する理解と知識の普及に努め、障がいのある人の就労や障害福祉サービス事業所への生産活動の発注等、地域による支えあいを推進します。

※8 ユニバーサルデザイン 全ての人々が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するとともに、新しいバリアを作らないことが必要であり、施設や製品等について、障壁が生じないように誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方のこと。

第3号「生活環境の整備」

《これまでの取組と課題》

障がいのある人一人ひとりの状況に合わせて、福祉・保健・医療・教育等の情報提供をするとともに、情報伝達やコミュニケーションの支援として、手話通訳者を派遣する意思疎通支援や点字・声の広報事業を実施しています。

また、交通バリアフリー基本構想に基づき、計画的に道路環境のバリアフリー化や施設内の段差解消、多目的トイレ・オストメイトトイレの整備等に取り組んできました。

《本計画での取組内容》

障がいのある人一人ひとりの心身の状況と生活環境に応じた支援を実施するために、ケースワーク技術の向上や相談支援事業の強化、専門職による相談、ケアマネジメントの提供体制の拡大に努めます。

また、手話通訳者等の計画的な養成に取り組み、派遣の拡大を目指すとともに、各種イベントや講習会で手話通訳者等を配置するほか、補聴器の音声を明確にする装置の設置や点字資料作成等、正確な情報が伝達できるように努めます。

更に、障がいのある人が必要な医療を受けることができるよう、医療費の助成制度の充実と医療の受けやすい環境整備を進めます。

加えて、バリアフリー新法に基づく新たな基本構想及び事業計画のもとで、計画的なバリアフリーの推進や誰もが安全で安心して生活できる環境の整備を図ります。

併せて、災害時において障がいのある方への支援に取り組めます。

第4号「相談支援体制・権利擁護の充実」

《これまでの取組と課題》

障害者総合支援法の施行や障害者基本法の改正等により、相談体制の強化と障がいのある人の家族に対する支援の充実の必要性が新たに示されました。

これらを受けたなかで、ひまわり発達相談センターや障がい者虐待防止センター^{※9}を設置しました。

また、相談支援事業の一部を民間委託し相談拠点を整備拡大することで、関係機関との連携を図りながら相談支援体制の充実に取り組んできました。

障がいのある人の権利擁護については、個別に利用方法を説明したり、権利擁護の必要性について広報習志野等で啓発したりしているものの、積極的に活用されていない状況にあります。

《本計画での取組内容》

障がいのある人一人ひとりに対応した「生活の質」が向上できるよう、障がい者支援の経験と専門技術を持つ事業者の力を積極的に導入します。

発達に課題のある子どもと保護者への支援については、ひまわり発達相談センター・あじさい療育支援センター^{※10}を中心として相談支援を推進します。

※9 障がい者虐待防止センター 障がい者への虐待を早期に発見し、虐待を受けた人の保護や家族への支援などを行う、障害者虐待防止法に基づいて設置された施設のこと。

※10 あじさい療育支援センター 秋津に設置している「障害児通所支援事業所」で、児童発達支援事業、医療型児童発達支援事業、相談支援事業をおこなっている施設のこと。

また、障がい者団体に関する情報提供を積極的に行い、同じ障がいがある立場で経験を生かして支援し合える場、交流の場の拡大を図ります。

障がい者虐待防止と権利擁護については、障がい者虐待防止センターを中心として、障がいのある人を見守る体制整備と虐待の予防・早期発見と継続支援を進めます。

また、広く成年後見制度等の周知を図り、必要な人には利用支援を行う等、障がいのある人の権利擁護の充実を図ります。

第5号「一人ひとりに応じた支援の充実」

《これまでの取組と課題》

近年、発達障がいや高次脳機能障がい等が新たに障がいとして位置付けられたことや精神疾患等が増加したことにより、障がいのある人が増えています。

障がい福祉計画に基づき、障害福祉サービスの充実を図り、地域特性に合わせた地域生活支援事業を行っています。

また、自立した生活や生きがい等を求め、就労を希望する障がいのある人が増えてきています。しかしながら、雇用が進む一方で、短期間での離職や職場内でのトラブル等、就労の定着が課題となっています。

多様な障がいの特性に対応できる障害福祉サービスの提供と乳幼児期から高齢期までのライフサイクルに応じた支援体制が求められています。

《本計画での取組内容》

生き生きとした豊かな生活を過ごすためには、健康で安定した生活を送り、更に余暇活動に参加したり就労したりすること等が必要です。

一人ひとりの個性や障がいの特性に合わせたサービスを、必要に応じ利用できるよう整備します。

併せて、乳幼児期から高齢期までのライフサイクルに合わせた継続的な福祉サービスの確保と充実に努めます。

また、就労を希望する人が、就労に向けた支援を受けられる相談窓口の充実や職場に定着するための支援に取り組みます。

更に、健康的な生活習慣の確立に取り組む等、障がいのある人や家族の状況に応じた健康づくりを積極的に行うとともに、スポーツや文化活動等の余暇活動に自ら参加していけるよう啓発に努めます。

第5項 社会保障の充実

国では、生活に困窮している方の就労支援を強化し経済的自立を促すため、地方公共団体と公共職業安定所等が連携強化して就労支援を行う就労自立促進事業の推進を図っています。

本市においても学習支援や健康管理支援を継続して実施し、生活保護受給者の自立や健康で文化的な生活を送れるよう支援します。

国民健康保険については、保険給付費の増大の抑制に努めるとともに、国の制度改正等に基づき適切な運営を図り、収支改善を目指します。

併せて、制度の健全な運営を図るため、国に対して引き続き抜本的な見直しや財政支援の強化を求めます。

以上のように、市民が安心して生活できる環境づくりに努め「**社会保障**」の充実を図ります。

第1号「生活保護等による自立支援の推進」

《これまでの取組と課題》

生活保護行政は、生活保護受給者の安定した生活と生活意欲の高揚を図るとともに、自立促進を第一の課題としています。必要なケースワーカーを配置し、生活保護制度の適正な実施に努めています。

そのなかで、近年急増する稼働年齢層に対する就労支援や疾病予防、重複受診等を抑制するための健康管理支援、更には生活保護受給世帯の児童への自立支援を目的とした学習支援等を実施しました。

しかし、平成20(2008)年以降の雇用環境の悪化により生活保護からの自立が難しくなり、新たに生活保護に至るケースが増え、生活保護受給者の急増が問題となっています。

《本計画での取組内容》

生活困窮者に対する支援制度の根底を成すものは生活保護制度であり、その適正な実施にはケースワーカーの生活保護受給者への対応が重要となります。

適正な人数のケースワーカーを配置し、個々のケースワーク能力の向上に努めます。

それにより、生活保護受給者の自立支援や生活保護費の不正受給の防止につなげ、生活保護制度の適正な運用を図ります。

また、自立支援については、ハローワークとの連携強化や就労意欲の喚起を図るための施策と、国のセーフティネット施策を活用した就労支援を推進します。

更に、健康指導に重点を置いた健康管理支援や生活保護受給世帯の児童の自立の促進を図るための学習支援・養育相談等を実施します。

第2号「国民健康保険の健全な運営」

《これまでの取組と課題》

国民健康保険制度は、制度発足当時の昭和36(1961)年と比較し、産業構造の変化や高齢化の急速な進展により、被保険者の状況も大きく変化しています。また、疾病構造も変化し生活習慣病の有病者やその予備群が増加しています。

これらの現状に対応するため、メタボリックシンドローム^{※11}に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導の実施計画「特定健康診査等実施計画」を策定し、事業の周知と受診勧奨等を実施しています。

しかし、生活習慣病予防のために、特定健康診査及び特定保健指導の受診率・実施率を向上させることが課題です。

《本計画での取組内容》

ジェネリック医薬品^{※12}の利用を促進するとともに、特定健康診査・特定保健指導の実施方法等の事業を検証し受診率・実施率を向上させることで、保険給付費の増大の抑制に努めます。

また、国の制度改正等に基づき適切な国保運営を図るとともに、国民健康保険事業の歳入確保と歳出の抑制に努め収支改善を目指します。

なお、国保財政は構造的に財政基盤が脆弱であることから、制度の健全な運営を図るため、国に対して市長会を通じて引き続き抜本的な見直しや財政支援の強化を求めます。

※11 **メタボリックシンドローム** 腹部の内臓の周囲に脂肪がたくさんついて、その上、高血糖、高血圧、脂質異常などといった症状が2つ以上重なった状態のこと。

※12 **ジェネリック医薬品** 新薬の特許が切れた後、厚生労働省の承認を得て発売される医療用医薬品で、新薬と同様の効き目がありながら新薬よりかなり安い価格で販売されている医薬品のこと。

第2節 にぎわいと活力を創出する地域経済・産業の振興

第1項 商業・工業・農業・観光の振興

商業の振興と商店街の活性化では、身近で便利な商店街づくりや商店同士の連携、市民等の参加による地域と連携した活力と魅力創出への取組を推進します。併せて、個店の魅力向上や時代に対応した新しい魅力をもった商店街づくりを支援します。

また、地域の交流と商店街の賑わいの促進を図るため、商店街の空き店舗等を活用した地域交流施設等の設置や運営の推進、商店街共同施設の整備と運営を支援します。

中小企業の経営支援では、経営基盤の強化と経営革新や資金繰りの円滑化等、安定経営の支援策に取り組みます。併せて、変化する経済情勢と経営環境のなか、将来にわたって市内で操業できる環境づくりを推進します。

工業地としての環境づくりでは、利便性の高い流通経路や地区計画^{※13}の導入を含めた良好な操業環境の保持を進め、工業集積の場としての魅力を創出します。

農業の振興では、効率的かつ持続性のある農業経営の確立を推進し、身近な消費者である地域住民との協働により幅広く都市型農業を推進します。

観光の振興では、「住んでよし」から「訪れてよし」のまちづくり観光を目指すとともに、友好都市や近隣市との交流を継続して推進します。

以上のように、中小企業や地域拠点である商店街の活性化、地域に根差した産業の育成、都市型農業やまちづくり観光を推進することで「商業・工業・農業・観光の振興」を推進します。

第1号「商業の振興と商店街の活性化」

《これまでの取組と課題》

商業の振興と商店街の活性化を図るため、中小小売店舗と大規模小売店舗との共存共栄や個店の魅力向上、経営の安定化支援、商店街と大型店が一体となったまちづくり、新たな連携の推進等に取り組んできました。

しかしながら地域商業は、経済情勢の悪化やデフレの慢性化、価格競争に加え、多様な店舗形態の登場等により、厳しい競争下にあります。

そのため、消費者の生活や消費スタイルの変化、多様化への対応、商店街の地域消費の場、交流の場としての機能低下が課題となっています。

《本計画での取組内容》

中小小売店舗と大型店との共存共栄を図るなかで、回遊性やブランド性を持ち合わせた魅力ある商業集積づくりを推進します。

個店・商店街・大型店等が一体となってまちづくりに取り組めるよう、組織力の強化や新たな連携の推進に取り組めます。

また、消費者の生活や消費スタイルの変化・多様化に対応できるよう、サービス機能や商品構成の向上等、時代に対応した新しい魅力をもった商業の振興に取り組めます。

※13 地区計画 安全で快適なまち並みの形成や良好な環境の保全などを目的として、地区単位で作るその地区独自のまちづくりのルールのこと。

地域の人々の日常的な交流やふれあいの場、地域の活性化の拠点である商店街を活性化するため、個店の魅力向上や次世代を担う新たな人材の育成、楽しく買い物ができる環境整備等を支援し、地域に愛され特色と魅力ある商店街づくりを推進します。

第2号「中小企業の経営支援」

《これまでの取組と課題》

中小企業の経営支援のため、金融機関及び千葉県信用保証協会と連携して中小企業資金融資制度に取り組み、厳しい経済情勢のなか、資金調達や経営の安定化等に貢献しました。

また、安定経営の支援や経営革新を推進するため、市内唯一の経済団体である習志野商工会議所との連携や事業支援を行いました。

企業の安定経営の課題は、その時々々の社会情勢の影響を受けるため、融資制度の利便性の向上や中小企業の基盤強化と経営革新等の支援は、時代に即した形で提供していくことが求められています。

《本計画での取組内容》

中小企業の経営を支援するため、安定した資金調達環境を維持し、資金繰りの円滑化を図るための融資制度の提供や、習志野商工会議所と連携した経営基盤の強化と経営革新や安定経営の支援に取り組みます。

また、変化の激しい企業の事業環境のなかで、多様化する中小企業の資金ニーズに応えるため、時代に即した資金の検討と提供に取り組みます。

第3号「地域に根差した産業の育成と操業環境等の保持」

《これまでの取組と課題》

地域に根差した産業の育成を図るため、付加価値が高いものづくりのできる優良な市内企業の育成、産学民官連携による産業基盤の強化や新技術・新製品開発等の支援を行いました。

また、工業集積の場としての魅力を創出するため、交通アクセスの改善や住工混在解消等、良好な操業環境の保持に取り組んできました。

しかしながら厳しい経済情勢のなか、デフレの慢性化や円高、企業間や国際競争の激化等により経営環境は厳しい状況にあり、経営や技術継承、新技術・新製品開発等への支援が求められています。

それらに加えて、企業の転出による産業の空洞化や住工混在も危惧されます。

《本計画での取組内容》

市内企業の優れた技術や製品の情報発信、マッチング^{*14}による新たな市場や取引関係の創出の支援策に取り組むとともに、経営体質の改善強化と経営の安定化を支援します。

産学民官連携による産業基盤の強化や技術開発力の向上、新技術・新製品の開発を支援するほか、操業環境や道路交通網の整備等、都市間や国際競争に負けない産業地域づくりに取り組みます。

市内で操業している企業の転出を防ぎ、併せて、新たな企業が進出しやすいよう、工業地の恵まれた立地条件を活かしながら、地区計画の導入を含めた良好な操業環境の保持に努めます。

また、補助制度や優遇制度等の検討等、各種操業支援施策に関係団体等と連携しながら、将来にわたって市内で操業できる環境づくりの推進に取り組みます。

第4号「都市型農業の振興」

《これまでの取組と課題》

都市農業振興策として、営農継続が可能な農業環境の構築が必要で、そのためには農家経営の安定と農業後継者の確保・育成が課題となっています。

本市では農業生産活動への支援を行い、農業従事者の生産意欲の向上を目的に都市農業支援事業に取り組んできました。

また、農業後継者の育成を目的に、各団体と協力し新規就農者の掘り起こしや研修会等への参加者拡大に積極的に取り組んできました。

農業の保全集約化では、良好な農地の保全と効率的な利用のために「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を策定し実施してきました。

更に、市産市消^{*15}の推進とブランド化、特に習志野市産にんじんを使用した、にんじんジュースの生産を支援し、生産者の所得の向上に取り組んできました。

※14 マッチング 異なるものをつなぐ、照合する等のこと。ここでは、技術を持つ企業と販路を持つ企業の仲介等のことを言う。

※15 市産市消 地域で生産された農産物等を、その地域で消費する、「地産地消」から得た言葉で、市内で生産された農産物等を市内で消費すること。

《本計画での取組内容》

都市農業振興のため、生産活動への支援と農家経営の安定を目指した認定農業者等の担い手の育成・確保に向けた活動方針及び育成目標を定めた計画を作成します。

また、農業後継者育成確保及び地域農業の振興のため、千葉県指導農業士・千葉県農業士の認証に向けて推薦活動を行います。

更に、良好な農地を保全し農地を効率的に利用する手段として、農地所有者による市民農園開設促進や農用地利用集積制度を周知します。

市産市消の推進とブランド化を達成するため、食育活動の一環として習志野市産にんじんの活用、農業体験学習及び教育・健康関連事業や商業関連事業等と連携した、飲食店や小売店への地元農産物の供給によって消費拡大を図ります。

第5号「観光振興事業の推進」

《これまでの取組と課題》

本市の観光を振興するため、習志野市ふるさと産品業者会への支援、友好都市との交流、千葉ベイエリア観光連盟やちばプロモーション協議会の加盟を通じた近隣地域との連携を行ってきました。

また、「ぶらっと習志野観光ガイドブック」や「ならしの駅からマップ」等の観光振興ツールの作成、観光振興イベントの開催や「観光振興プラン」の策定等に取り組んできました。

本市の観光を振興するためには、様々な主体による関わりが必要であるため、市民等も含め全市的に連携・協力して取り組む必要があります。

《本計画での取組内容》

地域のなかで培われてきた、「商い・住まい(暮らし)・学び・集い」等、様々な暮らしのすべてが習志野市の観光資源であり、まちづくりの先に観光を見据えた、まちづくり観光を目指します。

本市におけるまちづくり観光を推進していくために、地域資源を活用したイベント等を開催し、本市の魅力を市内外へアピールするとともに、「ぶらっと習志野観光ガイドブック」等の観光振興ツールを活用して本市のPRを行います。

また、千葉ベイエリア観光連盟やちばプロモーション協議会の加盟を通じた近隣地域との観光振興を行うとともに、引き続き、習志野市ふるさと産品業者会への支援や、友好都市との交流を継続します。



第2項 新しい産業の創造

市内における創業・起業を促進するため、習志野商工会議所等と連携し、創業・起業に関する相談業務やセミナーの開催等に取り組みます。

また、市内で創業・起業する場合の資金支援として、利用しやすい融資制度への転換や時代に即した資金提供に取り組みます。

更に、産学民官連携事業の拡充・強化を図り、新技術や新製品の開発、新たな事業分野への取組を支援します。そのほか、市内企業の優れた技術や製品の情報発信、マッチングによる新たな市場や取引関係創出の支援に取り組みます。

併せて、商業・工業・農業・観光等の地域産業資源の連携を促進し、相乗効果による新たな製品や商品、サービス等の創出に取り組み「**新しい産業の創造**」を推進します。

第1号「創業・起業支援の強化」

《これまでの取組と課題》

習志野商工会議所と連携し、市民や本市で創業・起業しようとする方のための相談業務や意識啓発に取り組みむとともに、セミナーの開催や創業時から創業後のフォローアップまで継続的に支援することで、新たな事業者の創出を図りました。

また、資金融資制度では、創業支援資金や独立開業資金を提供しました。

しかし近年、会社設立の要件緩和や多様化により、ベンチャービジネスやコミュニティビジネス^{※16}、SOHO^{※17}、学生起業等、市民等にとっても創業・起業が身近になってきているため、多様化する創業・起業に対応するための事業や補助制度等の環境整備が求められています。

《本計画での取組内容》

習志野商工会議所と連携し、創業・起業に関する相談業務やセミナーの開催、創業前から創業後のフォローアップ等に取り組みます。

また、市民に身近な創業・起業の方法や地域で経済をつくる手法として、コミュニティビジネスやソーシャルビジネス^{※18}、SOHO等による、創業・起業支援に取り組みます。

併せて、市内における創業・起業を促進するため、補助制度等の支援策や支援活動、創業・起業を支援するための環境整備、市内で創業・起業しやすい融資制度等、先進的な支援施策等の研究に取り組みます。

※16 コミュニティビジネス 人材やノウハウ、施設、資金等、地域の資源を生かしながら、地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むこと。

※17 SOHO スモールオフィス・ホームオフィスの略称で、情報通信を活用して自宅や小規模事務所等で個人事業主として請け負う労働形態のこと。

第2号「産学民官連携の推進による新産業・新技術の創出」

《これまでの取組と課題》

本市の潜在的な資源である大学や市民等を最大限に活用する環境を整えるため、産学民官の人的連携を基軸としたネットワークづくりを行いました。

また、企業が新技術・新製品の開発等、新事業分野に挑戦できるよう、習志野商工会議所と連携して各種支援策に取り組んできました。

しかし、新技術や新製品の開発等の競争が激しくなっている一方で、開発には多額の事業費や時間が掛かるため、参入できない中小企業もあり、更に結果が直ぐに出ない場合もあることから、幅広く中長期的な事業展開や支援等が必要です。

《本計画での取組内容》

本市の産業振興の基本理念である産学民官連携を基本に、開発資金や環境整備を含めた中長期的な支援と産学民官連携事業の拡充・強化を図り、市内企業の新技術や新製品の開発、新たな事業分野への取組を支援します。

また、市内企業の優れた技術や製品の情報発信、マッチングによる新たな市場や取引関係の創出の支援策に取り組めます。

更に、商業・工業・農業・観光等の地域産業資源の連携を促進し、相乗効果による新たな製品や商品、サービス等の創出に取り組めます。

※18 ソーシャルビジネス 障がい者支援、子育て支援、貧困問題、環境保護、まちづくり・まちおこし等の社会的課題の解決を目的とした事業活動のこと。

第3項 勤労環境の充実

働きがいのある人間らしい仕事の実現を目指し、習志野商工会議所や習志野市商店会連合会等を中心とした事業者が加盟する組織と連携して、勤労者の福祉のための施策や事業者にメリットのある施策の周知を図ります。

また、求職者のニーズと企業の求める人材のミスマッチの解消のため、市内企業と求職者が理解を深めるための施策を国・県・習志野商工会議所等の団体と連携して推進します。

以上のように、「**就労環境の充実**」に努め、勤労者福祉の向上と就労支援を行います。

第1号「勤労者福祉の充実」

《これまでの取組と課題》

勤労者福祉の充実としてトレーニング室や体育場、テニスコート、研修室を勤労者が無料で利用できる勤労会館の運営に努めました。

また、勤労者の安定した生活を支えるために中小企業退職金共済掛金補助や労働金庫への預託を行うことで、勤労者の生活資金貸付の円滑化を図りました。

しかし、勤労者の仕事と家庭の両立や女性の社会的進出等、勤労者の働き方の多様化や企業の社会的責任等が求められるなかで、企業が勤労者福祉の充実に対して、どのように対応をしていただけるか、働きかけていくことが必要です。

《本計画での取組内容》

勤労者福祉の充実には企業の協力が不可欠であり、企業が勤労者福祉の充実を図りやすい環境又は仕組みをつくり、その時々々の社会状況に順応させた環境整備を推進します。

習志野商工会議所や習志野市商店会連合会等、多くの事業者が加盟している組織と連携して、勤労者福祉のための施策や事業者にメリットのある施策の周知を図ります。

第2号「雇用・就業の支援」

《これまでの取組と課題》

雇用・就労の支援のために、雇用相談や求人情報提供を行う、パートサテライト^{※19}や高齢者職業相談室の運営、若年労働者のカウンセリングを行うヤングキャリアナビゲーション事業^{※20}を国や県と共催で実施しました。

また、求人情報サイト「アクティブならしの」の運営や千葉県等との共催で就職活動を支援するセミナー等を開催しました。

しかし、厳しい雇用情勢が続くなかで、市民意識調査においては産業振興の各施策で取り組むべきものとして、雇用・就労に関する施策が上位に挙げられており、雇用対策の一層の実施が望まれています。

※19 パートサテライト 国が設置しているパートタイム雇用に関する職業紹介サービス等を提供する機関のこと。

※20 ヤングキャリアナビゲーション事業 国が設置している若者の労働に関する相談や支援等を提供する機関のこと。

《本計画での取組内容》

求職者のニーズと企業の求める人材の差や企業形態の変化を踏まえ、勤労者の働き方の多様化に伴うミスマッチの解消のための施策をその時々社会情勢に合わせて実施します。

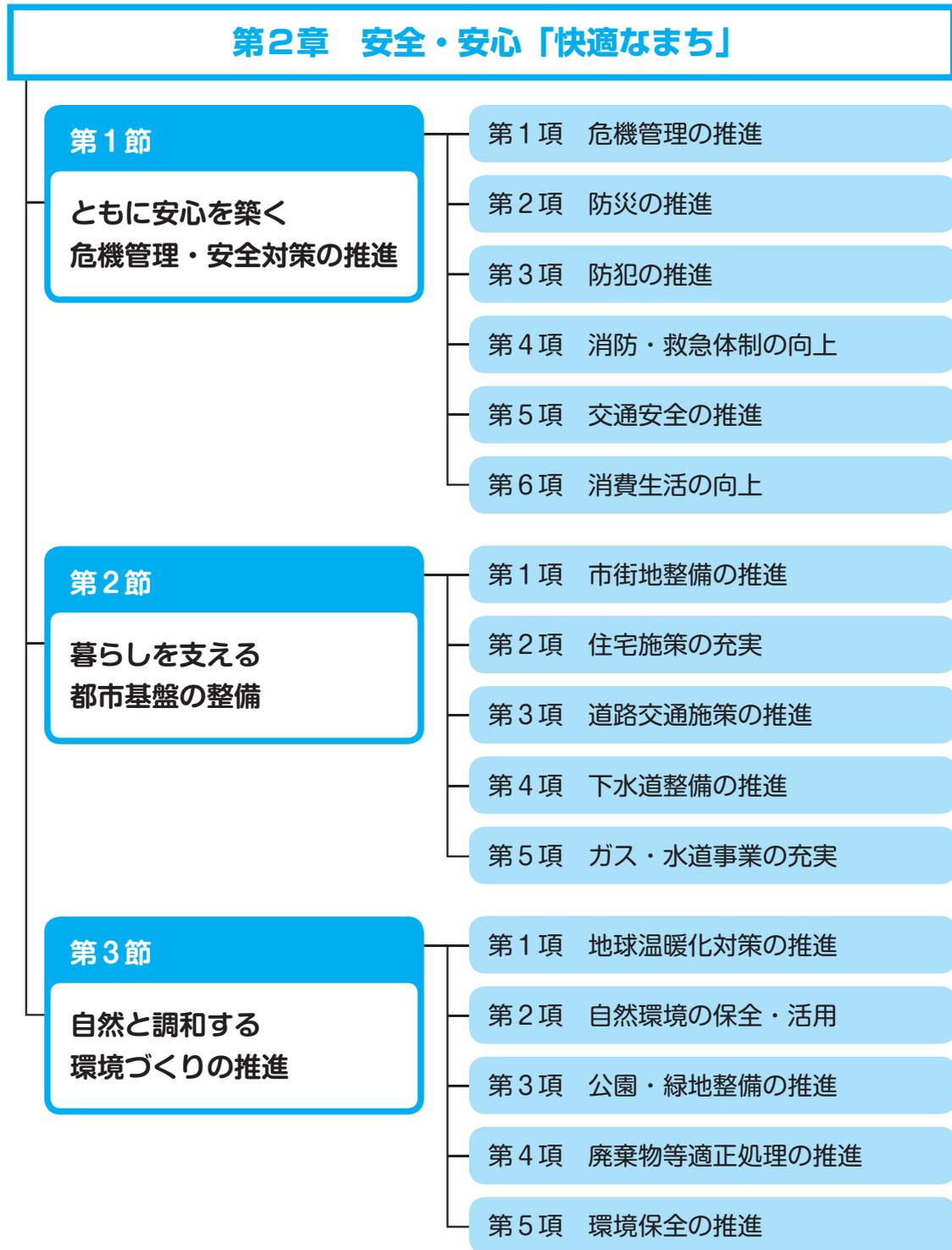
また、求人を必要とする企業と求職者のミスマッチを埋めるため、引き続き、国や県等の各種団体と連携して市内企業と求職者が理解を深めるための施策を実施します。

併せて、市民や市内企業が気軽に雇用就労に関する相談や情報発信ができる環境を整備します。

参 考 主な関連計画

計 画 名	計画期間
地域福祉計画	平成26年度～平成31年度
(仮称)健康なまちづくり基本計画	平成27年度～平成31年度
次世代育成支援対策行動計画(後期)	平成22年度～平成26年度
子ども・子育て支援事業計画	平成27年度～平成31年度
新型インフルエンザ等対策行動計画	平成26年度策定予定
高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画	平成24年度～平成26年度
高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画	平成27年度～平成29年度
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画	平成30年度～平成32年度
障がい者基本計画(第3期)	平成24年度～平成29年度
障がい福祉計画(第3期)	平成24年度～平成26年度
障がい福祉計画(第4期)	平成27年度～平成29年度
男女共同参画基本計画	平成26年度～平成31年度
教育基本計画	平成26年度～平成31年度
特定健康診査等実施計画(第2期)	平成25年度～平成29年度
産業振興計画	平成27年度～平成31年度
バリアフリー基本構想	平成26年度～平成37年度
観光振興プラン	平成25年度～平成26年度
農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	平成18年度～平成26年度

第2章 安全・安心「快適なまち」



第1節 ともに安心を築く危機管理・安全対策の推進

第1項 危機管理の推進

東日本大震災の教訓を活かし新たな課題に対応するため、想定する危機についてマニュアルの整備を行い、その整備状況の進行管理を行います。

また、危機に対する研修・訓練の実施状況の進行管理を行うとともに、全庁的な危機事態を想定した、研修・訓練を実施します。

以上のように、市民が安心して生活を送るための備えとして、「**危機管理**」を推進します。

第1号「危機管理の推進」

《これまでの取組と課題》

東日本大震災における経験を踏まえ、平成24(2012)年度に新たに危機管理課を設置し、市長直轄の組織として危機における統括・調整力の強化を図りました。

これに伴い、市民の生命・身体及び財産の安全を確保するとともに、行政運営への支障を最小限にすることを目的として、危機管理指針の策定や地域防災計画の修正、緊急事態対処計画の策定等に取り組んできました。

今後は、多様化する危機への対応について、市・市民・事業者が担うべき役割を認識するとともに、実行できる体制を確立する必要があります。

《本計画での取組内容》

危機管理では、危機の発生を未然に防止するとともに危機の発生に備えることが重要です。

また、危機の発生後は、被害等の軽減を図り危機を収拾し、その後、市民生活を平常に回復させることが重要です。

危機管理指針において示した、本市が想定する危機を念頭に、これらの危機に対して市役所の各部局でマニュアルの整備を行い、その整備状況の進行管理を行うことにより危機の発生に備えます。

また、各部局において実施する危機に対する研修・訓練の進行管理を行うとともに、全市的な危機事態を想定した研修・訓練を、市・市民・事業者を対象として実施します。

第2項 防災の推進

市民からの要望が最も高い情報伝達手段である防災行政無線^{※21}の拡充強化に努めるほか、多様な手段による情報伝達体制を構築します。

また、災害による被害を最小限とするため、市や関係機関が行う「公助」^{※22}の体制強化はもとより、自主防災組織の活動支援や訓練の実施等により、市民の「自助」「共助」^{※22}の力を高めます。

東日本大震災以後、公共施設の中で旧耐震建物の早急な耐震化の推進が求められています。むやみに耐震化工事を行うのではなく、建物を総合的に実態把握し効率的な対策を進めます。

しかし、すべての施設を更新することは不可能なため、公共施設再生計画基本方針に基づき、施設の複合化・多機能化を推進します。

公共施設を含む社会資本の老朽化は、「確実にやってくる、想定内の緩やかな震災」と言われており、施設の統廃合・複合化・多機能化による総量圧縮や長寿命化等を行い、施設の再生を実施します。

公共施設再生に向けては、一連の取組を、これからの時代を担っていく若者にも関心をもっていただき、コミュニケーションができるよう、合意形成を目的とした情報発信をします。

以上のように、災害時におけるソフト面での対策、ハード面での対策を進め「防災」に対する取組を推進します。

第1号「地域防災計画の推進」

《これまでの取組と課題》

東日本大震災を検証した結果、様々な課題が浮き彫りとなりました。計画そのものの実効性に課題がある面と、計画の周知が十分でなかった面があることから、課題を踏まえた地域防災計画の見直しを行いました。

今後は、この計画に基づいて訓練を実施するとともに、情報伝達手段の充実や自主防災組織の拡充等、ソフトとハードの両面を更に強化することが必要です。

《本計画での取組内容》

東日本大震災で得た教訓や課題、異常気象により増加している自然災害への対応、更に、市民や関係機関の意見等を踏まえ修正した、地域防災計画及び職員初動マニュアル等の各種マニュアルに基づき、実際に訓練を行うことにより災害対応の実効力を高めます。

また、災害時における情報伝達手段として重要となる防災行政無線のデジタル化等、更なる拡充強化に努めるほか、多様な手段による情報伝達体制を構築します。

災害による被害を最小限とするためには、市民自らが自らの身の安全とまちを守るという防災の基本に立ち、市・市民・関係機関が連携しながら、それぞれの役割を果たすことが重要です。

そのため、市や関係機関が行う「公助」の体制強化はもとより、自主防災組織の活動支援や訓練の実施等により、市民の「自助」「共助」の力を高めます。

※21 防災行政無線 公共施設や公園等に設置され、津波警報や緊急地震情報の緊急情報や光化学スモッグ注意報、市からのお知らせ等を放送する放送設備のこと。

※22 自助・共助・公助 まず、自分で自身の身を守り、そして隣近所・地域で支え合う。そこで対応できないことを行政で行う。ここでは「自助・共助・公助」の3点が連携することで、災害対応の強化につながることを言う。

第3項 防犯の推進

市民・事業者・警察・市等が連携を取り情報を共有化し、町会・自治会・関係機関・団体等との連携強化を図ります。

また、地域ぐるみの防犯体制を充実させ、市民一人ひとりの防犯意識の向上に努めます。

更に、市職員による青色回転灯付き防犯パトロール車による市内パトロールの充実を図り、子どもたちの帰宅時間帯の安全確保に努めます。

以上のように、犯罪のない社会の構築に努め「防犯」施策の推進を図ります。

第1号「犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進」

《これまでの取組と課題》

平成16(2004)年に、犯罪のない安全で安心なまちづくり条例を定め、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた取組を、市・市民・事業者で協働し推進してきました。

市内の犯罪発生総件数は、市民の防犯意識の高揚と地域防犯活動の効果もあり、件数は減少しています。

今後も、犯罪発生件数の抑制に努めていく必要があります。

《本計画での取組内容》

市・市民・事業者が連携を取り情報の共有化を図るとともに、自主的な防犯活動を行う団体の活性化を図る等、協働による防犯活動を推進します。

また、キラット・ジュニア防犯隊^{*23}の活動を継続し、子どもたちの目線から見た施策を防犯対策に反映させます。

これまでも実施してきた協働による防犯への取組では、町会・自治会・関係機関団体等との連携を更に強化し、地域ぐるみの防犯体制の充実を図ることにより、市民一人ひとりの防犯意識の向上に努めます。

更に、青色回転灯付き防犯パトロール車にて市職員によるパトロールを実施し、地域の安全確保に努めます。

※23 キラット・ジュニア防犯隊 市民まつりや防犯講演会、街頭啓発キャンペーンなどで防犯に対する意識高揚を図るための啓発活動をおこなっている、市内小・中学校(対象学年小学5年～中学2年)で構成された防犯隊のこと。



第4項 消防・救急体制の向上

消防・救急体制の向上は、市民の安全・安心な暮らしを守るためにも重要な課題であり、消防施設・車両・人員等の充実に加え、大規模災害時への対応や消防団との連携強化、職員の資質技術の向上等、すべてにおいて万全を期する必要があります。

また、高度化する救急業務への対応として救急救命士等の更なる育成と医療機関との連携強化、更には普通救命講習^{※24}をはじめ応急手当の普及啓発を図り、市と市民が一体となった「消防・救急体制の向上」を目指します。

第1号「消防力の強化」

《これまでの取組と課題》

市民の安全で安心な暮らしを守るため、老朽化した施設の改修・移設・建替・耐震診断の実施のほか、計画的な車両の更新を行いました。

併せて、時代を反映した職員の増員や配置、指揮隊の運用、救急救命士の育成強化のほか、職員の資質技術の向上にも積極的に取り組みました。

また、消防水利については、整備に向けた調査・検討や、開発行為に伴う指導等を行いました。

今後、施設の建替、耐震補強や大規模な改修を行う必要があり、これに併せ、車両や職員の配置の見直しも検討する必要があります。

《本計画での取組内容》

消防本部庁舎は、大災害においても防災拠点や対策本部としての機能を維持する必要があることから、市本庁舎と歩調を合わせて更新を進めます。

中央消防署秋津出張所については、耐震補強や大規模改修の実施について検討を進めます。

中央消防署谷津出張所については、JR津田沼駅南口特定土地区画整理事業の施行区域内に建替えを計画しています。

消防団詰所については、老朽化の程度に応じ建替えや改修等を行います。

消防車両については、車両整備計画に基づき逐次更新し、消防水利についても充足率の低い地域への設置を中心に計画的に整備します。

大規模災害時の対応については、行動計画の見直し、緊急消防援助隊や千葉県消防広域応援協定に基づく訓練・研修に積極的に参加するとともに、本市が被災した際の受援計画に関するマニュアルの策定を図ります。

また、職員については、いかなる災害にも対応できる知識技術の習得に努めます。更には、消防団組織との連携も一層強め、消防団組織の活性化を推進します。

※24 普通救命講習 心肺蘇生法、AEDの取扱、止血方法等の実技中心の救命講習。

第2号「救急体制の充実」

《これまでの取組と課題》

高規格救急車^{※25}の整備、救急救命士や救急隊員の養成・育成を行うとともに、普通救命講習の実施や市内の公共施設にAED^{※26}を配備する等の取組を行ってきました。

平成24(2012)年4月からは、「普通救命講習 市民受講率日本一」を掲げ、市と市民が一体となった救急体制の構築を目指し、普通救命講習の指導者として協力していただける市民団体との協働による普通救命講習の実施及び啓発を行いました。

今後は、近年増加傾向にある救急需要や、今後の職員の大量退職に対応するため、更なる救急隊員の養成が必要となります。

《本計画での取組内容》

救急救命士の処置範囲拡大への対応、高規格救急車をはじめとする資機材の整備、救急救命士や救急隊員有資格者の養成等、救急業務体制の充実に努めます。

また、円滑な救急搬送の受け入れを確立するため、医療機関との連携に努めるとともに、救急車の適正利用についての啓発を進めます。

応急手当の普及啓発については、引き続き「普通救命講習 市民受講率日本一」を掲げ、市民団体との更なる協働を進め、普通救命講習の実施及び啓発を推進します。

第3号「消防指令センターの共同運用及び消防広域化への対応」

《これまでの取組と課題》

消防指令センターの運用は、単独整備におけるコスト問題や専門性の高い消防指令業務を充実させることで、市民サービスの向上につながるのと考えに立って取り組んできました。

また、消防広域化への対応については、平成20(2008)年度に千葉県広域化推進計画が示され、本市消防本部は消防広域化検討委員会を設置し、検討した結果を消防委員会に諮りました。

このなかで、当面本市の特徴であるきめ細かな住民サービスを維持するため、単独消防を維持することが望ましいとされました。

《本計画での取組内容》

本市を含む、北西部ブロック11市による消防指令センターの共同運用については、平成25年度から開始した第1期運営の状況を注視しながら、平成32年度からの第2期運営に向けた作業部会等による人員配置や運用、維持管理、そのほか消防団との連携や消防隊運用等について調査・研究を進め、より高度な消防指令業務による住民サービスの向上を目指します。

なお、本市は、消防広域化ではなく、単独消防体制が望ましいとしていますが、今後、新たに国や県の方針等が示された場合は、他市の動向等も踏まえ慎重に対応します。

※25 高規格救急車 ケガや病気で緊急性のある患者を「救急救命士」の資格を有する隊員が、高度な資機材を用いて応急処置を行い、迅速に医療機関に搬送することを目的とした車両のこと。

※26 AED 自動体外式除細動器といい、体に電気的なショックを与え、心室細動を取り除くこと(除細動)ができる機器のこと。

第4号「火災予防の推進」

《これまでの取組と課題》

火災発生と被害軽減を図るには、消防用設備の適正な設置、維持管理及び防火・防災管理体制を構築することが重要になるため、立入検査を重点的に行うとともに、消防訓練の指導強化や住宅用火災警報器の設置促進を行いました。

本市における住宅用火災警報器の設置普及率は8割を超え、全国でも上位の普及率となっており、火災による死傷者数も全国的に減少傾向となっています。

一方、消防用設備や危険物施設は、老朽化が進んでいるものが多く、これらを改善するには多額の費用と時間がかかり、今後、改修等がスムーズに行われるか懸念されるところです。

《本計画での取組内容》

近年、防火対象物は大規模化・複雑多様化するとともに、高齢者福祉施設等が増加しています。

また、老朽化が進んだ消防用設備や危険物施設が多くあり、火災発生時には大きな人的、物的被害が発生する危険性が高くなっています。

これらを踏まえ、立入検査のより一層の強化に加え、防火思想の普及啓発、消火・避難訓練の指導に重点を置き、従来以上にきめ細かな指導を行うことで火災発生と被害の軽減を図ります。

更に、住宅用火災警報器の更なる普及と維持管理について啓発を図ります。

第5項 交通安全の推進

交通安全・交通マナーの向上では、放置自転車クリーンキャンペーンや交通安全運動以外にも啓発活動を行い、自転車放置禁止や自転車安全利用五則等、交通安全に関する啓発活動を強化し、交通ルールの周知・交通マナーの向上を図ります。

交通安全に対する教育では、交通安全教室に地域住民も参加可能にし、交通安全教室の充実を図るとともに、市内の各保育所・幼稚園・小中学校・高校で交通安全教室を開催します。

交通安全施設では、道路照明灯の建替等、更新の必要が認められる際に、環境面に配慮しLED化の採用について検討を図ります。これらLED化については、市内の道路や駅前広場等のうち、路線を選定し、施設の更新時に積極的に導入します。

以上のように、「交通安全」の意識を市民とともに高めます。

第1号「交通安全運動・教育の推進」

《これまでの取組と課題》

交通マナー向上のため、放置自転車等の移送や放置禁止シールの貼り付けを行うほか、放置自転車クリーンキャンペーンや交通安全運動による啓発活動に取り組んできました。

しかしながら、市内では自転車利用者のマナー低下がみられ、全国的にも警察による自転車利用者の取締強化が実施されています。

また、市内の保育所・幼稚園・小中学校・高校で交通安全教室を実施するとともに、平成23(2011)年度からは、こどもセンター^{※27}を利用している幼児とその保護者を対象とした交通安全教室も実施してきました。

今後は保護者や地域住民等の対象者拡大が課題です。

《本計画での取組内容》

引き続き、放置自転車クリーンキャンペーンや交通安全運動以外にも啓発活動を行います。

自転車放置禁止や自転車が自動車同様車両の範疇にあること、自転車安全利用五則等の交通安全に関する啓発活動を強化し、交通ルールの周知・交通マナーの向上を図ります。

また、幼児・児童・中高生対象の交通安全教室の実施については、その保護者や地域住民も参加可能にし、より多くの市民に交通ルールやマナーを学んでいただくため、ホームページ等で周知をし、交通安全教育の充実を図ります。

※27 こどもセンター 子どもと保護者が自由に遊んだり、交流したり、子育てに関する情報や学習機会の提供を行い、子どもの健やかな発達のために、子どもとその保護者を支援するための施設のこと。

第2号「生活道路を含めた交通安全施設の整備」

《これまでの取組と課題》

近年の通学路における死傷事故の増加によって、市民の交通安全に対する関心が高くなっていることから、交通安全施設の設置要望が多様化し、かつ具体性のあるものが増加しています。

交通安全対策を推進するため、防護柵や道路反射鏡等を中心に設置を進め、交通事故の抑制及び防止に努めました。

また、警察署と連携を図り、路面標示や信号機のサイクル変更等、交通安全対策に努めました。

しかしながら、厳しい財政状況のなかで、迅速に対応できない内容の要望も増加しており、対策の遅れや次年度以降への対応の先送り等も出ています。

道路照明灯等は設置後の経年劣化が多く見られ、施設の更新が課題となっています。

《本計画での取組内容》

既存道路の安全対策では、通学路の安全点検も踏まえ、人と車の通行区分を視覚的に分離する等、歩行空間の計画的な整備を進め、歩行者の安全確保に努めます。

また、原則として、区域内すべての車の最高速度を時速30キロメートルに規制する「ゾーン30」等の規制区域については、地域の意向と警察署の判断が合致し規制区域を設定した場合、安全施設を適切に設置する等の対応を図ります。

自転車の走行環境では、近年、環境や健康面から手軽な移動手段として自転車利用が増加する反面、歩行者と自転車との事故が急増しています。

このことから、警察署と協議を進め、走行レーンのネットワークを形成し整備を進めます。

道路照明灯のLED化では、環境面に配慮して市内の道路や駅前広場等の箇所を選定し、照明灯施設の新設や更新の際に、LED照明灯を積極的に導入します。

第6項 消費生活の向上

消費者が安全で安心できる消費生活を送れるようにするためには、安全の確保、商品や役務について合理的な選択ができる機会の確保、必要な情報の提供や消費者教育、迅速な被害の救済等が重要です。

こうした消費者の権利を尊重し、消費者の自立支援を推進するために、消費者教育や情報発信の拠点として消費生活センター機能の充実と強化を図ります。

また、消費生活侵害事犯に関する相談は即時に警察等に被害情報の提供を行い、被害拡大を防ぐほか、多重債務問題については弁護士相談や様々な専門機関につなげ、早期の解決を図ります。

消費者・消費者団体・事業者・事業者団体・市等が、それぞれの役割や責務について認識を深め相互理解できるよう、意見交換の場を設ける等に取り組みます。

自ら考え自ら行動する自立した消費者を育成するため、すべての年齢層を対象に被害防止のための情報提供を行い、生涯を通じて様々な場で消費者教育を受ける機会を提供します。

以上のように「消費生活の向上」に努め、市民生活を安全で豊かなものとする環境づくりに取り組みます。

第1号「安心して消費生活相談のできる体制づくりとセンター機能の強化」

《これまでの取組と課題》

消費生活の安定と向上を図るため、的確な知識や情報の提供等により、消費者の自己防衛意識を高めて被害の防止に努めました。

また、消費者からの意見・苦情に対し、消費生活相談員による迅速かつ適切な対応に努めました。

しかし、近年の高度情報化・国際化・規制緩和等のめまぐるしい社会情勢の変化により、消費者が予期せぬトラブルや被害にあうことが多くなり、地域や家庭のつながりが弱まったことで、消費者被害も多様化・深刻化しています。

自分で解決できない、相談先がわからない等の不安を抱える相談者に対して、相談員は多くの専門的知識が必要となります。解決が滞ると相談者の不安につながるため、安心して相談できる体制と経験豊富な相談員の確保が求められています。

《本計画での取組内容》

消費者トラブルに陥った時、相談先がわからない等の不安を解消するため、消費生活センターの業務や相談窓口の周知徹底を継続して行います。また、商品サービスの情報や契約知識を発信し、安全・安心な地域の消費生活を支える取組を行います。

複雑化・多様化する消費者被害を解決するために、早期解決に向けた多くのあっせん業務を実施し、消費生活相談体制の充実・強化を図ります。併せて、専門機関と連携を密にし、適切な情報提供・情報共有を行い、納得する解決に取り組みます。

相談業務にあたる相談員の資質向上を目的とした研修への参加を支援し、専門的知識を有する者から直接指導を受ける等、相談機能の整備・強化を図ります。

相談情報は、即座に全国消費生活情報ネットワークシステム^{※28}のデータベースに登録し、情報発信を行います。これらトラブル情報を社会で共有することで、二次被害の防止や社会的な問題の解決につなげることができます。

また、相談者に対しては、被害を繰り返し受けることのないように注意喚起と消費者教育を行います。

第2号「消費者関係団体等との連携」

《これまでの取組と課題》

様々な機会を捉え、市民や消費者関係団体等と連携して消費者教育啓発活動を進め、毎年消費生活の向上のため役立つ知識や、社会情勢に沿った情報等を発信する場として、消費生活展を開催しています。

また、多発する消費者問題を皆で考えることを目的とし、食の安全・安心をテーマに消費者団体とともに専門的知識を有する講師を招き、市民講座を開催し多くの情報を発信する等、提起された消費者問題について意見交換等を行いました。

しかしながら、関心を持ち自ら学習の場に足を運ぶ方よりも、関心を持たない方こそ消費者教育が必要な場合が多く、情報が必要でありながら、その存在を知らない方に対し、消費者教育啓発活動の方法を見直すことが求められています。

※28 全国消費生活情報ネットワークシステム 国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報(消費生活相談情報)の収集を行っているシステムのこと。

《本計画での取組内容》

消費者に身近な消費者団体・事業者・事業者団体等と市が連携して、消費者が必要な情報や苦情・要望の把握に努め、消費者と事業者の情報力の格差を解消し、相互理解をすることにより消費生活の向上を図ります。

また、消費生活センターを拠点として、地域において消費者問題の専門家として活動している消費者団体・事業者・事業者団体等が相互に連携・協働できる場を提供する等の体制を整備します。

更に、消費者団体・事業者・事業者団体等による消費者教育を支援するため、事業者・事業者団体に相談員を派遣する出前講座等を実施し、消費者教育の担い手となる人材の育成等について連携を図ります。

第3号「自立した消費者になるための消費者教育・啓発・情報提供」

《これまでの取組と課題》

消費生活の安定と向上を図るため、的確な知識や情報の提供等により消費者の自己防衛意識を高め、被害の防止に努めてきました。

しかしながら、複雑化・多様化し変化し続ける経済社会環境のなかで、自立した消費者になるための消費者教育は、契約や取引、商品の安全等に関する知識の習得だけではなく、法律・金融・環境面における自らの責任や判断能力を培うことが不可欠であり、幼少期から高齢期まで長期にわたって教育を行うことが必要となってきました。

また、消費者が理解することが難しい情報があふれるなか、知らないことを知る機会として消費者教育・啓発事業を行い、相談の掘り起しを行うことが求められています。

《本計画での取組内容》

高度情報化社会の進展により、インターネット・出会い系サイト・インターネット通販・オンラインゲーム・ソーシャルネットワーキングサービス^{※29}関係の消費者被害が増加傾向にあるため、被害防止のための情報提供はすべての年齢層に必要となります。

大学生を対象とする出前講座だけではなく、18歳未満が就学する中学校・高校において講座を開催し、消費者被害の情報提供・消費者教育を行います。

高齢者についても高額な消費者被害にあうことが多いため、増加しつつある金融トラブルやインターネットトラブル等に対応できる、多種多様なメニューを揃えた出前講座を開催します。

自立した消費者を育成するためには、地域において積極的に消費者問題に取り組むことが必要であり、消費生活センターを消費者教育の担い手を育成する場として位置付けます。

また、消費生活センターでは、消費生活相談だけにとどまらず、様々な情報を集約することで、地域住民に消費者教育を提供する場とします。

※29 ソーシャルネットワーキングサービス 個人と個人を結ぶことを目的とした社会的ネットワークのこと。自分のプロフィールや写真を公開する機能、意見交換や情報交換を行うコミュニティ機能等がある。

第2節 暮らしを支える都市基盤の整備

第1項 市街地整備の推進

都市基盤については、都市マスタープラン^{※30}に基づいた整備を推進します。

新市街地の整備では、奏の杜地区の整備が進み、まち育ての時期へと移行することから、防犯・景観・環境に係る各指針に則り、グレードの高いまちづくりを推進します。

既成市街地では、生活道路・公園等の整備を進め、防災性の高い快適で良好な住環境の創出を図ります。併せて、良好な住環境を保全するため、地区計画制度等の活用啓発を進めます。

市街化調整区域については、地域の特性にふさわしい良好な環境の整備・保全を図れるよう、地権者や営農者とともに、一体的・総合的な土地利用について協議・検討を進めます。

駅周辺において、地区の特性に合わせて土地の高度利用や地域住民の合意形成を図りつつ整備を進めます。また、歩道改良等のバリアフリー化を進め、安全で安心して利用できる環境の整備を進めます。

以上のように、住環境等の保全や駅周辺の整備等による「市街地整備」を進めます。

第1号「住宅地における良好な環境保全」

《これまでの取組と課題》

比較的新しく開発された地区の一部では、地区計画制度を活用し良好な住環境の保全を図っています。

しかしながら、既成市街地の一部では生活道路や公園等の整備が不十分となっているほか、改善の必要のある地区が点在し、宅地の細分化や用途混在も見られます。

生活にゆとりやうるおいのある快適なまちをつくる上では、都市景観に配慮したまちづくりが求められています。

このことから、市街地における用途混在の解消や防災機能の強化、円滑な交通流動の確保、良好な都市景観の形成等を計画的に進め、都市の安全性・利便性・快適性の向上を図る必要があります。

《本計画での取組内容》

既成市街地において、都市基盤が不十分な地区については、生活道路や公園等の整備を推進し、安全で快適な住環境の創出に努めます。

また、良好な市街地形成を図るため、景観に関する基本計画の策定や条例の制定に取り組みます。

快適なまちをつくる上では、良好な住環境を有する住宅地の形成や維持保全が必要となってきます。そこで、良好な住環境の保全を図るために地区計画制度等を推進します。

※30 都市マスタープラン 都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定される計画のこと。

第2号「新市街地の整備」

《これまでの取組と課題》

これまで市街化調整区域の土地利用については、農業振興地域整備計画との整合性を図りつつ検討し、併せて、農家組合員等に対するアンケートの実施や農家組合員等との意見交換及び勉強会を開催しました。

しかしながら今後の土地利用について、農家や地権者の方々が様々な考えを持っており、土地利用の方向性を見定める作業は難航しています。

時代変化に適切に対応しながら、地域の特性を生かした総合的かつ計画的な土地利用を図ることが課題であり、市街化調整区域の将来的な土地利用について農業施策との調整が必要です。

《本計画での取組内容》

市街化調整区域では、営農形態の変化や地域内の局所的な開発が見られます。

農地をまちの構成要素としてとらえるなかで、それぞれの地域の特性や周辺環境等に留意した計画的かつ秩序ある土地利用を図ることができるよう、地権者や営農者とともに将来のあるべき姿を検討します。

その上で、土地利用転換の機運の高まりがみられる地区においては、一体的・総合的な転換が計画的に図られるよう支援を行います。

新市街地として整備した奏の杜地区では、一定のまちづくりが終わり、今後は、まち育ての時期を迎えることとなります。

まち育てにおいては、住民や土地所有者を主体としたエリアマネジメント組織との連携のもと、防犯・景観・環境に配慮したグレードの高いまちづくりを促進します。

第3号「駅周辺の整備による賑わいの創出」

《これまでの取組と課題》

J R津田沼駅南口周辺では、「市の顔」となる大規模開発が進められてきましたが、今後は人口や交通量の増加に対応するため、安全性・利便性・円滑な交通流動が確保された駅前空間の再整備が求められます。

地域拠点でもあるそのほかの駅周辺は、魅力ある中心市街地の形成や、安全で利便性の高い駅前空間の創出等に留意した整備を図る必要があります。

また、急速な都市化への時代を経て、今後は市街地の活性化や環境への負荷の低減等の観点による都市機能の集約化、既成市街地の再編整備等が求められています。

《本計画での取組内容》

J R津田沼駅南口では、駅前広場の機能拡充に向け再整備の検討に着手し、まずは、人口増加に対応する歩行空間の充実を図るため、橋上駅舎への昇降施設を設置します。

また、同駅周辺における開発の動向等を踏まえ、土地の高度利用を誘導しつつ都市機能を充実させて、グレードの高い文化の薫る駅前空間づくりに努めます。

併せて、同駅北口における自転車等駐車場の利用対策については、隣接市等との協議を進め検討します。

更に、そのほかの駅周辺整備については、更なる商業業務等施設の拡充や良好な住宅地等の創出を図るため、土地等の利活用を検討するプロジェクトの設置や周辺地区住民・事業者との意見交換会の開催等を行い、合意形成を図りつつまちづくりへの取組を進めます。

駅は市内における重要な交通の拠点です。市内各駅周辺地区においては、円滑な交通流動や利用者の安全性・利便性の向上に向け、重点化・順序化を図りながら道路基盤の整備を推進し、安全でにぎわいのある駅前空間づくりに努めます。

第2項 住宅施策の充実

住生活をより豊かなものとするためには、市民生活に深く関わる施策と連携して総合的な住宅施策を展開していく必要があり、その指針となる「住生活基本計画」を策定します。

住宅耐震化の促進では、所有者等に対する普及啓発・情報提供等に努め、民間建築物の耐震改修等を促進させる施策を推進します。また、特定建築物の耐震化率の改善を目指し、制度の詳細に係る情報発信に取り組みます。

公営住宅の維持管理では、既存市営住宅の建替え・改修方針を再検討する必要があり、既存市営住宅の質的向上及び維持管理コストの削減を図ります。また、民間活力の導入について検討を行います。

分譲マンションの再生では、今後建替え需要の増加に伴い支援事業が求められるなかで、定期的の実態調査を行い、維持管理や建替えに対する支援を行います。

また、公共施設再生計画と方向性をともにして、市営住宅の建替えや大規模改修、長寿命化等、ほかの公共施設と同様に、総量圧縮・民間活力導入・質的向上を目指します。

以上のように、市民の良好な居住環境の整備に努め、安心して暮らせる「住宅」の提供を推進します。

第1号「住宅施策の充実」

《これまでの取組と課題》

国は、住宅ストック^{※31}量が充足している状況や本格的な少子超高齢社会の到来を背景に、これまでの住宅政策を全面的に見直し、量の確保から質の向上へと転換を図っています。

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を推進するために、平成18(2006)年に住生活基本法が施行されました。

本市においては、高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが安心して安全に暮らせる住宅・住環境づくりを進めています。

住生活の向上に向けて、助成事業・各種相談・あっせん事業の充実や住宅確保要配慮者^{※32}に対する住宅セーフティネットの整備が求められており、住生活基本計画の策定が課題となっています。

《本計画での取組内容》

住生活基本計画や第2次千葉県住生活基本計画を踏まえ、住生活の安定の確保及び質の向上を目指して、本市の住宅施策の指針となる「住生活基本計画」を策定します。

この計画に基づき、福祉・環境・防災・防犯分野等といった市民生活に深く関わる施策分野と連携し、住宅施策を総合的かつ計画的に推進します。

特に、空き家・不良住宅への対策、環境や省エネルギーに配慮した住宅の普及促進、住宅のバリアフリー化の促進等により、習志野市内における住宅ストックの適正な維持管理及び再生促進に取り組みます。

また、高齢者・障がい者・子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮を要する方々の居住の安定を確保するため、既存の公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を最大限活用した住宅セーフティネットの構築に取り組みます。

※31 住宅ストック 戸建て住宅、共同住宅、持家、賃貸等を含めた、現在建築済の住宅のこと。

※32 住宅確保要配慮者 低額所得者、被災者、高齢者、障がいのある人、子どもを育成する家庭
その他住宅の確保に特に配慮を要する者のこと。

第2号「耐震化等への対応」

《これまでの取組と課題》

地震による被害を最小限にとどめて安全を確保することを目的に、旧耐震基準の木造住宅を対象に耐震診断会を実施しています。

更に、木造住宅耐震診断費及び耐震改修費の補助金交付制度を開始し、住宅の耐震化の促進に取り組んできました。

しかし、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災により、多くの建築物が甚大な被害を被ったことから、建築物の地震に対する安全性への向上意識が高まり、旧耐震基準や木造住宅以外の建築物における補助制度の拡充が求められています。

また、東日本大震災による液状化被害については、国が設置した復興交付金を活用し、公共施設と宅地等との一体的な液状化対策を推進するため、地質調査や液状化対策工法の概略検討を行いました。

今後は、より具体的な工法等の提示が求められています。

《本計画での取組内容》

建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づき、「耐震促進計画」を策定しました。

この計画に基づき、住宅及び特定建築物等の耐震化を促進させる施策を推進し、耐震化率の目標を達成するために必要な施策を推進します。

そのための施策として、住宅及び民間の特定建築物の所有者等に対し、耐震診断等の必要性に関する普及啓発及び情報提供等に努め、地震による建築物の被害を最小限にとどめることで、市民の安全の確保を図ります。

そのほか、住宅の耐震化率を改善するために、耐震化促進における制度の詳細に係る情報発信に取り組みます。

また、宅地等の液状化対策は、住民自身において実施することが原則であり、公共施設と宅地等との一体的な液状化対策を進めるためには、住民の理解と合意が不可欠です。

そこで、復興交付金を活用した地質調査・工法概略検討・対策に係る費用等の結果を住民へ提供し、今後の対策について側面から支援します。

第3号「公営住宅の維持管理」

《これまでの取組と課題》

市営住宅については、老朽度・耐震性を考慮しつつ維持管理・改善に取り組むなかで、昭和30(1955)年代に建設された泉・東習志野団地の住棟において大規模改修事業を実施しています。

また、予防保全的な維持管理による建物の長寿命化及びライフサイクルコスト^{※33}縮減を図るべく「市営住宅等長寿命化計画」を策定し、本計画に基づき市営住宅の維持修繕に取り組んできました。

多くの市営住宅は建築されてから30年以上経過しており、今後においても、老朽度・耐震性を考慮した改修や、高齢者や障がいのある人等に配慮したバリアフリー化等を含めた居住環境の改善等による更新が課題です。

《本計画での取組内容》

市営住宅等長寿命化計画に基づき、予防保全型の維持管理への転換を図るとともに、老朽化・耐震化への対応、高齢者や障がいのある人等に配慮したバリアフリー化を含めた居住環境の改善等、更新における諸課題への対応を図ります。

また、住宅ストックの効率的かつ円滑な更新を実現するために、公共施設再生計画基本方針及び公共施設再生計画並びに住生活基本計画に合わせた市営住宅の建替えや改修、民間活力等の導入を踏まえた市営住宅の再生に努めます。

第4号「分譲マンションの再生」

《これまでの取組と課題》

本市では、マンションが居住形態の一つとして定着している一方、草創期に建築されたマンションにおいては、大規模改修や建替えの検討が必要となってきています。

これまでも、定期的に市内マンションの実態調査を行うことで市内マンションの現況把握に努めてきました。

今後も、相談事業等をより一層充実させることが求められています。

更に実態調査の結果等によれば、マンション耐震診断費の助成、マンション管理士の派遣等の維持管理や修繕・建替え等に対する適切な支援も求められています。

《本計画での取組内容》

分譲マンションの維持管理等に対する支援や適正な管理運営の誘導を目指し、個別相談会開催に取り組みます。

また、今後のマンション建替え需要の増加や各種の支援要望に対して、市内の分譲マンションの課題等を把握するためにマンション実態調査を行います。

このことにより、マンションの建替えや維持管理に伴う課題を把握し、求められている耐震診断・耐震補強等に対する新たな支援制度の導入を図っていくことにより、マンションの維持管理や再生に対する支援を推進します。

※33 ライフサイクルコスト 建物や設備を取得するために必要な費用だけでなく、計画、開発、量産、運用・維持、取壊し・廃棄に至る過程に必要な総経費のこと。

第3項 道路交通施策の推進

幹線道路については、防災面や安全で活力ある持続可能なまちづくりを推進する観点から、引き続き、効率的・効果的な整備を推進します。

都市計画道路については、社会情勢等の変化に伴い交通需要等も変化することから、これらの変化に合わせて見直しの必要性について判断します。

生活道路については、歩道の段差解消等のバリアフリー化を進め、すべての市民にやさしいまちづくりを推進します。

市単独計画道路については、都市計画道路^{※34}と同様に、具体的な整備の見通しが立っていない路線・区間も見受けられることから、見直しの必要性について判断します。

道路・橋梁については、修繕及び耐震化を進めて安全で安心な道路環境を確保します。また、コスト縮減や事業費の平準化^{※35}等による効率的な維持管理や長寿命化を進め、既存ストック^{※36}の有効活用を図ります。

公共交通空白・不便地区等の解消については、主要な生活施設等への利便性の向上を図るものとし、まちづくりとの整合性を図りながら、必要に応じて対策を実施します。

以上のように、市内道路網における更なる安全性・利便性・快適性の確保やバリアフリー化に取り組み、道路環境の向上を目指した「**道路交通施策**」を推進します。

第1号「幹線道路網の整備」

《これまでの取組と課題》

広域幹線道路としては、千葉県が事業主体となる都市計画道路3・3・3号線、3・3・1号線、千葉市都市計画道路3・3・15号線外2線及び本市が事業主体となる3・4・4号線の整備を進めました。

また、幹線道路としては、本市が事業主体となる3・4・11号線及びJR津田沼駅南口土地区画整理組合が事業主体となる3・4・8号線、3・4・19号線の整備を進めました。

しかしながら、一部の路線については、事業施行期間が長期化し整備効果の遅れが懸念されており、低迷する経済状況のなか、都市計画道路の整備の必要性等、見直しが今後の課題となっています。

《本計画での取組内容》

引き続き、本市の交流軸となる3・3・3号線をはじめとする各路線の整備を進めます。更に、新市街地の形成に合わせてJR津田沼駅南口周辺地区においては国道296号とのネットワーク機能を持たせるべく、都市計画道路3・4・8号線の未整備部分の整備に着手します。

一方、都市計画道路は、計画決定から50年以上経過した路線もあり、一部の用地買収のみで具体的な整備時期の見通しが立っていない路線も存在します。

また、今後は社会情勢の変化に伴う交通需要の変化等を踏まえ、都市計画道路の見直しの必要性について判断します。

※34 都市計画道路 円滑な交通や災害時の避難路としての目的を持った、都市計画法によって決定された市の骨格となる道路のこと。

※35 事業費の平準化 建築物の建設費や修繕費等で初期投資額が大きい場合、地方債の発行等を行うことにより、複数年にわたり費用を負担すること。

第2号「生活道路網の整備」

《これまでの取組と課題》

市内には、十分な歩行空間が確保されていない道路や幅員の狭い道路があり、消防車両や救急車両等の進入が困難な道路も多く存在します。

今後も高齢者や障がいのある人等にも配慮した、安全でゆとりある道路環境を整備していくことが課題となります。

生活道路としての機能を有する市単独計画道路は、本市が都市計画道路を優先的に整備していることや、ほとんどが市単独事業とせざるを得ないことから、一部の路線を除き整備を進めることが困難な状況となっています。

《本計画での取組内容》

生活道路網の整備においては、バリアフリー化の推進や道路通行の安全性の向上を図り、災害時の避難路や緊急車両の進入路の確保等、防災面の機能についても十分に配慮した整備を行います。

市道等においては、歩道の段差解消等のバリアフリー化を進め、高齢者や障がいのある人をはじめとする、すべての市民にやさしいまちづくりを推進します。

また、自動車・自転車と歩行者等が円滑に通行できるよう、道路の改修・改良を推進します。

市単独計画道路については、社会情勢等の変化に伴う交通需要の変化等を考慮する必要があります。これらの変化に合わせて計画の必要性や事業の実現性等問題点の抽出を行い、市単独計画道路の見直しの必要性について判断します。

※36 既存ストック ここでは、既に建設されている道路や橋梁のことを言う。

第3号「道路・橋梁の維持管理の徹底」

《これまでの取組と課題》

東日本大震災により、道路・橋梁等のライフラインの重要性及び液状化対策・耐震化対策について、市民の関心が高まっています。

これらは、全体的に老朽化が進行しており、日常パトロール等により道路施設の異常や損傷等を発見することにより、安全確保に努めてきました。

老朽化対応については、道路機能を保持するため、舗装の劣化や損傷部分の改修を行い、橋梁については目視点検により、劣化や損傷個所の把握に努めました。

しかしながら、厳しい財政状況のなかでは、迅速に対応できない状況も増えており、抜本的な対策の遅れや次年度以降への先送り等も出ています。

また、架設から30年以上経過している橋梁が13橋あり、老朽化の状況から今後の道路施設の維持管理には膨大な費用を要するため、その費用確保が課題となっています。

《本計画での取組内容》

道路・橋梁の計画的かつ継続的な維持管理により、市民の安全で安心な生活環境を確保します。

橋梁については、平成24(2012)年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕を推進するとともに、耐震化対策にも取り組みます。

また、道路については、中長期的な視点で、コスト縮減や事業費の平準化等により効率的な維持補修に努めます。

第4号「公共交通空白・不便地区等の解消」

《これまでの取組と課題》

公共交通空白・不便地区等の解消を図るため、コミュニティバス検討委員会を組織して研究・検討を進め、市内3ルートで実証運行を行いました。その結果、一定の目標を達成した京成津田沼駅ルート・京成大久保駅ルートを本格運行に移行しました。

しかしながら、コミュニティバス導入後も市内には公共交通空白・不便地区等が存在しており、新たな地域公共交通の導入等、地域の実情に即した対策が求められています。

このため、地域公共交通計画に基づき、東習志野・実籾地区においてワンボックス車両を使用した乗合交通の実証運行を開始しました。

《本計画での取組内容》

高齢者や障がいのある人等の交通弱者をはじめとするすべての市民を対象に、鉄道駅及びその周辺地区や主要な生活施設等への利便性の向上を図るため、まちづくりとの整合性を図りながら地域の状況に合わせた対策を検討します。

また、コミュニティバスの利用者増に向けた一層の周知やサービスの充実について、バス事業者と連携を図りながら効率的な運行に努めます。

※37 排水ます 道路の側溝や宅地内から流れ出た雨水を集め、泥などが配管内に流れ込まないように、泥溜まりを設けたますのこと。

※38 雨水貯留施設 豪雨等で多量の雨水が出た場合、一時的に雨水を貯留し、一時に下水管に流出させないための施設のこと。

第4項 下水道整備の推進

公共下水道については、未普及地区の整備を進めます。

雨水については、特に浸水被害の発生が予想される区域について整備を推進して幹線整備を行うとともに、排水ます^{*37}の整備、官民が役割を分担して雨水貯留施設^{*38}や浸透ます^{*39}を設置する等の対策を実施します。

公共下水道の改築・耐震対策では、老朽化した幹線管渠^{*40}等の長寿命化計画を策定した上で改築更新と地震対策に必要な調査・設計・工事を行います。

以上のように、未普及地区での整備・耐震化等、市内各所へ延びる「下水道整備」の推進を図ります。

第1号「公共下水道の整備」

《これまでの取組と課題》

汚水については、津田沼・印旛・高瀬処理区の未普及地区の整備の推進及び津田沼浄化センターの高度処理導入等により、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図ってきました。

未普及地区の整備については、土地所有者の同意が必要なことや、津田沼浄化センターの処理能力との整合を図る必要があります。

また、雨水については津田沼・高瀬処理区の合流区域を重点的に整備しており、印旛処理区は汚水先行で整備を進めています。

しかし、局地的な集中豪雨や都市化による雨水流出量の増加による浸水被害が見られるため、既存施設的能力不足を解消するための施設整備や低地部等における浸水被害の解消を図る必要があります。

《本計画での取組内容》

汚水については、津田沼・印旛・高瀬処理区の市街化区域の未普及地区を継続して整備するとともに、実籾本郷地区等の市街化調整区域内の既存住宅地への整備を推進します。

津田沼浄化センターについては、水処理施設・汚泥処理施設の高度処理化を推進し、既存の老朽化施設の改築と水処理施設の増設を推進します。

また、雨水については、津田沼・高瀬処理区の合流区域を継続して整備するとともに、局地的な集中豪雨や都市化による雨水流出量の増加に対応するため、特に浸水被害の発生が見込まれる低地部や既存施設的能力不足となる区域について、浸水対策施設の整備を推進します。

そのほか、循環型社会^{*41}の構築に向け、下水処理の過程で発生する汚泥等を資源化して有効利用に努めるとともに、下水道事業会計の公営企業会計への移行について検討する等、新時代の下水道事業を展開します。

※39 浸透ます 雨水を地下に浸透させるますのこと。

※40 管渠 読み方は「かんきょ」。ここでは、土中に埋められた下水や雨水の管のこと。

※41 循環型社会 環境への負荷を少なくするため、資源の効率的な利用やリサイクルの体制が構築された社会のこと。



第2号「公共下水道の改築・耐震」

《これまでの取組と課題》

本市では、昭和41(1966)年から下水道事業に着手しており、一部の施設では老朽化が著しく、下水道施設に起因した道路陥没事故や地震による下水道施設の機能停止が近年発生しています。

施設の適正な維持管理や耐震化の重要性は高まっており、老朽化の著しい津田沼浄化センター・秋津汚水中継ポンプ場及び幹線管渠の一部施設については、改築更新及び耐震化を実施しました。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、軌道及び緊急輸送路並びに避難路等の下に埋設されている管渠の耐震化事業も併せて取り組む必要があります。

《本計画での取組内容》

津田沼浄化センター・秋津汚水中継ポンプ場・袖ヶ浦汚水中継ポンプ場・幹線管渠等のうち、老朽化した施設については、予防保全的な管理を行うとともに施設の長寿命化計画を策定し、継続して改築更新を行います。

また、東日本大震災の教訓を活かし、下水道施設については、震災発生時においても安心した都市活動が継続されるよう耐震対策を推進します。

更に、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」や被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策として、国が実施している下水道総合地震対策事業等を活用し、地震対策に必要な調査・工事を行います。

第3号「浸水被害軽減のための雨水対策」

《これまでの取組と課題》

大規模な浸水被害に対応できるよう、幹線管渠等の整備を進めてきましたが、汚水管渠の整備を優先してきたことから、雨水管渠の整備は汚水と比較すると遅れています。

近年においては、局地的な集中豪雨や都市化による雨水流出量の増加による浸水被害リスクが高くなっており、浸水に関する住民意識が急速に高まっています。

ゲリラ豪雨による低地部の浸水や道路冠水が多発するなかで、管渠の整備や浸水対策が急務となりますが、雨水管渠の整備は施設が大きいことから多額の整備費用が必要です。

《本計画での取組内容》

集中豪雨の多発や都市化の進展に伴い、短期間に大量の雨水が流出し、浸水被害リスクが高まっています。

リスクの軽減を図るため雨水に係る幹線整備を行うとともに、低地部や道路冠水が多発する地域については、排水ますの整備や官民が役割を分担して雨水貯留施設や浸透ますを設置する等の浸水対策を推進します。

また、ソフト的な対策として、内水^{※42}ハザードマップを基に、浸水時における避難勧告の実施等を行うとともに、浸水被害を軽減するため、総合的な浸水対策を推進します。

なお、外水^{※42}の影響により浸水被害が生じる谷津地区の浸水対策として、ゲートや雨水排水ポンプ施設及び雨水管の整備を千葉県と連携し進めます。

※42 内水・外水 内水とは、陸地に降った雨水を川に排水しきれずあふれた水のこと。外水とは、川から陸地にあふれ出た水のこと。

第5項 ガス・水道事業の充実

将来にわたって、低廉な料金水準を維持し、安全で安定したガス・水道を供給するという使命を果たすとともに、ガス・水道施設の耐震化及び更新計画を策定し、災害等に強い管種への入替を目指します。

また、水道の安定供給では、水源確保のため定期的に取り水井戸の維持管理を行い、井戸の保全と水質管理の徹底に努めます。

以上のように「ガス・水道」事業は、公営企業として健全経営を堅持するとともに、長期にわたって安定供給が可能な施設整備を計画的に行います。

第1号「施設の維持管理」

《これまでの取組と課題》

ガス・水道の安定供給を目的として、導管等の更新事業を計画的に進めるとともに、耐震性の向上を図り安定供給を促進してきました。

また、水道では、経年化した配水池や耐用年数を経過した設備の更新を目的に第1給水場の更新事業を検討してきました。

ガス・水道販売量の減少等の厳しい経営環境のなか、安全・安定供給を継続するために、改善すべき施設整備を最優先に位置付け、災害時対策等について長期的な視点に立った整備を進めることが必要です。

《本計画での取組内容》

快適な生活環境創造のために、ガス・水道の低廉な料金を維持しつつ、計画的な供給施設の整備を推進し、安定供給を図ります。

特に、東日本大震災以降、ガス・水道施設の耐震化及び経年化に伴う更新計画の策定が急がれます。

水道事業においては、今後も継続して第1給水場更新事業を推進します。

また、景気の後退やライフスタイルの変化等による、ガス・水道の販売量の減少をふまえ、ガス・水道施設の適切な整備計画を策定するとともに、ガス・水道施設の維持管理に努めます。

第2号「ガス管・水道管の計画的な更新」

《これまでの取組と課題》

ガス・水道の安定供給を図るために、経年管対策やガス漏洩・水道漏水多発地点及び軟弱地盤地域の入替について、既設管の埋設年度・管種等を調査し、ガス・水道管の改善を実施してきました。

これらの改善にあたっては、埋設事業者及び道路管理者との協議等、関係機関との調整が求められています。

《本計画での取組内容》

東日本大震災により被災した道路の復旧が進むなか、埋め立て地域の入替を優先して導管網^{※43}を更新します。

そのことに伴い、地震等の災害時の安定供給を図るため、供給停止エリア分け及び災害復旧を考慮した導管網のブロック化の検討が急がれており、より経済的に更新できるように総合的な見地に立った効率的な更新計画を推進します。

また、災害が発生した場合の対応についても職員が迅速な対応ができるような体制の強化と技術の向上を図ります。

第3号「水の安定供給」

《これまでの取組と課題》

安全で安定した水源確保を目的として、取水井戸の適切な運転管理や計画的な維持管理、安全な水を送るための水質検査計画に基づく水質検査を実施し、安定供給に努めてきました。

しかしながら、安定給水はもちろんのこと、よりおいしい水・より安全な水であることや地震災害時の飲料水確保に備えた災害に強い水道づくり等、維持管理体制を強化していく必要があります。

《本計画での取組内容》

今後も水源確保のために、取水井戸に対する運転管理の向上や定期的な点検等を実施し、施設の維持管理を継続して地下水源の保護を推進します。

また、蛇口をひねれば、いつでも安全な水が必要なだけ使えることを第一の使命として事業に取り組んできましたが、近年水道水の安全性に対する関心が高まってきていることから、計画的に水質検査を実施し、安全・安心な水道水の安定供給の強化に努めます。

※43 導管網 ここでは、各家庭にガスを供給する管のことを言う。

第4号「市営ガスの利用促進」

《これまでの取組と課題》

ガスの安定供給はもとより、低廉な料金の維持、安全の確保に努めてきました。

また、JR津田沼駅南口特定土地区画整理事業地内に、市営ガスを活用したエネルギー利用提案を進め、都市ガスの利用促進に取り組んできました。

少子高齢化の進展、中食産業の台頭、震災後には、エネルギーについての関心がこれまで以上に高まり、エコロジーに対する意識が高揚してきています。

この様な状況を踏まえ、今後はガス・電気・太陽光等、様々なエネルギーがもつ利点を活かした、効率的な組み合わせによる市営ガスの利用促進が求められています。

《本計画での取組内容》

家庭用に対する営業の取組として、時代の変化に応じたエネルギーのベストミックス^{※44}を考慮した提案を行います。

また、ガスフェスタ等のイベントや施設見学会を実施し、市営ガスのPRを通じて、ガスの利用促進に努めます。

業務用については、空調営業を中心にした店舗・事務所・公共施設等に市営ガスの利用促進を図るとともに、市営ガスを利用した冷暖房機等の空調機の導入を積極的に推進します。

※44 エネルギーのベストミックス ガス、電気、再生可能エネルギー等、様々なエネルギーを組み合わせること。

第3節 自然と調和する環境づくりの推進

第1項 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策では、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出量を削減するため、省エネルギーに取り組み、新エネルギーの利用及び設備等導入について積極的に推進します。

また、市民・事業者向けの省エネルギー機器等に関する情報や国・県の補助制度等について、広報習志野やホームページ等を活用して周知するとともに、省エネルギー機器の普及施策の検討をします。

更に、公共施設等における市営ガス利用の促進を図るとともに、市営ガスを利用したガスコージェネレーションシステム^{※45}の導入を積極的に推進します。

加えて、新エネルギー導入促進についての施策を検討し、新エネルギー^{※46}に関する情報や補助制度等について、広報習志野やホームページ等を活用して周知します。

以上のように、国・県の施策を踏まえながら、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識し、協力・連携することで、地域レベルでの「地球温暖化対策」を推進します。

第1号「二酸化炭素排出量の削減」

《これまでの取組と課題》

地球温暖化防止を図るため、地球温暖化対策地域推進計画及び地球温暖化防止実行計画に基づき、市民・事業者・市が連携・協力して、省エネルギー対策や節電等、二酸化炭素排出量の削減に取り組んできました。

また、こども園・保育所・小中学校等、公共施設の改築・建替え等の更新に合わせて太陽光発電システムを設置し、芝園清掃工場では、ごみを焼却する際の余熱・廃熱等を利用して発電する廃棄物発電を行っています。

東日本大震災により、エネルギー需給事情が大きく変化し、国ではエネルギー基本計画の抜本的な見直しを行い、県でも千葉県地球温暖化防止計画の計画期間を延長しました。

このような国・県の動向を踏まえ、本市の地球温暖化対策推進計画も、新たな計画策定まで計画期間を延長しました。

《本計画での取組内容》

地球温暖化対策地域推進計画に基づき、市民・事業者・市が連携・協力し、省エネルギーに取り組むとともに、新エネルギーの導入を促進します。

公共施設にLED照明や高効率型の照明等の設置を推進するほか、クールビズ・ウォームビズ、昼休みの消灯等を継続して行う等、市自ら率先して地球温暖化防止のための施策を推進します。

※45 ガスコージェネレーションシステム ガスを使って発電すると同時に、廃熱を使って給湯や空調、蒸気などの形で有効に利用するシステムのこと。

※46 新エネルギー 通称「新エネルギー法」で定義されている、太陽光・風力等の非化石エネルギーのこと。

また、家庭での省エネルギー行動や省エネルギー機器等の導入、オフィスの省エネルギーの行動や自動車使用の見直しの情報提供を行う等、幅広く普及啓発を行い、地球温暖化防止対策に取り組みます。

このほか公共施設等において、再生可能エネルギー^{※47}の利用や設備の普及、省エネルギー機器の導入を推進し、併せて、省エネルギー性能に優れたヒートポンプやガスコージェネレーションシステム等の普及の促進、電気自動車やハイブリッド車等の次世代自動車の導入に取り組みます。

第2号「新エネルギーの普及」

《これまでの取組と課題》

国は、地球温暖化対策を図るため、新エネルギーとして、太陽光・太陽熱・風力・バイオマス^{※48}・地熱等、再生可能エネルギーの導入・普及を促進してきました。

本市では国の政策を受け、一般住宅への新エネルギー設備の普及を促進するため、太陽光発電システムの設置費の一部及び市営ガスを燃料とする住宅用ガス高効率給湯器の設置費の一部を補助してきました。

《本計画での取組内容》

地球温暖化対策として、一般住宅への新エネルギーの導入を促進するため、国・県の補助制度等を活用し、市民ニーズや社会経済情勢を踏まえ、新エネルギー設備の設置に対する補助制度を整備します。

また、新エネルギーに関する情報や国・県の補助制度等について、広報習志野やホームページ等で広く周知し、利用促進に努めます。

更に、環境負荷が少なく、クリーンエネルギーである天然ガスの利用促進に、企業局と協力・連携して取り組みます。

このほか、太陽光等の再生可能エネルギーの普及と併せ、蓄電池の公共施設への導入や一般住宅への導入支援、事業者へ協力依頼する等、効率の良いエネルギー利用に取り組みます。

※47 再生可能エネルギー 太陽光・風力・地熱等、エネルギー源として持続的に利用できると認められるもの。

※48 バイオマス 木くずや間伐材、その他廃棄物等、エネルギー利用ができる程度にまとまった生物起源による資源のこと。

第2項 自然環境の保全・活用

都市の貴重な自然環境として、市内各所に点在する大切な緑や里山を保護・保全します。

また、自然保護地区・都市環境保全地区^{※49}を維持するため、自然・都市環境の保護・保全に対する理解・協力等について、所有者への働きかけを行います。

併せて、貴重な自然を身近に感じて親しむことができる場として活用できるように努めます。

谷津干潟を所管する環境省が実施する保全事業について、市は全面的に協力し、干潟の保全・活用に取り組みます。特にアオサ^{※50}の異臭対策について要請します。

また、環境学習・干潟体験等の各種イベントや定例活動及びボランティア事業の充実を図ります。

オーストラリア・ブリスベン市との湿地交流や国内のラムサール条約登録湿地^{※51}を抱える自治体間で構成するラムサール条約登録湿地関係市町村会議に参加する等、湿地の保全・活用に向け、情報交換や国内外の自治体との連携を図ります。

以上のように、自然豊かな谷津干潟等の「自然環境の保全・活用」に努め、将来に残すべき自然の保護に取り組みます。

第1号「自然環境の保全・活用」

《これまでの取組と課題》

市内に残る貴重な自然環境の保護・保全に努めるため、自然保護及び緑化の推進に関する条例に基づき、自然保護地区や都市環境保全地区を指定し、身近な樹林地の保全に所有者とともに取り組んできました。

また、市民から推薦された樹木を習志野市名木百選に指定し、名木百選ぶらっと散策マップの作成や名木観察会、里山の原風景が残る実籾本郷公園での自然観察会の開催等、自然環境の活用を行ってきました。

しかしながら、都市化が進むなか、貴重となった自然を身近に感じ親しむことのできる地域の緑地の保全が課題となっています。

《本計画での取組内容》

自然保護及び緑化の推進に関する条例に基づき指定した、自然保護地区・都市環境保全地区を次世代に継承していくため、その土地所有者に自然環境の保護や保全の理解、協力の働きかけを行います。

緑の基本計画^{※52}の緑地の配置方針により、保全配慮地区・緑化重点地区の計画に基づく、緑地の保全事業を推進し、自然とのふれあいやレクリエーションを楽しめる場、災害時の避難場所として活用します。

※49 自然保護地区・都市環境保全地区 習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例で定義している、「良好な自然環境を維持するため保護することが必要な地区」並びに「良好な都市環境を保持するために必要な地区」のこと。

※50 アオサ 緑色の海藻で、枯死、腐敗することで、悪臭を放つ。谷津干潟で大量に繁茂する。

第2号「谷津干潟の保全・活用」

《これまでの取組と課題》

谷津干潟のアオサの腐敗・堆積による鳥類の生息環境及び周辺生活環境の悪化の解消を図るため、市民クリーン作戦等の保全活動を実施してきました。

また、谷津干潟を所管する環境省が、谷津干潟の保全・活用、鳥類の生息環境改善を図ることを目的に開始した、国指定谷津鳥獣保護区保全事業に対し、より効果のある事業になるよう協力し保全に努めました。

しかし、アオサの繁茂は現在も続いており、腐敗・堆積を解消するため、除去等について効果的な方策が課題となっています。

《本計画での取組内容》

谷津干潟を所管する環境省が実施する国指定谷津鳥獣保護区保全事業が、より効果的な事業となるよう連携を強化します。

また、保全・環境整備を行う環境省と干潟を活用した環境保護意識の醸成を行う市の役割を明確化し、谷津干潟の保全・活用、アオサ対策等について協力して取り組みます。

湿地の保全や水鳥の保護に向けた湿地交流を推進するため、オーストラリア・ブリズベン市と湿地提携に関する協定を締結しています。また、国内のラムサール条約登録湿地を抱える自治体間で情報交換や協力を行う場であるラムサール条約登録湿地関係市町村会議に参加しており、これらのネットワークを活用し、湿地の保全に向け、国内外の自治体や関係機関との連携を図ります。

※51 **ラムサール条約登録湿地** 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的とした、国際条約であるラムサール条約に規定された国際的な基準に従って登録された湿地のこと。谷津干潟は1993年に登録された。

※52 **緑の基本計画** 都市緑地法第4条に規定され、都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する諸施策を総合的・計画的に推進していくために策定される計画のこと。

第3項 公園・緑地整備の推進

緑の基本計画に基づく公園・緑地の整備と併せ、公園維持管理について市民参加の取組を進めることにより、緑に対する愛着や親しみを提供できるように推進します。

また、市民とともに連携・協力しながら、緑豊かな都市環境を保全し、次世代に継承します。

更に、公共施設等の敷地内緑化及び事業者等と緑化協定の締結を進めていくとともに、地域花壇^{*53}、街路樹やハミングロード^{*54}の整備等を実施します。

以上のように、快適な都市環境を創出し、市民の憩いや活動の場となる「公園・緑地の整備」を推進します。

第1号「公園の整備・維持管理」

《これまでの取組と課題》

市内にある都市公園や緑地は、緑の基本計画に基づき、順次整備を進め、芝園公園の整備が完成しました。

また、防災公園として位置付けている谷津近隣公園の整備を進めています。

都市公園や緑地は、様々なレクリエーションや憩いの場として快適に利用できるように、事業者による維持管理だけではなく、子ども会や町会等の協力による公園管理や地域花いっぱい花壇づくり事業に取り組んできました。

しかしながら、新たな公園整備や町会等による公園の維持管理の継続性確保が課題となっています。

《本計画での取組内容》

快適な都市環境を創出し、市民の憩いや活動の場となる公園や緑地の整備の推進を図るため、緑の基本計画に基づいた公園・緑地の適正な配置や整備を順次計画的に進めるとともに、公共施設や民有地の緑化等、緑豊かなまちづくりを推進します。

また、公園や緑地を安全・安心に利用できるよう良好な維持管理に努めるとともに、地域の公園や緑に対する愛着や親しみを持ってもらえるよう、今後も継続的に市民参加による公園等の維持管理や花壇づくり等、緑を支える市民活動の推進に努めます。

※53 地域花壇 街角を緑化し、生活に潤いと豊かさを与えるために、市内各所に設置している花壇のこと。

※54 ハミングロード 八千代・千葉市境にあたる習志野市の最北東部から市のほぼ中央部を縦貫し、海まで続く延べ11.67kmにおよぶ習志野市の幹線緑道のこと。

第2号「貴重な緑地の保全・創造」

《これまでの取組と課題》

緑地は、市民の良好な生活環境を形成する役割とともに、自然環境・景観の向上が図れる重要な施設であることから、これまで緑地の保全や整備を進めてきました。

また、公共施設のほか、住宅地・事業所・工場等の緑化の推進を図るため、事業者や市民に敷地内緑化・屋上緑化・壁面緑化の整備や保全を働きかけながら協力を求めてきました。

《本計画での取組内容》

本市では、これまで谷津干潟や里山等の市内に残る自然環境の保護・保全に努めるとともに公園・緑地等の整備に取り組み、緑のまちづくりに一定の成果をあげてきました。

今後も、市街地の進展に伴う緑の減少や都市防災対策の観点から、緑の保全・整備により一層努めていくため、緑の基本計画で定めた公共施設や住宅地・事業所・工場等の緑化の施策を推進し、緑豊かな都市環境の促進・保全に努めます。

第3号「ハミングロード再整備の推進」

《これまでの取組と課題》

市民のかけがえのない共有財産であるハミングロードの再生を図るため、ハミングロード再生基本計画や市民と協働しハミングロード再生実施プランを策定しました。

この実施プランに基づき、各地区の再整備を順次計画的に進めてきました。

しかしながら、実施プランで定めた完成の目標年次の達成ができないことから、今後整備計画の見直しを図る必要があります。

《本計画での取組内容》

ハミングロードは、緑の基本計画のなかで、緑の骨格を形成する市民交流軸として位置付けていることから、ハミングロード再生実施プランに基づく、地域性のある並木の形成や歩きやすい路面の整備等、優れた歩行空間の再整備を実施します。

また、市民の憩いの場・交流や健康増進の場として、更に魅力的な緑の軸の形成を図ります。

更に、緑道としての連続性を確保するため、未整備区間の整備を行うほか、現在のハミングロードの終点部を埋立地最西部まで延伸し、市民がより海辺に親しめるよう整備に取り組みます。

第4項 廃棄物等適正処理の推進

循環型社会の実現のため、一般廃棄物処理基本計画に基づき、発生抑制(Reduceリデュース)・再使用(Reuseリユース)・再生利用(Recycleリサイクル)の3Rを推進し、ごみの減量化を進めるとともに、分別の徹底による再生利用率の向上や積極的な啓発による排出ルール of 徹底に向け取り組みます。

今ある資源を有効に活用して資源化を推進するために、資源物を一時保管できるストックヤードの整備やそれに伴う旧清掃工場の解体に向けた取組を進めます。

清掃工場の老朽化対策として必要な整備等を行うとともに、長寿命化計画に基づいた整備や維持管理を行い、清掃工場の延命化を図ります。

また、更なるごみの減量や再資源化に努めることで、清掃工場への負担を軽減し、最終処分量を減少させることで、環境負荷の低減を図ります。

し尿処理では、将来のし尿や浄化槽汚泥処理量を見据えながら、し尿処理施設の将来計画に基づき、効率的にし尿や浄化槽汚泥の処理に取り組めます。

以上のように、生活によって排出される「**廃棄物等の適正な処理**」を推進し、環境維持に努めます。

第1号「循環型社会の形成」

《これまでの取組と課題》

一般廃棄物処理基本計画の改訂を行い、本市の清掃行政の方向性を示しました。

また、ごみの減量とリサイクルの推進を図るため、発生抑制・再使用・再生利用の3Rを推進し、再生品の提供、リサイクル体験教室や清掃工場・リサイクルプラザの見学会等による市民への啓発を行ってきました。

循環型社会の形成と推進に向け、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法に基づき、環境負荷の少ないごみ処理体系の構築が求められています。

《本計画での取組内容》

一般廃棄物処理基本計画改訂版に基づき、循環型社会の実現のため、発生抑制・再使用・再生利用の3Rを推進し、ごみの減量化を進めるとともに、市民・事業者・市が一体となって、分別の徹底による再生利用率の向上や積極的な啓発による排出ルールの徹底に向け取り組みます。

また、本市のごみの現状を、ごみの収集から処分に至るまで分かりやすくお知らせし、更なるごみの減量・分別・資源化に向けた啓発を推進します。

今ある資源を有効に活用して資源化を推進するために、資源物を一時保管できるストックヤードの整備やそれに伴う旧清掃工場の解体に向けた取り組みを進めます。

第2号「廃棄物の適正処理及び処分」

《これまでの取組と課題》

廃棄物の適正な処理及び処分を行うため、安定的な収集や処理・処分に努めてきました。

芝園清掃工場では、燃えるごみや中間処理で発生する残留物等を熔融処理する過程で生成されるスラグ・メタル^{※55}の再資源化を行い、清掃工場前処理施設^{※56}では、燃えないごみ・粗大ごみ・資源物等の破碎・選別等を行って、資源ごみの再生利用に取り組んできました。

また、ごみを熔融処理することで、埋め立てする残留物を抑える等、環境負荷の低減に取り組んできました。

しかしながら、平成14(2002)年11月に稼働を開始した芝園清掃工場は老朽化が進んでおり、老朽化対策及び長寿命化に向けた対策が課題となっています。

《本計画での取組内容》

廃棄物の適正な処理及び処分を行うため、清掃工場の老朽化対策として必要な整備等を行うとともに、長寿命化計画に基づき、必要な整備や維持管理を行って清掃工場の延命化を図ります。

併せて、前処理施設等の施設ついて、計画的な維持管理を行い、安定的な施設の運転管理に取り組めます。

また、更なるごみの減量や再資源化に努めることで、清掃工場への負担を軽減し、最終処分量を減少させることで、環境負荷の低減を図ります。

そのほか、ごみ集積所等への不法投棄対策やルールに従ったごみ排出の啓発に取り組む等、適正な処理ができる環境を構築します。

第3号「し尿の適正処理及び処分」

《これまでの取組と課題》

し尿の適正な処理及び処分を行うため、縮小化整備を行う等、茜浜衛生処理場の安定的な運営に努めてきました。

しかしながら近年、公共下水道の普及によるし尿及び浄化槽汚泥量の減少により、安定的な処理が困難となっています。

処理単価の上昇や茜浜衛生処理場の施設・設備が老朽化してくることから、し尿処理施設の将来計画に基づく整備が課題となっています。

《本計画での取組内容》

し尿や浄化槽汚泥の処理量は年々減少傾向にありますが、引き続き適正な処理処分を行い、将来のし尿や浄化槽汚泥処理量を見据えながら、し尿処理施設の将来計画に基づき、効率的なし尿・浄化槽汚泥処理に取り組めます。

※55 **スラグ・メタル** 家庭から排出された可燃ごみ等の廃棄物を高温で熔融処理する過程で生成された砂状のものをスラグ、金属粒をメタルという。

※56 **前処理施設** 燃えないゴミ、資源ごみ等の回収後、資源になるもの、熔融処理するものに分別し、資源になるものは圧縮梱包する施設のこと。

第5項 環境保全の推進

地域環境への意識を持った人材を育成及び活用するため、谷津干潟自然観察センターでの環境学習や谷津干潟体験の充実を図ります。

併せて、谷津干潟自然観察センターや芝園清掃工場・リサイクルプラザでの環境教育を支援します。

また、大気や水等の汚染は改善の傾向にありますが、国・県等の動向を注視しながら、有害化学物質への対応の強化を図り、定期的な調査や規制・指導を継続します。

そのほか、環境に対するマナーアップ運動等の強化を図り、地域と市の協働で、まちの美観を守り、きれいなまちづくりを推進する体制を構築します。

以上のように、環境教育等を通して、市民とともに「**環境の保全**」への取組を推進します。

第1号「環境教育の推進と環境学習の促進」

《これまでの取組と課題》

環境教育の推進や環境学習の促進を図るため、市内全小学4年生を対象に、環境学習の場である谷津干潟自然観察センターや芝園清掃工場・リサイクルプラザでの環境教育の支援を行いました。

また、広報習志野やホームページ等で環境情報の掲載や環境月間に様々な行事を実施し、環境への理解と意識の高揚を図ってきました。

谷津干潟自然観察センターでは、干潟体験として、直接生き物と接する機会を設ける等、子どもたちに興味や関心を抱かせる事業に取り組んできました。

《本計画での取組内容》

交流の場である谷津干潟自然観察センターで、ボランティア事業の推進や自然案内人入門講座の実施をはじめ、地域の環境への意識を持った人材の育成及び活用に取り組めます。

また、市内全小学4年生を対象とした谷津干潟自然観察センターや芝園清掃工場・リサイクルプラザでの環境教育の支援を今後も継続します。

市民の方々に自然への関心を抱いていただくために、谷津干潟自然観察センターが実施する環境学習・谷津干潟体験や谷津干潟ジュニアレンジャー^{※57}等の活動及びボランティア事業の充実を図ります。

更に、広報習志野やホームページ等を活用し、環境情報の掲載や環境月間に様々な行事を実施し、環境への理解と啓発を行います。

※57 谷津干潟ジュニアレンジャー 谷津干潟自然観察センターで活動し、谷津干潟の素晴らしさを学び、守るために行動する、小学校3年生から中学校3年生までの子どもたちで構成された組織のこと。

第2号「生活環境の保全(公害防止対策)」

《これまでの取組と課題》

公害のない生活環境を確保し、健康で安心して暮らせる社会を実現するため、定期的調査による環境状況監視を継続するとともに、市条例に基づく事業者への規制・指導により公害発生の未然防止に努めてきました。

この結果、大気や水質等は改善の傾向が見られますが、土壌・地下水汚染が顕在化するとともに、PCB等の有害化学物質への対応が必要となってきました。

これらの有害化学物質については現在もなお新たな知見があり、それらへの速やかな対応が求められています。

《本計画での取組内容》

大気・水質等の定期的な調査や条例に基づく事業者への規制・指導を継続し、引き続き環境の監視と公害の未然防止に努めます。

また、PCB^{※58}・アスベスト・旧軍毒ガス等の有害化学物質及び東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に由来する放射性物質については、国・県の動向を注視しながら、対応の強化を図ります。

第3号「都市環境の美化と保全」

《これまでの取組と課題》

都市環境の美化と保全のため、市内各駅での「歩きたばこ・ポイ捨て防止キャンペーン」等による啓発や町会等による全市一斉ごみゼロ運動を行いました。

また、あき地の所有者又は管理者に対し指導を行い、看板等屋外広告物については、条例等に基づき必要な規制を行いました。

きれいなまちづくりを推進するには、より一層、啓発活動を行っていくことが求められます。

《本計画での取組内容》

歩きたばこ・ポイ捨てや空き缶等の投棄、違反ごみ出し、飼い犬及び飼い猫のふんの放置に対し、マナーアップ運動等の啓発活動の強化を図るとともに、環境美化推進員を中心として地域と市が協働し、きれいなまちづくりを推進する体制の構築に努めます。

また、あき地に繁茂した雑草等が、火災又は犯罪の発生の原因にもなることから、所有者又は管理者に更なる理解をいただき、安全・安心なまちづくりを目指します。

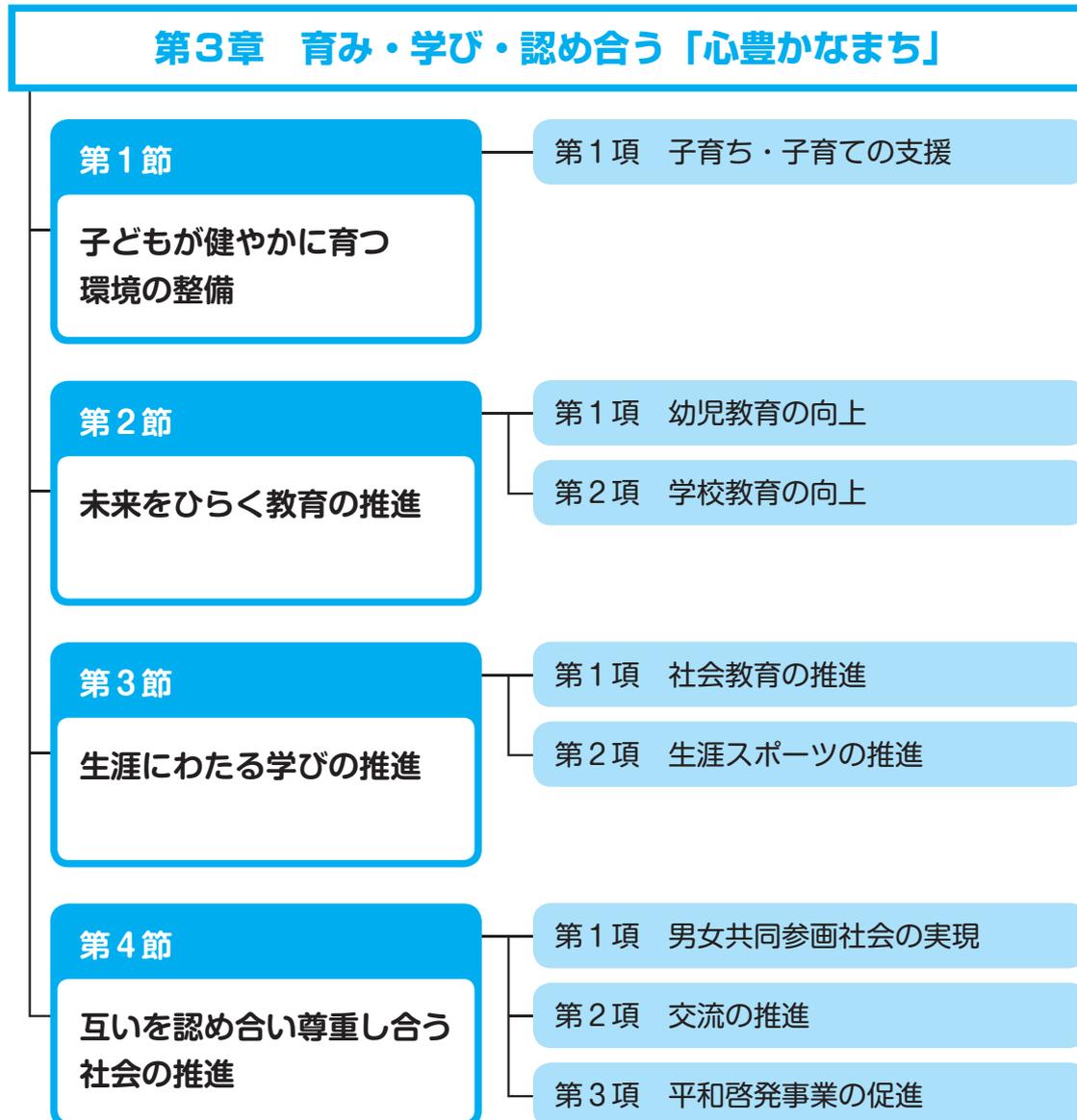
更に、良好な景観を形成するため、看板等屋外広告物について、条例等に基づき必要な規制を行います。

※58 PCB ポリ塩化ビフェニルの略称。電気機器用の絶縁油、蛍光灯の安定器など、様々な用途で使用されていた。毒性が高いため、現在は製造が禁止されている。

参 考 主な関連計画

計 画 名	計 画 期 間
公共施設再生計画	平成26年度～平成37年度
環境基本計画	平成19年度～平成32年度
生活環境保全計画	平成21年度～平成32年度
地球温暖化対策地域推進計画	平成21年度～
緑の基本計画	平成18年度～平成37年度
ハミングロード再生基本計画	平成15年度～平成26年度
一般廃棄物処理基本計画	平成24年度～平成33年度
循環型社会形成推進地域計画	平成25年度～平成29年度
下水道基本計画	(適宜改訂)～平成36年度
耐震改修促進計画	平成20年度～平成32年度
住生活基本計画	平成26年度策定予定
都市再生整備計画	平成24年度～平成27年度
市営住宅等長寿化計画	平成24年度～平成33年度
地域住宅計画(三期)	平成27年度～平成31年度
危機管理指針	平成26年度～
地域防災計画	平成25年度修正～
国民保護計画	平成19年度～
緊急事態等対処計画	平成26年度～
安全で安心なまちづくり基本計画	平成27年度～平成35年度
地域公共交通計画	平成25年度～
都市マスタープラン	平成27年度～平成46年度
橋梁長寿命化修繕計画	平成26年度～
ガス事業中期経営計画(第2次)	平成22年度～平成26年度
ガス事業中期経営計画(第3次)	平成27年度～平成31年度

第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」



第1節 子どもが健やかに育つ環境の整備

第1項 子育て・子育ての支援

質の高い幼児期の保育と教育の一体的提供・保育の量的拡大^{*59}・家庭における養育支援の充実を目的として、幼保一元化に取り組み、子育て・子育て支援サービスの充実を図ります。

また、子育てと仕事の両立支援については、保護者が安心して働き続けることができるよう、多様な保育サービスの充実を図ります。

子育てを進めていくなかでは、子育てに対する不安が大きくなることもあります。子育て中の親子が気軽につどい、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できるよう、場の提供を引き続き行います。

更に、様々な家庭の育児不安に対応するため、個々のケースに対応した相談・支援を行い、すべての子育て家庭が自立し安心して暮らせるよう、支援の充実を図ります。

近年、家庭や地域の子育て力の低下や地域のつながりの希薄化が懸念されていますが、地域による子育て支援を推進し、地域全体で子どもや子育て家庭を見守る体制づくりを推進します。

以上のように、安心して子育てができるよう「子育て・子育ての支援」に取り組みます。

第1号「習志野の子育て・子育て支援の拠点づくり」

《これまでの取組と課題》

これまで本市が行ってきた保育と教育の一元化に加え、子育て支援への取組を重層的・包括的に実施するために「こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第1期計画」に基づき、地域の子育て・子育て支援の拠点となるこども園を2施設整備しました。

今後は、保育需要の急増や保育ニーズの多様化、子育て家庭の孤立化、子育て力の低下による虐待の増加等、顕在化・深刻化する子育て家庭への支援が緊急の課題となっています。

《本計画での取組内容》

「こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第2期計画」に基づき、こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の民営化も含めた再編を図ります。

拡大する保育需要への対応や充実した子育て支援事業の実施については、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の策定や体制整備も含めて、新たな子ども・子育て支援新制度に対応します。

今後も、地域の子育て・子育て支援拠点として、こども園の更なる充実を図り、関係機関や施設間で連携して、子育てや保育が地域のなかで安心して行われる環境を整備します。

*59 保育の量的拡大 認可保育所の整備及び基準を満たした施設や事業の実施などによる保育所の受け入れ人数の拡大を図ること。

第2号「多様な保育サービスの充実」

《これまでの取組と課題》

市立保育所・こども園のうち4か所での一時保育やすべての市立幼稚園・こども園での預かり保育の実施、市立保育所2施設の民営化を行い、保育ニーズの多様化に柔軟に対応できるようにしました。

今後も、こども園の整備による幼稚園・保育所の一元化の推進や子育て支援拠点の整備が求められるほか、既存施設の老朽化が課題となっており、早急な対策が必要です。

放課後児童会については、児童の良好な保育環境を整備するため、大規模化した放課後児童会の分割や学校休業日の開設時間を延長する等、市民サービスの向上に努めました。

今後耐用年数を迎える放課後児童会の施設は、公共施設再生計画を踏まえたなかで、施設の再整備について検討を行う必要があります。

《本計画での取組内容》

多様な保育サービスの充実を図るため、既存の幼稚園・保育所の一元化や子育て支援拠点としてのこども園整備、市立幼稚園・保育所の私立化を推進します。

併せて、一時保育・預かり保育や病児・病後児保育の充実を図ります。

更に、既存の保育所・幼稚園・こどもセンターの整備・改修を計画的に図り、子どもたちの生活環境を整えます。

待機児童対策や子育て・子育て支援サービスについては、子ども・子育て支援事業計画及びこども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第2期計画の実施により充実を図ります。

あじさい療育支援センターについては、個別支援計画等に基づいて、児童福祉サービスによる児童発達支援と医療型児童発達支援及び障がい児相談支援等による療育を実施し、児童一人ひとりに応じた計画的な療育を実施します。

また、多様な療育ニーズに対応するため、ほかの児童福祉サービスの取組について研究します。

放課後児童会については、東日本大震災を教訓に、安全対策マニュアルの再認識とそれを生かした避難訓練を定期的に行い、安全・安心をより強固にします。

大規模化が見込まれる放課後児童会については、分割を推進し、児童一人あたりの生活スペースの確保に努めます。

指導員の資質向上については、研修の内容を精選し、特に増加傾向にある支援を必要とする児童への対応や健康・安全対策等テーマを絞った実践的な研修を定期的に行います。

更に、各児童会が抱える保育問題等への対応として、放課後児童会相談員の派遣を積極的に行い、安全・安心な児童会運営を目指します。

第3号「地域との協働による子育て支援」

《これまでの取組と課題》

仕事と子育ての両立支援策として、ファミリー・サポート・センター^{※60}を開設し、育児支援をはじめとして、家事支援・ショートステイを始めました。

子育て中の親子が気軽につどい、相談・交流できる場として、こどもセンター・きらっ子ルームやつ・きらっ子ルーム^{※61}おおくぼの開設、子育てふれあい広場・園庭開放・所庭開放を実施し、地域の子育て支援を推進しました。

絵本を介して親子のふれあいを支援するため、4か月児健康相談の場において、民生委員・児童委員の協力のもと読み聞かせを行うブックスタート事業を実施しています。

《本計画での取組内容》

仕事と子育ての両立支援として、ファミリー・サポート・センターの育児支援・家事支援・ショートステイ事業の充実と周知及び会員数の拡大を図ります。

また、こどもセンターやきらっ子ルームを利用した、会員同士による数時間の預かりを実施します。

様々な家庭環境の親子が来所するこどもセンター・きらっ子ルーム・子育てふれあい広場や園庭開放・所庭開放については、関係機関と連携して相談体制の充実を図るとともに、子育て・子育て支援の充実に努めます。

ブックスタート事業については、絵本を介して親子がふれあうことの大切さを伝えるとともに、地域を担当する民生委員・児童委員の紹介及び活動の周知を図ります。

また、読書活動の推進につなげるため図書館活動との連携も視野に今後も取り組みます。

第4号「子どもを守り・支える取組の推進」

《これまでの取組と課題》

子どもへの虐待の早期発見や適切な保護等を図るため、保健師や家庭相談員等により養育困難家庭への積極的な訪問を行い、具体的な育児に関する相談や技術的支援を行ってきました。

しかしながら、複雑化・多様化し増加の一途をたどる、個別に支援が必要な家庭に適切に対応するため、子どもに対する支援策を集約するシステムの導入を進めました。

また、医療費に対する保険診療自己負担額の一部や私立幼稚園・認可外保育施設の保育料等について、助成・補助を行いました。

更に、地域のなかで分け隔てなく受けとめられ、大切に育まれる「ソーシャルインクルージョン」の理念の実現に向け、地域相談支援体制の中心拠点となる、ひまわり発達相談センターを開設しました。

※60 ファミリー・サポート・センター 子どもの一時的な預かりや宿泊を伴う預かり、保護者の体調不良時や産前産後の家事支援等の援助を受けたい人(利用会員)と、援助できる人(提供会員)が会員となり、会員相互援助活動により地域で支えあうシステムのこと。

※61 きらっ子ルーム 子育てに関する相談及び援助、地域の子育てに関する情報の提供等を行う、主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることができる施設のこと。

《本計画での取組内容》

家庭児童相談については、相談員が保護者等からの相談に対応するほか、虐待の未然防止・早期発見・対応の充実強化を図るため、関係機関と連携して情報共有・情報交換を行います。

ひとり親家庭の支援については、経済的な問題や精神面でのサポートも視野に、ひとり親家庭自立支援員による養育費や面会交流、就労支援等の相談及び情報提供を行います。

子どもの医療費等に対する一部助成や保育料の補助・助成については、国・県等の動向を注視しながら引き続き実施し、子育てに伴う経済的負担の軽減に努めます。

また、ひまわり発達相談センターでは、成長発達に課題のある子どもの支援システムを構築するため、個別支援計画に基づく切れ目ない相談支援体制を整備して、保健・医療・教育・福祉に携わる各領域の緊密な連携・協力体制の強化を図ります。

更に、子どもとその保護者に携わる支援者のスキルアップを図る研修事業を推進して、市全体の発達支援の質的向上を図ります。

第5号「青少年健全育成の推進」

《これまでの取組と課題》

青少年が心豊かに成長するため、青少年育成団体への活動支援を積極的に行いました。

また、子どもたちが放課後も安心して遊べるよう公民館等に子どもの居場所を設置しました。

併せて、児童生徒の緊急避難場所としての役割や不審者出没の抑止力として、子ども110番の家^{※62}の拡大を図ったほか、青少年補導委員による街頭補導活動や青少年健全育成連絡協議会による補導巡回パトロール活動のなかで、青少年の非行防止や地域の環境浄化を推進しました。

しかし、青少年育成団体の活動については、各団体が単発的活動になり、各団体間の情報共有が希薄になっているという課題があります。

《本計画での取組内容》

青少年育成団体の支援については、青少年の健全育成に取り組む団体の連絡機関である、青少年育成団体連絡協議会を通じて各団体間の情報共有を行い、子どもたちの積極的参加を図るとともに行事や研修等、団体交流の場を設定します。

子どもの居場所については、活動場所を公民館等の室内に限定せず、地域と連携し、屋外でも安心して遊べる環境整備に努めます。

更に、地域そのものを大家族ととらえ、青少年の非行防止や地域の環境浄化を推進し、地域全体で子どもたちを見守る体制づくりに努めます。

※62 子ども110番の家 地域の方々に「子ども110番の家」として登録・看板設置をしていただき、子どもが危険を感じた時にその家に駆け込むことにより、その子どもを保護し、警察等の関係機関へ連絡するなどして、地域ぐるみで子ども達の安全を守っていくボランティア活動のこと。



第2節 未来をひらく教育の推進

第1項 幼児教育の向上

幼児教育のニーズが多様化しているなかで、生きる力の基礎を培うため、幼児の主体性を伸ばし、豊かな心と元気な体を育む保育・教育課程の編成に今後も引き続き努めます。

また、子どもの健全な育成のため、基本的な生活習慣や食事の大切さを啓発し、未就園児から家庭・保護者の教育力の向上に努めます。

更に、幼児期の保育と教育の充実を目指して、職員研修や園内研究、所内研修の計画的な実施や計画訪問での指導・助言により、職員の資質向上を図り「**幼児教育の向上**」を図ります。

第1号「幼児教育の充実」

《これまでの取組と課題》

「就学前保育一元カリキュラム」^{※63}に基づき、生きる力の基盤を培うため、規範意識の醸成や豊かな心と元気な体を育む保育と教育を実施しました。

また、職員の資質向上を目指した研修を実施しました。

更に、特別支援コーディネーター^{※64}を中心とした支援体制を整備するとともに、臨床心理士による巡回相談の実施や個々の幼児や保護者に応じた指導・相談及び個別支援計画の作成を小学校の引き継ぎに活かしました。

加えて、全職員で安全管理の徹底を図り、幼児の行動を予測しながら各施設で環境整備に努めました。

《本計画での取組内容》

生きる力の基礎を培うため、幼児の主体性を伸ばし、豊かな心と元気な体を育む保育・教育課程の編成を推進します。

また、教育内容の充実を図るため、幼保の枠を超えた「就学前保育一元カリキュラム」に基づく保育と教育を推進します。

更に、幼児期の保育と教育を小学校教育に円滑に接続できるよう交流や連携を積極的に図るとともに、幼児の生活が安全・安心に過ごせるよう安全教育の充実を推進します。

発育・発達に課題を持つ子どもとその保護者の支援については、連続的・継続的に個々の発達を促すことができるよう、関係各機関との連携を図り個別支援計画を作成します。

加えて、保育と教育の質の向上のため私立幼稚園と連携し、職員の研修体制を整えて参加を推進していくことで保育と教育の質の向上に努め、特別支援教育においても理解を得られるよう教育内容の充実を図ります。

※63 就学前保育一元カリキュラム 習志野市の子どもたちが健全に成長できることを最大の目的として、本市の保育所、幼稚園、こども園の保育・教育の基本となるカリキュラムのこと。

※64 特別支援コーディネーター 障がいのある子どもの教育は、担当の教師、職員、保護者、専門家が連携し協力する必要がある、子どもの教育ニーズに応じて適切な教育を準備する人のこと。

第2号「家庭教育の推進」

《これまでの取組と課題》

基本的な生活習慣や生活能力、自立心や規範意識の確立、早寝早起き朝ごはん運動を中心とした食育の推進等、生きる力の基礎につながる教育を家庭との連携を図りながら推進しました。

しかしながら、近年、家族のつながりの希薄化・核家族化・家庭の子育て力の低下等が見受けられます。

本来、家庭や地域での生活で経験すべきことや身につけるべきことが十分にできていないことが、その後の子どもの育ちに大きく影響しています。

《本計画での取組内容》

核家族化の進行や家庭の孤立化及び家庭力の低下による虐待の増加等、子どもを取り巻く問題は顕在化しており、家庭力向上への取組は本市の大きな課題です。

そこで、子どもの発達や発育に対する知識、子どもへの理解等について学習の機会を設定する等、積極的な家庭力の向上に努めます。

また、子どもの健全な育成のため、基本的な生活習慣を確立し食育の推進に努め、子育てふれあい広場・園庭開放・所庭開放を通して、基本的な生活習慣や食事の大切さを啓発し、未就園児から家庭・保護者の教育力の向上に努めます。

第2項 学校教育の向上

特色ある教育として、一人ひとりを大切にした特別支援教育、「音楽のまち習志野」
として広く知られる音楽活動、「習志野の王冠たれ」を合言葉とした習志野高校の文
武両道の教育等を実践してきました。

今後も、教育に対する確かな信頼を築いていくために、「小さな都市(まち)の大き
な教育」を充実・発展させます。

学校教育では、信頼される学校づくりに向けて、地域の風が行き交う学校づくり、
いじめ・不登校の未然防止・解消に向けた取組の一層の進展を図ります。

教育の充実では、教職員の資質向上は教育における普遍的課題ですが、同時にその
時代の社会の要請に的確に対応することが求められる新しい課題です。

そこで、計画的な研修の実施や学校訪問での指導・支援により、教師の一斉授業の
指導力を高め、子どもたちの基礎・基本の定着、思考力・判断力・表現力、学ぶ意欲
の向上を図ります。

また、子どもたちの心と体を育むことが非常に重要であることから、教育活動全体
を通じた道徳教育や自然体験学習等により豊かな心を育み、併せて学校体育及び社会
体育の相互の充実により、たくましく生きるための健康・体力を培います。

更に、情報通信技術や教育機器の急速な発展に対応する指導技術の研究を進め、適
切な整備と効果的な研修を実施します。

特に、音楽活動については「音楽のまち習志野」にふさわしく、人と人とを結びつ
ける魅力あるものとなるよう内容の充実を図ります。

その上で児童生徒の安全・安心を確保するとともに、地域防災の担い手を育てる教
育も実践します。

以上のように、豊かな人間性とすぐれた創造性を育む「**学校教育の向上**」を図ります。

第1号「信頼を築く習志野教育の進展」

《これまでの取組と課題》

家庭・地域に学校運営方針を周知して学校教育活動に対する関心を高めたり、学校
が家庭・地域の意見を把握して学校運営に反映させたりするために、学校評議員制度
やミニ集会等の活性化を図りました。

また、多様化する児童生徒や保護者からの相談に対応するため、相談機能を総合教
育センター^{※65}に移し、相談窓口の一元化を図りました。

特別支援教育の一層の推進のため、通常学級における特別支援教育の充実を図り、
必要に応じて介助員を配置しました。

教職員の研修も計画的に進めていますが、研修体系・内容を更に見直し、効果的な
研修を進めていく必要があります。

※65 総合教育センター 東習志野に存し、教育関係の研究、研修、教育相談、情報教育等を行い、
教育振興の一翼を担っている施設のこと。

《本計画での取組内容》

いじめ・不登校の未然防止・解消に向けた取組をより一層進めるため、指導方針を明らかにするとともに、取組状況を点検して各学校に応じた支援・指導を行います。

開かれた学校づくりの進展のため、学校評価項目の検討や集計の効率化、地域との連携促進、学校便りの発行、ホームページの更新等を支援するとともに、地域全体で学校を支える体制の構築を目指します。

特別支援教育については、平成27年度に設立される県立特別支援学校を特別支援教育の中核として位置付け、各学校・関係機関が連携し一層の充実を図ります。

併せて、長期的な支援のための個別の教育支援計画に基づき、幼児の段階から義務教育終了までの期間にわたって、継続的な指導を行います。

また、わかる授業の展開や個に応じたきめ細かな指導に向けて研修の充実を図るとともに、総合教育センターを中心とした研修の体系・計画を更に改善し、習志野市の歴史を知り、習志野市を愛し、確かな指導力と情熱をもって教育実践する教職員の育成を図ります。

第2号「子どもの生きる力を育む教育の充実」

《これまでの取組と課題》

わかる授業・個に応じた指導に向けて、少人数指導や習熟度別指導を実施しました。

また、豊かな人間性を育むために、鹿野山少年自然の家や富士吉田青年の家^{※66}等の宿泊学習を展開し、幼小中の発達段階に応じた自然体験学習の充実を図りました。

併せて、生涯スポーツを見据えて、運動の楽しさや喜びを味わえる体育授業の展開や部活動・対外行事等の課外体育の充実を図りました。

生きる力、すなわち、知・徳・体のバランスのとれた力の育成を一層推進するために、学力調査の結果検証と補充(知)、多様な体験活動の展開(徳)、学校体育から生涯スポーツへの円滑な接続(体)等が求められます。

《本計画での取組内容》

教育に関する施策・取組について、結果の検証と結果に基づく指導計画・指導方法の見直しが求められています。

そこで、本市独自の学力調査を分析し、分析結果に基づいた各学校の授業改善の取組を支援し、確かな学力の定着を図ります。

また、豊かな人間性の育成に向けた道徳・人権教育や体験学習を一層推進するため、道徳教育等の全体計画の見直しを継続的に行い、研修会や校内授業研究会を通して、授業改善を行います。

そのほか、正しい人権感覚を醸成する人権教育、平和に寄与する態度を養う平和教育、福祉について理解を深め、ともに生きる力を培う福祉教育を進めます。

併せて、「音楽のまち習志野」ならではの、豊かな情操を育てる芸術文化活動を推進するとともに、ボランティア活動の実施等により地域に貢献する意識を育てます。

更に、健やかな体を育むために、生涯スポーツを見据えた学校体育の充実を図るとともに、地産・地消を推進して食育を充実させます。

これら、特色ある学校づくりを継続するなかで、各校の独自の研究教科・領域に基づく研究の推進、伝統的な行事や取組の継承を支援します。

※66 鹿野山少年自然の家／富士吉田青年の家 千葉県君津市に存する鹿野山少年自然の家並びに山梨県富士吉田市に存する富士吉田青年の家で、ともに昭和48年に開所。習志野市が市外に所有する教育施設のこと。



第3号「子どもを未来につなげる教育の展開」

《これまでの取組と課題》

国際化の進展に伴い、外国語による実践的コミュニケーション能力を育成するため、小学校における外国語活動を推進しました。

また、社会の変化に柔軟に対応できる資質・能力の伸長に向けて、情報活用能力や環境問題に主体的に取り組む意欲の醸成に努めました。

更に、東日本大震災後、安全教育や防災教育の見直しを図りました。

教育の結果を検証するための国の学力調査や本市独自の学力調査等では、本市小中学校の児童生徒の学力は国や県の平均を上回っていますが、習得した知識や技能を活用する力を更に伸ばすために、教材・指導法を新たに工夫していく必要があります。

《本計画での取組内容》

基礎的・基本的な知識・技能を日常的な事象や教科のなかで活用する力を伸ばすため、適切な教材・課題に基づいた問題解決的な学習や探求的な学習を取り入れた指導方法、言語活動を重視した授業の進め方についての研究に取り組み、各学校の思考力・判断力・表現力を伸ばす教育の展開を支援します。

併せて、異校種間の連携^{※67}、小学校における教科担任制等についての研究を行います。

姉妹都市タスカルーサ市の英語指導助手と連携し、異文化理解や文化の異なる人々と協調する態度を養う授業を工夫する等、国際化社会で生きる資質・能力を培う教育を行います。

キャリア教育^{※68}の一層の充実等により自主自立の精神を確立し、併せて、情報モラルの醸成・情報活用能力の育成等により、社会的な規範意識を培います。

また、市の防災計画を踏まえて、地域防災の担い手としての防災・減災の力を培う教育を展開します。

第4号「魅力ある市立高校づくり」

《これまでの取組と課題》

創造性豊かな人材を育成するために、地域に開かれた学校づくりや生徒・保護者のニーズに対応した多様な学校教育の展開を図りました。

また、高度情報通信ネットワーク社会に対応するため、校内LANを整備しました。

更に、知・徳・体のバランスのとれた力の育成、正しい勤労観をもって将来の設計をおこなう力の育成に努めました。

市立の高等学校として、習志野高校に対する市民からの期待は、部活動をはじめ大変大きいものがあります。今後は、創立以来掲げる文武両道の充実に向けて、一層の学力向上が求められます。

※67 異校種間の連携 校種とは種類のことで、小学校、中学校、高等学校を指す。異校種間の連携とは、小学校と中学校等、異なる校種の間での連携のこと。

※68 キャリア教育 将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められており、この視点に立って日々の教育活動を展開すること。

《本計画での取組内容》

習志野高校では、「習志野の王冠たれ」をスローガンに文武両道の教育を展開しています。そのなかで、一層の学力向上や授業の充実に向けて、生徒が主体的・計画的に学習を進めることができるよう、各学年・学期の学習の内容を記した「シラバス」^{※69}を効果的に活用するとともに、習熟度別授業の展開・選択授業の拡大等、生徒のニーズに対応した教育指導方法の工夫・改善を行います。

併せて、生徒の生きる力を育成するため、キャリア教育の一層の推進や進路指導・校内LANを活用した授業の充実、更に校務処理の効率化を図る等の教育環境の整備に努めます。

また、部活動を通して礼儀を身に付け、目標達成に向けて粘り強く心身の鍛錬を図っていくことは、生徒の人間形成にとって重要です。部活動に対する市民の期待は大きいことから、今後も部活動を奨励し、人的・物的支援体制を整え、生徒の夢や目標の実現を支援します。

更に、開かれた学校づくりの一環として、授業を始め学校公開を積極的に行うほか、地域社会に学校の施設を開放し人材を派遣するとともに、地域で生徒のボランティア活動を積極的に行います。

第5号「教育施設等の整備・再生」

《これまでの取組と課題》

教育内容・指導方法の多様化や教育機器の高度化に対応するため、校内LANを整備しました。

また、学校施設整備計画に基づき、学校校舎・体育館の老朽化、アスベスト対策及び耐震化に取り組むなかで、清潔な学校トイレの乾式化整備を進めました。

更に、東日本大震災を教訓に、安全・安心な施設整備を喫緊の課題として、学校施設の耐震化の早期完了に取り組んできました。

今後は、鹿野山少年自然の家の耐震化等の対策、学校給食センター更新の検討をしつつ、学校校舎・体育館の老朽化対策として早期に学校施設再生計画を策定し、公共施設再生計画と連携することが必要となっています。

《本計画での取組内容》

小中学校施設は、児童・生徒の急増期に建築された施設が多く、建築後50年を経過する建物が存在し、老朽化も顕著となってきています。

そこで、小中学校施設の長寿命化や建替え等検討を行い、公共施設再生計画と連携した学校施設再生計画に基づく小中学校施設の再生に着手します。

一方、今後の児童生徒数の推移や適正規模の検討を行いつつ、早期完了が求められる小中学校・高等学校施設及び鹿野山少年自然の家の耐震化の着実な実施や、更に学校施設の再生と併せた学校給食の自校化を推進するとともに、自校化による調理食数の変化を見込むなかで、老朽化した学校給食センターの建替え等の検討を行い、公共施設再生計画に基づく施行に着手します。

※69 シラバス 生徒及び保護者に対し、1年間の各科目の授業がどのように行われるのか、どう評価されるのか、授業を受ける心構えなどを示すもの。

第3節 生涯にわたる学びの推進

第1項 社会教育の推進

幼児から高齢者まで、それぞれの目的や志向、ライフステージ^{※70}に応じて、生涯を通じた学習を推進するため、活動の場を提供するとともに、学習・芸術・文化等の活動を自主自立して行うことができる体制づくりを図ります。

併せて、学んだことを地域活動に活かし、交流を通じて相互理解を図れる環境づくりに努めます。

また、老朽化が進む生涯学習施設については、サービスの質を落とすことのないよう機能の維持を図ります。

以上のように、生涯を通じて学べる「社会教育」を推進します。

第1号「生涯学習推進のまち習志野の推進」

《これまでの取組と課題》

「生涯学習推進のまち習志野」の実現に向け、公民館では各種事業を積極的に実施し、図書館ではインターネットでの蔵書公開及び予約受付と祝日開館を開始しました。

しかし、市民のライフスタイルは大きく変化しており、学習・芸術・文化活動を通じた生きがいの追求・自己実現・健康づくりの機会を求める声が高まっています。

また、今後も拡大・多様化する市民の学習需要に対応する必要があります。

公民館では、各種講座等の充実や組織化された団体が自主自立した活動を継続していくため、団体運営のノウハウを身に着けたマネジャーの育成が必要です。

図書館では、市民の課題解決に役立つためのサービスの充実や開館時間の拡大等の課題があります。

《本計画での取組内容》

公民館講座の内容や図書館の課題解決機能の充実に努めるとともに、大学や民間企業等と連携を図るなかで、幼児から高齢者までそれぞれの目的や志向、ライフステージに応じて、生涯を通じて学習に取り組める機会を提供します。

また、公民館において各種講座の充実や各種の団体が自主自立の活動を継続していくために、学習・芸術・文化等の活動を自ら進んで行うことができるよう、マネジャーの育成を行います。

図書館においては、多様化する学習需要に応じて、電子図書の活用や視覚障がい者用資料の充実等、図書館資料の拡充を図り整備します。

※70 ライフステージ 人の一生を、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期に分けた場合のそれぞれの時期のこと。

第2号「芸術・文化活動の充実」

《これまでの取組と課題》

多くの市民が芸術鑑賞や文化活動の機会を持つことを目的として、芸術文化団体の活動を支援するとともに、公民館等において文化祭を開催し、市民の芸術・文化活動の発表の場を提供しました。

また、習志野かるたを作成し、地域の歴史や文化の啓発を行いました。

そのほか、各公民館単位でコンサートを開催し、音楽を通じた地域社会づくりを行うとともに、文化ホールの自主事業を通して質の高い芸術鑑賞の機会を提供しました。

しかし、社会教育指導者の確保と養成を行っているものの、サークルや団体内の世代交代が進まず構成員の高齢化に伴い、その活動及び団体が縮小又は減少傾向にあります。

《本計画での取組内容》

多くの市民が自主自立して芸術・文化等の活動を行うことができるよう、文化に関する情報提供の充実を図りながら、芸術文化団体の活動を支援します。

また、団体間の交流活動を推進し、交流を通じた相互理解の機会をつくるとともに、新たな市民の取り込み、各団体の舵を取ることができる指導者の育成を図り、世代交代及び活性化を支援します。

第3号「文化財の保存・活用」

《これまでの取組と課題》

市民が郷土の文化財を深く理解し郷土を愛する心を育てるため、文化財の指定・登録に取り組み、調査及び活用の充実に努めました。

近年、埋蔵文化財に対する市民の関心は高く、埋蔵文化財保護における市の役割は大きくなっています。

また、生活様式の急激な変化により、文化財や歴史資料の散逸が年々増加することが懸念されます。

更に、東日本大震災で旧鴛田家住宅が被災し、大規模な復旧工事が必要となっているほか、谷津貝塚の埋蔵文化財発掘調査で出土した膨大な遺物を収蔵する施設の確保や展示等による公開が求められています。

《本計画での取組内容》

東日本大震災で被災した旧鴛田家住宅の復旧に取り組み、次世代に継承していきます。

また、埋蔵文化財発掘調査による出土品等の資料・古文書・文献・写真・民俗資料等の文化財や歴史資料は、市民が本市の歴史や文化を正しく理解する上で必要なものであるため、これらを収蔵・展示することができる場の確保を目指します。

併せて、文化財及び歴史資料の調査・収集・保護・保存・活用を引き続き推進し、文化財の指定・登録に向けた調査に取り組みます。

埋蔵文化財については、保護体制を一層強化し、発掘調査と保存・活用の充実に図ります。

更に、本市の歴史を多くの方に身近に感じてもらうため、文化財調査や市史調査の成果を刊行物及び展示等を通じて市民に提供します。

第4号「社会教育施設の再編・整備」

《これまでの取組と課題》

安全で安心な学習環境を提供するため、計画的に耐震診断を実施し、Is値^{※71}が0.3未満で早急に改修が必要な施設について、耐震工事を実施しました。

老朽化が進む社会教育施設について、今後の改修整備計画を策定する必要があることから、生涯学習施設改修整備計画策定委員会を設置して検討を進めてきました。

今後は、施設を継続して維持することが可能な施設整備を検討するとともに、懸案となっている中央図書館及び生涯学習センター構想をどのような形で織り込んでいくかが課題となります。

《本計画での取組内容》

公民館・図書館・コミュニティセンター等の老朽化が進む社会教育施設については、市民が安心して社会教育活動に取り組むことができるよう機能維持を図ります。

今後の市民ニーズの変化や交通アクセスの変化等、様々な社会環境の変化を踏まえ、建て替えだけでなく、施設の複合化等により市民が必要とする機能を効率的に提供できるよう公共施設再生計画に基づき検討を進めます。

また、中央図書館及び生涯学習センターの建設については、単独での新設だけでなく、複合化によりその機能を提供できる手法がないか検討します。

※71 Is値 構造耐震指標のこと。Is値0.3未満：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。0.3以上0.6未満：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。0.6以上：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

第2項 生涯スポーツの推進

市民一人ひとりのライフステージに応じたスポーツ活動の充実を図るため、「するスポーツ」のみならず「みるスポーツ」「支えるスポーツ」を通じ、「生涯スポーツ」を推進します。

第1号「する・みる・支えるスポーツの推進」

《これまでの取組と課題》

健康ブームの高まりにより、スポーツは単に競技を楽しむことから健康になるための手段としてとらえる人が増えており、誰でも気軽にスポーツができる機会や環境が求められるようになりました。

このようなことから、市民向けのスポーツ奨励大会やスポーツ教室の実施、学校体育施設の開放や総合型地域スポーツクラブの設立等、地域スポーツ活動の充実とそれを支えるスポーツ指導者の養成を図ってきました。

現在、すすんでスポーツをする人としらない人の二極化の問題や、スポーツ活動・スポーツイベント等についての情報発信・提供の仕方等が課題となっています。

《本計画での取組内容》

生涯スポーツの推進に係る計画の目標として掲げている、生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現を目指すため、多様化・複雑化する市民のスポーツニーズを調査・把握し、競技スポーツ・ニュースポーツ、幼児・青少年・高齢者・障がいのある人のスポーツ等、様々な分野・世代におけるスポーツ活動の充実を図ります。

特に、高齢化社会への対応や働きざかりの世代へのアプローチ等、積極的に取り組むとともに、スポーツ情報の収集、ホームページや広報習志野等の内容の充実等、情報発信や広報活動及びスポーツ活動に関する相談機能の整備にも取り組みます。

また、する・みる・支えるスポーツの推進を通して、スポーツによるまちの活性化を目指します。

第2号「健康・体力を育むスポーツ施設の整備」

《これまでの取組と課題》

市民一人ひとりが気軽に継続してスポーツ活動に取り組めるよう、施設の整備充実に努めてきました。

運動施設については、芝園地区にフットサル場とテニスコートを新設しましたが、計画に掲げていた多目的陸上競技場や西部体育館等のスポーツ施設の建設構想については、大きな進捗はありませんでした。

厳しい財政状況、狭隘な市域面積のなかでは新たなスポーツ施設の建設は難しく、既存施設の老朽化に伴う修繕・改修等の整備が求められています。

《本計画での取組内容》

これまでの計画に掲げていたスポーツ施設の建設構想については見直しを実施し、現在の袖ヶ浦体育館を中心とした区域をスポーツゾーンとしてとらえ、本市のスポーツ拠点となるよう体育館の建て替え時期に合わせ、スポーツ施設の再整備を検討し、スポーツ環境の充実を図ります。

また、既存スポーツ施設の老朽化対策として、計画的な修繕・改修を進めるとともに、市内小中学校体育施設のより効果的・効率的な活用や、市内の大学や企業との連携を図り、大学等が所有するスポーツ施設を一つでも多く市民のスポーツ活動の場として活用できるよう取り組みます。

第4節 互いを認め合い尊重し合う社会の推進

第1項 男女共同参画社会の実現

男女がともに生き生きとした豊かな人生を送るため、市民及び事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスの認識を深めるため意識啓発を推進するとともに、夫婦間・パートナー間の暴力の防止と対応等に取り組み「男女共同参画社会の実現」を図ります。

第1号「男女共同参画社会の意識づくり」

《これまでの取組と課題》

男性も女性もすべての個人が責任を分かち合い、その能力と個性を充分発揮できる男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画推進条例を制定しました。またその条例のもと、男女共同参画基本計画を策定する等、積極的な事業の推進を図ってきました。

しかし、社会生活の様々な分野で女性にとっても男性にとっても生きやすい社会の実現には、解決すべき課題が多く残されています。より一層の男女共同参画社会の意識づくりが求められています。

《本計画での取組内容》

男女共同参画社会の意識づくりのため、市ホームページの活用をはじめ、講演会・講座の開催、情報紙やポスター・チラシの発行等による啓発活動に取り組みます。

また、毎年国・地方公共団体において実施している、男女共同参画週間にちなんだ事業や、女性に対する暴力をなくす運動週間を活用し、市民に対し男女共同参画に対する理解を求めています。

併せて、男女共同参画推進条例及び男女共同参画基本計画に基づき、施策の着実な実行に取り組みます。

基本計画の進捗状況については、引き続き男女共同参画審議会において事業評価を行い、その結果を毎年市民に公表します。

第2号「夫婦間・パートナー間の暴力の防止と対応」

《これまでの取組と課題》

夫婦間・パートナー間の暴力(DV)やセクシャル・ハラスメント等、女性が抱える悩みに対し、専門相談員による女性の生き方相談を開設し、被害者の保護・自立に取り組んできました。

また、男女共同参画基本計画 分野別計画(DV防止対策編)を策定しました。

しかし、DV被害者からの相談は年々増加しています。DVは、人権を侵害する犯罪であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっています。

《本計画での取組内容》

DVは、身体的暴力に限らず、精神的・経済的・性的等あらゆる暴力が含まれます。また、その行為は子どもにも深刻な影響を与えます。

第2次男女共同参画基本計画に基づき、被害者に最も身近な総合窓口としての女性の生き方相談を周知するほか、相談体制の充実に取り組みます。

今後も、DVに関する啓発や被害者への相談・保護・自立に向けた支援に取り組めます。

第3号「ワーク・ライフ・バランスの推進」

《これまでの取組と課題》

男女共同参画基本計画や次世代育成支援対策行動計画に基づき、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを目的として、仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んできました。

しかし、雇用・就労環境・子育て・老親の介護等、経済的自立や健康で豊かな生活時間の確保等のため、市民・事業所・市が一体になって取り組むことが求められています。

《本計画での取組内容》

ワーク・ライフ・バランスが実現された社会とは、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任感を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できる社会です。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、今後策定する第2次男女共同参画基本計画のなかで、基本目標の一つとして取り組み、市民や事業所への啓発に努めるとともに、産学民官が一体となって施策の推進を図ります。

第2項 交流の推進

昭和61(1986)年に米国アラバマ州タスカルーサ市と姉妹都市提携を行い、両市の繁栄と変わらぬ友情を誓って以来、文化・教育・スポーツ等の様々な相互交流を通じて相互理解を深め、両市の友好と親善を図ってきました。

この多様な交流により、姉妹都市の目的でもある国際平和へ貢献し、市民の国際性を培い、本市の国際化を推進してきました。

国内においては、全国的な外国人登録者数がここ10年間で約30万人増加しており、外国人比率が高い都道府県・市町村を中心に、全国的にも在住外国人への支援施策が図られてきました。

本市の外国人登録者数も、10年前と比較して約1千人増加しています。このように、在住外国人の数は増加傾向にあり、国際化社会及び多文化共生社会への対応が求められています。

本市では、習志野市国際交流協会と連携し、姉妹都市タスカルーサ市との交流を中心に、市民が参加できる事業の展開を通じて、市民同士の交流を促進します。また、多文化共生社会の実現に向けた事業の展開に努め、市民への国際感覚の醸成を図ります。

以上のように、多種多様な方法・考えのなかで「**交流の推進**」を図ります。

第1号「広報広聴機能の充実」

《これまでの取組と課題》

市民と市との協働型社会の実現に向け、各種広報媒体を活用し積極的な行政情報の発信と、様々な手法による広聴を実施することにより、市民の要望・提案等を行政運営に反映させています。

広報習志野等の紙媒体が重要な役割を果たしている一方、インターネット等の電子媒体からの情報入手が拡大しております。

しかしながら、電子媒体の利用は高齢者層にはなじみにくい側面もあるため、これらを併用した効果的な広報広聴活動が求められています。

個別広聴においては、いわゆる民民問題の相談が多くなっています。これらは市が直接介入できるものではありませんが、市民の安全・安心を守る観点から、解決に向けたサポートをどのように行っていくかが課題です。

《本計画での取組内容》

ソーシャルネットワーキングサービスを導入してその双方向性を活かすことで、市民の声を素早く行政運営に反映させることが可能であり、緊急時の情報発信及びシティセールス等にも高い効果が期待されます。これにより、ホームページよりも簡便で、更に即時性を持った情報の送受信が可能となります。

また、効果的な情報発信・情報収集を行うためには、広報習志野やインターネット等、複数の媒体を複合的に関連させ、広報広聴機能の充実を図ります。

特にインターネット上での種々のサービスは、今後ますます需要が高まっていくと考えられ、市民・事業者・市との連携を積極的に推進します。

個別広聴における、いわゆる民民問題については、市が直接介入することができませんが、解決に向けた助言や可能な支援を行う等、丁寧な対応に努めます。

第2号「姉妹都市交流の推進」

《これまでの取組と課題》

姉妹都市タスカルーサ市との交流を中心とした様々な事業を通して、市民への国際感覚の醸成を図るため、文化・スポーツを目的とした青少年訪問団等の受け入れや派遣、市制施行50周年及び姉妹都市提携20周年、25周年といった周年行事において、記念事業訪問団の受け入れや派遣等の様々な交流を行い、相互理解と友情を育みました。

また、平成23(2011)年には両市とも自然災害に襲われましたが、両市民同士が互いに励ましあい支援しあうことにより、姉妹都市としてのつながりの尊さを再確認し、両市のきずなを一層強めました。

今後は、両市をつなぐ架け橋となる、市民レベルでの様々な草の根交流の促進に加えて、青少年を中心とした交流の促進が求められています。

《本計画での取組内容》

姉妹都市タスカルーサ市との交流を中心とした様々な事業を通して、市民への国際感覚の醸成を図ります。

習志野市国際交流協会を中心とした姉妹都市交流の支援に努め、習志野市国際交流協会と連携して、市民同士、特に青少年を中心とした異国文化・スポーツ等の交流の促進を目指します。

第3号「多文化共生への対応」

《これまでの取組と課題》

在住外国人の住みやすさの向上を目指して、習志野市国際交流協会との協働による多文化共生社会の実現に向けた事業展開に努め、習志野市国際交流協会では、行政資料の多言語化の対応、ふれあい祭等の各種交流行事や日本語学習教室の開催に取り組んできました。

しかしながら、多文化共生支援を進めるにあたり、多言語化した情報を即座に提供する方法や習志野市国際交流協会へ通訳を依頼する手段の整備が必要となっています。

《本計画での取組内容》

習志野市国際交流協会との協働により、在住外国人の住みやすさの向上や市民との交流を目指し、多文化共生社会の実現に向けた事業展開に努めます。

また、習志野市国際交流協会や県の国際コンベンションビューロー等と連携し、平時より情報の多言語化に関する情報収集に取り組みます。

更に、在住外国人との交流や住みやすさの向上を進めるためには、多言語に対応した行政情報の提供を行う必要があり、窓口における通訳ボランティアでの対応等、習志野市国際交流協会と連携した体制の整備を行います。

第3項 平和啓発の促進

核兵器廃絶平和都市宣言に基づき、様々な平和事業を展開し、市民の平和意識の高揚、特に若い世代への平和啓発を推進してきました。

戦後60年以上が経過し、人々の平和の尊さ、戦争の恐ろしさへの意識が薄れかけ、更に、悲惨な過去の過ちを知る方々が年々減少するという現状のなかで、習志野市原爆被爆者の会及び学校等との連携を図りながら、次世代への平和継承者の育成に取り組み「平和啓発の促進」に努めます。

第1号「平和啓発の促進」

《これまでの取組と課題》

核兵器廃絶平和都市宣言に基づき、世界の恒久平和を願い、市民の平和意識の啓発・高揚、更には次世代への平和継承者の育成を図りました。

8月6・9日の平和祈念式典の開催や小中学校での被爆体験講話、公民館等における核兵器廃絶平和都市宣言記念展の開催のほか、被爆地へ中学生・高校生を中心とした平和市民代表団の派遣等様々な事業を行ってきました。

しかしながら、時間の経過とともに、全国的に被爆体験を語る方が減少しており、被爆体験を直に聞く機会も減少しています。

《本計画での取組内容》

若い世代に対する平和継承を目指した事業を展開します。

被爆体験を語る方の減少への対応として、習志野市原爆被爆者の会と連携して、原爆投下後に広島・長崎に入り被爆した方や胎内被爆をした方、被爆二世の方による被爆体験講話の実施等、様々な講話方法の可能性を探ります。

また、教育委員会や学校と連携を図り、被爆体験講話の利用を促進するほか、本市が作成する被爆体験講話DVD及び広島市・長崎市のホームページ等で視聴できる被爆体験講話等、活用できる平和学習資料の情報を収集し提供します。

参 考 主な関連計画

計 画 名	計画期間
教育基本計画	平成26年度～平成31年度
スポーツ推進計画	平成26年度～平成31年度
男女共同参画基本計画	平成26年度～平成31年度
次世代育成支援対策行動計画(後期)	平成22年度～平成26年度
子ども・子育て支援事業計画	平成27年度～平成31年度
こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第2期計画	平成26年度～平成31年度

Ⅲ-2 自立的都市経営の推進

1 経営改革大綱の策定とその目的

将来にわたり、住んでみたい都市・住み続けたい都市として選ばれ続けるためには、市民ニーズを的確に把握し、市民満足度を高めつつ、持続可能な財政のもとで最適な行政サービスを提供し続けていく必要があります。

そのためには、引き続き、人材・資産・予算・情報といった限られた経営資源を効率的・効果的に活用するなかで、自律的な財政規律の維持向上に努めなければなりません。

併せて、自立的な都市経営を持続可能なものとするためには、中長期的視点に立ち、本市独自の戦略的な見通しを持った上で、継続的に改革へ取り組むことが不可欠となっています。

更に、将来都市像を実現するための3つの目標の達成に向けた取組を着実に実行し、市民とともにより良い習志野市を築くためには、これまで取り組んできた行財政改革を更にステップアップし、将来を見据えた経営改革を実現する必要があります。

このことにより、基本構想の目標達成をしっかりと下支えをします。

また、政策の積極的展開と財政の健全化という、一見相反する要請に対応する持続可能な行政運営を行うためには、市民にとって魅力的かつ最適な行政サービスを持続的・安定的に提供することのできる自治体経営を目指した、たゆまぬ努力が必要です。

行政サービスの最適化においても、市民満足度の向上への意識や市民への説明責任の重視等、住民主体のまちづくりという自治体経営にとって不可欠な改革にも積極的に取り組みます。

併せて、市民をはじめとする多様な主体が「公共」を担い、市と役割分担していくこと、相互理解の上で責任を担い合い、連携することにより、まちづくりの課題を解決していく取組も進めていく必要があります。

以上を踏まえ、これまでの本市の行財政改革の基本的な考え方を引き継ぎつつ、**自立的都市経営**の推進を目的とし、本市における経営改革の取組を統括する「経営改革大綱」の基本理念を以下の通り掲げます。

(1) 経営改革の基本理念

- 1 経営資源の有効活用による最適な行政サービスの提供
- 2 持続可能な財政構造の構築
- 3 協働型社会の構築による自治体経営の推進

(2) 経営改革大綱 計画期間

上記の目的を達成するため、前・後期基本計画期間(前期：平成26(2014)から31(2019)年度、後期：平成32(2020)から37(2025)年度)の各6年間と併せた「経営改革大綱」及び「実行計画」を策定します。

平成26～31年度(2014～2019年度) 〔前期基本計画期間(6年間)〕	平成32～37年度(2020～2025年度) 〔後期基本計画期間(6年間)〕
第一次 経営改革大綱	第二次 経営改革大綱

2 本市が目指す経営改革の基本的な考え方

1. 経営資源の有効活用による最適な行政サービスの提供

本市は、地方分権・地域主権改革の進展や市民ニーズの多様化といった変化のなかにおいても、自らの責任と創意工夫のもと、限りある経営資源を有効活用し、最適な行政サービスを提供することで、市民満足度の向上を目指します。

同時に、引き続き自ら改革に取り組み、情報通信技術の活用等による積極的な行政情報の提供や行政機能の効率化、職員の育成等、常にコスト意識を持った効率的・効果的な取組を実行します。

2. 持続可能な財政構造の構築

今後の本市の行財政運営上、特に影響の大きい課題である、公共施設の老朽化対応について、公共施設再生計画の実行により、将来のまちづくりを持続可能なものとするべく、計画的に更新を進め、公共施設の再生に取り組みます。

なお、改革を進める上では、経済が右肩上がりであった時代から形成されてきた、人口・経済の成長を前提とした思い込み、制度や行動様式等における増分主義^{*72}の打破が不可欠です。社会経済状況の変化に応じた減分主義^{*73}、もしくは負担を分かち合う発想への転換を行った上で、着実に改革を推進し、行政サービスを向上させつつ、健全財政を堅持するべく、経営改革の取組を進めます。

※72 増分主義 右肩上がりの増加を前提とし、投入可能な資源が増加し続けると考えて行動すること。

※73 減分主義 予算、人員ともに減少する中で、過去の配分の有効性を検証し、予算や人員の新たな配分構造を積極的に追及すること。

3. 協働型社会の構築による自治体経営の推進

地域住民やNPO・ボランティア・事業者等、地域社会を構築する多様な市民と市が、お互いに連携・協力し、適切な役割分担と責任に基づき、公共サービスを担い合う、協働によるまちづくりを推進します。

併せて、民間部門における公共サービス提供分野の拡大等の状況を踏まえ、民間部門と競合する分野については、指定管理者制度等既存の制度に加え、新たな手法を研究・活用しながら、積極的に民間活力導入の拡大を図ります。

また、公民連携の考え方を一歩進め、民間事業者のノウハウを市民サービスの向上に役立てる観点から、優れた民間のアイデアを広く募り、市民満足度の向上につながる新たな価値に基づくサービスの創出を検討・実施します。

なお、協働型社会の推進においては、公共サービス領域を担う上での地域住民や民間事業者との役割分担も含め、地方自治体でなければ担うことができない「行政サービスの範囲」を明確化することが不可欠です。

更にこれまでの、「民間にできることは民間に」といった考えから一歩進み、「公務員でなければできない業務は公務員に、それ以外は民間に」と、時代認識が変化しつつあり、全国的な自治体による研究も進められています。このような状況を踏まえ、将来に向けた業務の外部化について、検討・試行にも取り組みます。

以上を踏まえ、経営改革大綱の目的を達成するための目標及びそれを実現するための基本的方向を次の通り掲げ、経営改革の具体的な取組を推進します。

なお、基本構想の将来都市像を実現するための自立的都市経営の推進において、本市の行財政運営上、特に影響の大きい課題については、基本構想期間(平成26(2014)から37(2025)年度)を通じた重点プロジェクトとして位置付け、取り組みます。

3 経営改革の目標と基本的方向

【目 標】	【基本的方向】
<p>1. マネジメント力強化による計画的でスピード感ある行財政運営の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 持続的な行財政運営に係るマネジメントシステムの構築 • 中長期の財政予測に基づく、計画的・効率的な財政運営の推進 • スピード感のある市民サービスの向上
<p>2. 効率的・効果的な自治体経営の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 定員管理の適正化 • 機能的な組織機構の構築と運営 • 事務処理手法の改善・内部管理業務の効率化 • 広域的な事務運営体制の整備・研究
<p>3. 計画的な能力向上の取組による人材育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 人材育成基本方針と同実行計画の推進 • 研修制度の充実 • 適材適所に考慮した人事配置 • キャリアデザインの支援推進
<p>4. 公共施設の再生</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ファシリティマネジメント^{*74}の推進 • 公共施設再生計画に基づく施設整備の推進 • インフラ・プラント系施設の老朽化対策の推進 • 行政機能を効率化、向上させる新庁舎の実現（経営改革に資する庁舎） • 公有資産の有効活用による財源の確保
<p>5. 財政の健全化</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 内部管理的経費の抑制 • 最適な行政サービス水準を見据えた事務事業の見直し • 新たな分野及び手法を踏まえた民間活力の導入 • 税負担の公平性確保 • 資産の有効活用等歳入確保策の強化
<p>6. 公民連携と市民協働の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 多様な主体が公共サービスを担うための公民連携手法の推進 • 市民協働により地域課題の解決を担う「市民の力・地域の力」の向上 • 開かれた行政運営の推進

※74 ファシリティマネジメント 施設・設備をはじめとする財産を経営資源と捉え、経営的視点に基づき、総合的・長期的視点からコストと効果の最適化を図りながら、財産を戦略的かつ適正に管理・活用していくこと。

重点プロジェクト 1 公共施設の再生

第1節 目標

第1項 基本方針

公共施設再生計画の基本方針は、習志野市の持続可能な行財政運営を念頭に、中長期の視点に立って将来のまちづくりを展望するなかで、様々な環境変化に対応しつつ、老朽化が進む公共施設の適正な機能の確保、配置及び効率的な管理運営を実現することが目的です。

習志野市が取り組む公共施設再生は、単に公共施設の老朽化への対症療法的な取組ではありません。私たち今に生きる習志野市民は、先人が築いてきた資産を利用し続けてきました。今度は私たちが時代の変化に対応した、より良い資産を将来の世代に引き続いていくことが重要です。

この取組は、市のみで計画、実行するものではありません。市民、議会、市が、専門的な知識を保有する大学や、様々な情報と資金を活用する事業者等と、それぞれの得意分野において協力・連携することで、新しい形の公共事業として実施し、ひいては習志野市全体に活力を生み出すことを目指します。

第2項 施策の方向

公共施設再生では、基本方針に基づき、対象となる公共施設について、具体的な再生、再編成についての実施計画を示します。耐震改修、老朽化対策に係る改修、長寿命化、環境負荷低減、建替え、再生建築による建替え、統廃合等、公共施設再生への手段として実施します。また、施設や設備の維持保全及び管理について、無駄な投資を行わず効率的に行っていくために、保有財産を資源と捉え、経営的視点に基づき総合的もしくは長期的視点からコストと効果の最適化を図ります。

(1) 保有総量の圧縮

現在保有する公共施設を建替えるとして、建替え可能な割合は、過去の投資的経費^{※75}から算出すると大変厳しいものとなります。耐用年数を経過した建物や統廃合による建替え等を除き、新たな施設の建設は行いません。統廃合により発生した未利用地については、原則として売却・貸付等による有効活用を図り、財源確保とします。

(2) 「機能」と「施設」の分離

「施設ありき」の考え方ではなく、施設の「機能」を重視し、「機能」は可能な限り維持しつつ、施設数は削減します。単一用途の施設整備を止め、多機能化・複合化の推進をします。

(3) 施設の質の向上

計画的な維持保全による、建物の長寿命化を図ります。施設や設備が壊れてから修繕する「事後保全」の考え方から「予防保全」の考え方に転換し、施設や設備を大切に長く使用していきます。

※75 投資的経費 道路、下水道、学校、保育所などの施設整備や災害復旧に必要なとされる経費のこと。

第2節 施策内容

第1項 すべての指針となる計画及び方針

【計画名】 『公共施設再生計画』

【計画期間】 第1次：平成26(2014)年度から平成31(2019)年度

第2次：平成32(2020)年度から平成37(2025)年度

第3次：平成38(2026)年度から平成50(2038)年度

【計画目標】 公共施設の更新費用と投資的経費財源のギャップを解消し、老朽化した施設を再生すること。

第2項 公共施設の再生に係る施策分類

公共施設再生に向けた推進体制の整備

主な取組

- ・公共施設マネジメント条例の制定
- ・公共施設再生基金の創設
- ・統計データ及び施設データの統一及び一元化と継続的な整理、評価システムの整備
- ・ファシリティマネジメントの実施と維持管理の効率化
- ・施設情報と公会計におけるコスト情報の共有
- ・財産管理との共有資産台帳作成
- ・第三者委員会の常設

モデル事業の取組

主な取組

- ・大久保地区公共施設再生事業の推進
- ・市民サービスの拠点であり災害時対策拠点である新庁舎等建設

各施設所管課との調整及び連携

主な取組

- ・複合化・多機能化の推進
- ・先進事例の収集
- ・課題の解決に向けた新たな手法の研究
- ・「学校施設再生計画」との連携
- ・「袖ヶ浦スポーツゾーン構想」との連携
- ・「こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画」との連携
- ・「生涯学習施設改修整備計画」との連携

市民への説明と外部への働きかけ

主な取組

- ・まちづくりの視点での分析
- ・取組内容の情報発信
- ・民間活力の積極的な導入と市民参画の機会拡大

重点プロジェクト2 財政健全化

第1節 目標

第1項 基本方針

平成19(2007)年に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、毎年、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率の各比率を算定し、公表等を行うことが義務付けられ、また、財政の健全化や再生が必要な場合には、迅速な対応を図ることが責務となっています。自立した自治体経営のためには、これらの指標の健全化基準を上回らずに財政運営を行うことが必要です。

また、今後の人口の動向を踏まえると、生産年齢人口層の減少により市税収入の低下が予測される一方、歳出面においては、超高齢社会の到来により、高齢者福祉関係費等の社会保障費はますます増加するものと推測されます。

更に、高度経済成長期に集中して建設した公共施設の老朽化に係る更新問題も顕在化し、その対応は既に先延ばしすることができない状況となっています。この公共施設の再生に取り組むことは、必然的にその財源の確保として、新たな債務を生じさせることとなり、公共施設再生を進めるにあたっては、財源確保と適切な債務管理を行っていくことが、重要となります。

一方、本市では、平成8(1996)年度以来の行財政改革において、内部管理経費の抑制、特に人件費の削減に重点的に取り組み、定員の適正化や各種手当等の見直しにより、人件費を着実に減少させてきました。今後も厳しい財政運営が続いていくと予測されることから、内部管理経費の更なる削減が求められます。市民サービスを維持していくためには、業務を円滑に遂行するために必要な人員を確保、維持しながらも、単に量的人数ではなく、業務内容に応じた職種別の構成、人材育成を踏まえた世代間のバランス、業務の繁閑に対応できる柔軟さが必要であり、より一層の努力により、最少の経費で最大の効果をあげる職員体制の構築を目指します。

その上で、「あれもこれも」、ではなく、「あれかこれか」という、“選択と集中”を基本とする事業の執行が不可避であることから、市民に納得していただけるよう、情報の公開による共通認識のもと、説明を尽くし、ともに検討・議論しながら健全化を進めます。

第2項 施策の方向

これからの自治体経営においては、「人材・資産・予算・情報」という限られた経営資源の範囲内で、既存事業を総点検し、施策の“選択と集中”による重点的な予算配分によって、予算総枠を圧縮していくことが求められます。

そのためには、高度成長期に身についた成長、拡大思考から、180度発想を転換して、身の丈に合った、安定、再構築思考への転換を図り、時代のニーズに適合しなくなっている、或いは、不要不急である事業の廃止、公共サービスの民営化への移行等、既存事業の見直しが不可欠です。このような厳しい現実を直視するなかで、市民に最適なサービスが提供できるよう、あらゆる知恵を絞り、事業の見直しに取り組みます。

第2節 施策内容

第1項 すべての指針となる計画及び方針

【計画名】 『第一次経営改革大綱』

【計画期間】 平成26(2014)年度から平成31(2019)年度

- 【計画目標】
- 1 マネジメント力強化による計画的でスピード感ある行財政運営の推進
 - 2 効率的・効果的な自治体経営の実現
 - 3 計画的な能力向上の取組による人材育成
 - 4 公共施設の再生
 - 5 財政の健全化
 - 6 公民連携と市民協働の推進

第2項 財政健全化に係る施策分類

■ 内部管理的経費の抑制

■ 主な取組

- ・ 人件費の見直し
- ・ 定員管理の適正化
- ・ 経費の削減

■ 最適な行政サービス水準を見据えた事務事業の見直し

■ 主な取組

- ・ 単独事業の見直し
- ・ 補助金の見直し

■ 新たな分野及び手法を踏まえた民間活力の導入

■ 主な取組

- ・ 施設の民間化・民間委託等の導入
- ・ 業務の外部化・民間委託等の導入

■ 税負担の公平性確保

■ 主な取組

- ・ 収納率向上対策
- ・ 受益者負担の見直し

■ 資産の有効活用等歳入確保策の強化

■ 主な取組

- ・ 資産の有効活用

重点プロジェクト3 協働型社会の構築

第1節 目標

第1項 基本方針

複雑化・多様化する市民ニーズに的確に対応し、公共サービスをより効率的・効果的に提供していくためには、市だけではなく、NPO・ボランティア団体・企業・学校・町会・自治会等、地域を構成するあらゆる主体がまちづくりの担い手となり、これら多様な主体が協働によって、質の高いきめ細やかなサービスを提供していくという「新たな公共」の領域を創出していくことが必要です。

市は、公共サービスの担い手であるNPO等を積極的に支援するとともに、様々な主体が連携・協力してまちづくりに取り組める基盤を整えます。

そして、市民一人ひとりが地域社会の一員として地域の課題に関心を持ち、多様な主体による市民活動が活性化され、市民と市がそれぞれの責任と役割を分担する協働型社会の構築を目指します。

第2項 施策の方向

地域には高齢化・子育て・環境・教育・防犯・防災等、様々な課題があり、市民ニーズが多様化・複雑化しているなかで、市民活動を促進し、地域課題の解決につなげていくことがますます重要になってきます。更に、こうした市民活動の促進を通じて地域が抱える社会的課題を解決するためには、まちづくりの担い手である市民、市民活動団体、企業・学校等及び市が、互いの特性を理解し、対等な立場で共通の目標を達成するために協力・協調することが重要となります。

市は協働しやすい環境づくりに向け、①推進体制の整備 ②活動拠点の充実 ③市民活動の支援 ④意識改革・人材育成 ⑤市民活動団体等の連携・交流という5つの分野で協働を推進します。

第2節 施策内容

第1項 すべての指針となる計画及び方針

【計画名】 『市民協働基本方針』

【計画期間】 平成21(2009)年度から適宜修正

【計画目標】 まちづくりの担い手である市民、市民活動団体、企業・学校等と市が市民協働のまちづくりを推進すること

第2項 協働型社会の構築に係る施策分類

■ 推進体制の整備

■ 主な取組

- ・ 市民協働推進委員会の運営・改善
- ・ ボランティア・市民活動センター(社会福祉協議会)との連携

■ 活動拠点の充実

■ 主な取組

- ・ 市民協働インフォメーションルームの運営
- ・ 相談体制の拡充
- ・ 市民活動に関する情報提供の充実

■ 市民活動の支援

■ 主な取組

- ・ 市民活動に対する財政的支援
- ・ 市民活動のきっかけの場の提供
- ・ ボランティア補償制度の充実
- ・ 市民活動情報のPR

■ 意識改革・人材育成

■ 主な取組

- ・ 市民活動の意識啓発・人材育成
- ・ 市職員への意識啓発
- ・ 協働の推進に向けた研修等の実施

■ 市民活動団体等の連携・交流

■ 主な取組

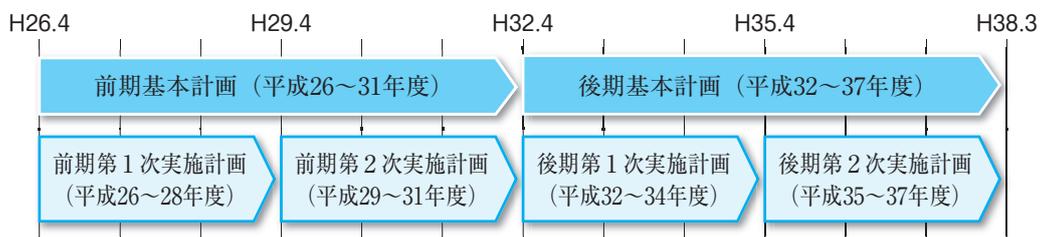
- ・ 市民活動団体同士の交流機会の場の提供
- ・ 大学、企業等との連携体制の構築
- ・ 市と市民活動団体等との連携促進

Ⅳ 計画の進捗管理

Ⅳ-1 成果指標と実施計画

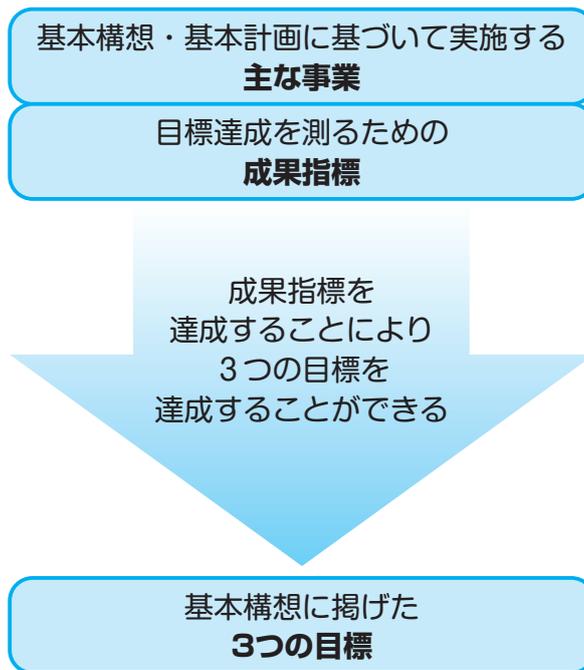
基本構想や基本計画で示した3つの目標に向けた取組を進め、将来都市像を実現するためには、具体的な成果指標を掲げて、一つ一つの事業を着実に実行していくことが必要です。

目標への達成度を測る成果指標や予算を伴う具体的な事業は、3年毎に改定するそれぞれの「実施計画」で示します。



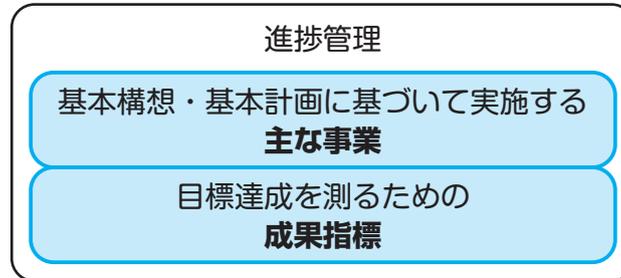
実施計画で3年毎の成果指標を掲げることにより、目標達成ができたものは新たな目標を立て、更なる進展を目指した事業を推進し、目標達成ができなかったものは、事業の見直しを適宜行います。

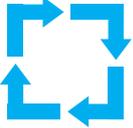
このように、社会の変化や住民ニーズに柔軟に適応し、目標を達成するための適切な手法やコストを選択しつつ、常にその時節に合った事業展開をすることで、目標の達成、すなわち基本構想の実現を目指します。



Ⅳ-2 計画の進捗管理

実施計画で掲げる成果指標は、以下の観点により進捗管理を行い、成果指標を実現するための事業やコストの見直しを図ります。



P(プラン：計画策定) D(ドゥ：計画実施) C(チェック：達成評価) A(アクション：改善)	<ul style="list-style-type: none">・どのような事業を展開するのか。・事業は着実に実行できたか。・事業を実施して、成果指標が達成できたか。・事業の改善点は何か。	
--	---	---

成果指標の達成度や事業の進捗度を測ることにより、基本構想・基本計画の進捗管理を行います。

資料

I 策定に係る資料	150
I - 1 基本構想・基本計画 策定経過	150
I - 2 会議・審議等に係る資料	152
I - 3 用語解説	166

I 策定に係る資料

I-1 基本構想・基本計画 策定経過

日付	会議・作業等	内容・備考	
平成24年	2月23日	第1回本部会議	<ul style="list-style-type: none"> 策定本部の設置について 基本構想の策定方針について
	4月25日	第2回本部会議	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想試案について協議 市民意識調査について協議
	5月9日	第3回本部会議	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想試案について協議 作業部会の設置について
	5月26日	第1回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> オリエンテーション
	6月1日～14日	市民意識調査	10,000人送付 4,113人回答
	6月23日	第2回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> ワークショップ(保健・医療・福祉)
	7月21日	第3回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> ワークショップ(地域経済・産業の振興)
	7月31日	第1回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 作業部会の設置について 作業部会の役割、本部会議の経過報告 基本構想試案の作成について ワークシートの作成について
	9月1日・2日	まちづくり提案会	<ul style="list-style-type: none"> 1日 勤労会館、新習志野公民館 2日 東習志野コミュニティセンター 計3回 39名参加
	9月8日	第4回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> ワークショップ (危機管理・安全対策、都市基盤整備、環境政策)
	10月1日	第2回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 試案について協議
	10月6日	第5回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> ワークショップ(子育て・教育・学習)
	10月18日・19日	第3回作業部会	各部局とのヒアリング(13部局)
	11月10日	第6回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> ワークショップ(男女共同・交流・平和)
	11月12日	第4回本部会議	<ul style="list-style-type: none"> 作業部会の経過報告 市民会議・まちづくり提案会の報告 長期計画審議会・市議会意見交換会開催について
	11月14日	平成24年度第1回 長期計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> 市民意識調査、市民会議、まちづくり提案会の報告
	11月21日	市議会意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想に盛り込む政策について
	11月22日	第4回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想試案について協議 市民会議・まちづくり提案会の報告
	12月8日	第7回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> 市民会議の結果報告
12月27日	第5回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想試案について協議 基本構想作業部会最終案の決定 	

	日付	会議・作業等	内容・備考	
平成25年	1月15日	第5回本部会議	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想試案について協議 基本構想策定本部最終案の決定 	
	1月31日	基本構想諮問案決定		
	2月15日	平成24年度第2回長期計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想案の諮問 	
	3月19日	平成24年度第3回長期計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想諮問に係る審議 	
	3月29日	パブリックコメント実施	基本構想のパブリックコメント期間： 平成25年3月29日～4月26日	
	5月7日	平成25年度第1回長期計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> 審議まとめ報告 パブリックコメント報告 答申案審議 	
	5月15日	平成25年度第2回長期計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> 答申に係る協議 答申の手交 	
	6月27日	平成25年度第2回定例会	<ul style="list-style-type: none"> 「習志野市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例」の議決 	
	7月2日	条例公布	上記条例の公布	
	7月8日	第6回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画校正と実施計画掲載事業調査の説明 	
	7月22日	第6回本部会議	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想の成案決定について 	
	同日	臨時庁議	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想案決定 	
	8月30日	平成25年度第3回定例会	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想提案 	
	9月30日	平成25年度第3回定例会	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想議決 	
	10月2日	第7回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画作業部会最終案の決定 	
	10月15日	第7回本部会議	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画策定本部最終案の決定 	
	10月28日	基本計画諮問案決定		
	11月1日	広報紙掲載	11月1日号 基本構想の策定について	
	11月6日	平成25年度第3回長期計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画案の諮問 	
11月21日	平成25年度第4回長期計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画諮問に係る審議 		
12月16日	パブリックコメント実施	基本計画案のパブリックコメント期間： 平成25年12月16日～平成26年1月15日		
平成26年	1月30日	平成25年度第5回長期計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> 審議まとめ報告 パブリックコメント報告 答申案審議 	
	2月18日	平成25年度第6回長期計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> 答申に係る協議 答申の手交 	
	2月25日	第8回本部会議	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画の成案決定について 	
	同日	臨時庁議	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画の決定について 	
			基本計画決定	
			実施計画決定	

I-2 会議・審議等に係る資料

第1項 習志野市長期計画審議会

(1) 習志野市長期計画審議会 条例

習志野市長期計画審議会条例

昭和44年5月23日
条例第35号

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、習志野市長期計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は市長の諮問に応じて、本市の長期計画の策定について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会の委員定数は10人以上15人以内とし、議会議員および知識経験者をもつて組織する。

2 委員は市長が委嘱する。ただし、議会議員については議長および各常任委員会の委員長を委嘱するものとする。

3 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、議会議員については前項の職を離れたときは委員の職を失う。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 審議会に会長および副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長がこれを招集し議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(審議会の事務)

第6条 審議会の事務は、長期計画担当課において処理する。

(昭59条例2・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

(2) 習志野市長期計画審議会 委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	任期	役職等	備考
議会議員	関 桂次	H23.5.21～H25.5.16	市議会 議長	
	斉藤 賢治	H25.5.22～在職中	(同上)	
		H23.5.21～H25.5.16	総務常任委員会 委員長	副会長
	木村 孝浩	H25.5.22～在職中	(同上)	副会長
	伊藤 寛	H23.5.21～H25.5.16	建設常任委員会 委員長	
	田中真太郎	H25.5.22～在職中	(同上)	
	小川利枝子	H23.5.21～H25.5.16	環境経済常任委員会 委員長	
	央 重則	H25.5.22～在職中	(同上)	
	真船 和子	H23.5.21～H25.5.16	文教福祉常任委員会 委員長	
	清水 大輔	H25.5.22～在職中	(同上)	
知識経験者	金子 光雄	H23.8.1～H25.7.31 H25.8.1～H27.7.31	千葉みらい農業協同組合	
	鯨井 徹	H23.8.1～H25.7.31 H25.8.1～H27.7.31	習志野商工会議所	
	廣田 直行	H23.8.1～H25.7.31 H25.8.1～H27.7.31	日本大学生産工学部	
	大島 茂	H23.8.1～H25.7.31 H25.8.1～H27.7.31	東邦大学理学部	会長(2期)
	小宮 一仁	H23.8.1～H25.7.31	千葉工業大学工学部	
	橋本 都子	H25.8.1～H27.7.31	千葉工業大学工学部	
	海寶 嘉胤	H23.8.1～H25.7.31 H25.8.1～H27.7.31	習志野市社会福祉協議会	
	細川 淑以	H23.8.1～H25.7.31 H25.8.1～H27.7.31	習志野市医師会	
	大塚 類	H23.8.1～H25.7.31 H25.8.1～H27.7.31	公募	
	越智 桂	H23.8.1～H25.7.31 H25.8.1～H27.7.31	公募	
	小池 幹夫	H23.8.1～H25.7.31 H25.8.1～H27.7.31	公募	

(3) 習志野市基本構想(案)の諮問・答申

企政 第166号
平成25年2月15日

習志野市長期計画審議会
会長 大島 茂 様

習志野市長 宮本 泰介

習志野市基本構想(案)について(諮問)

習志野市長期計画審議会条例(昭和44年5月23日条例第35号)第2条の規定により、習志野市基本構想(案)について、貴審議会の意見を求めます。

平成25年5月15日

習志野市長 宮本 泰介 様

習志野市長期計画審議会
会長 大島 茂

習志野市基本構想（案）について（答申）

平成25年2月15日付け企政第166号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおり答申します。

記

習志野市基本構想（案）について、本審議会において慎重な審議を重ねた結果、その内容は概ね妥当なものであると判断いたしますが、以下の意見に十分留意していただきたい。

1. 記載に係る意見

(1) まちづくりの課題について

基本構想は、社会経済情勢、市民ニーズや地域の状況などを踏まえ策定されなければなりません。

本構想の策定にあたっては、市民意識調査や市民会議など、様々な過程を経てきており、これらで得た市民ニーズや地域の状況を基に策定されています。

しかしながら、各分野にわたる課題が明確に記載されていないことにより、市民と行政が課題を共有し、解決に導く過程が不明瞭となっています。

従って、現在、習志野市のまちづくりにおける課題を明瞭にし、市民と行政が一体となって目標に向かうまちづくりを推進していただきたい。

(2) 文章表現について

基本構想は、市民とともにまちづくりを推進していくための計画であり、市民生活を包括する市政理念です。

各々の立場からまちづくりに関与していくためには、本構想を市民と行政が共有することが必要になります。

従って、市民が、本構想の意図するところを容易に理解し、その後のまちづくりに積極的な参画が図れるよう、文章は語彙や表現に十分配慮し、簡潔かつ明瞭な文言によって記載していただきたい。

2. 方向性に係る意見

(1) 財政状況について

昨今の社会情勢、経済不安は、市民生活に大きな影響を及ぼす問題であり、市民生活の安定化を担う自治体の役割は、非常に重要です。

しかしながら、本市においては、少子超高齢化や公共施設の老朽化等の課題に対する対応が急務です。加えて、市民ニーズが多様化、複雑化しており、今後も更に財政運営は困難になることが予想されます。

従って、市民生活を維持していく上で、これまで一定の成果を上げている行財政改革について、引き続き一層の努力を図る必要があります。

自立した行政を目指すために、自主財源の確保とより効率的で、身の丈に合った行財政運営を推進していただきたい。

(2) 公共施設の再生について

本市においては、公共施設の老朽化をめぐる問題が大きく取り上げられており、公共施設の再生は市政運営の上でも重要な問題です。

しかしながら、厳しい財政状況のなか、限られた財源で公共施設を再生していくことは困難であることが考えられます。

従って、再生にあたっては、公共施設再生計画基本方針に沿い、具体的かつ現実的な数値に基づき、将来にふさわしい施設の在り方を市民に提示する必要があります。

公共施設が、地域・市民生活を維持するための重要な基盤であり続けられるよう努めていただきたい。

(3) 子育てしやすいまちづくりについて

現在、わが国の少子化問題は抜本的な解決方法が見いだせない状況です。そのため、長期にわたって人口減少を招いており、本市においても、将来推計に示される通り減少傾向が懸念されます。

少子高齢化については、本市も喫緊の課題として、文教住宅都市にふさわしい福祉・教育施策の検討が必要であると考えられます。

従って、就労・育児両面の支援を図り、子育て世代が安心して子育てができるよう環境の整備に努めていただきたい。

(4) 環境問題について

昭和45年に定められた文教住宅都市憲章の前文では、「青い空と、つややかな緑をまもり」とあり、本市における環境への意識は高く位置づけられています。

近年でも、自然環境の保全、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用等、自然との共生が重視されています。

本市には、ラムサール条約登録地である谷津干潟を始め豊かな自然が点在しており、これらを守っていくことは大切です。

従って、持続可能な社会を築くための自然環境の保全・活用やエネルギー問題への対応に積極的に取り組んでいただきたい。

(5) 情報通信技術（ICT）について

本市においては、市民サービスの向上に供するため、自治体業務の一部電子化を進めると同時に、人材育成、セキュリティ対策等の情報管理にも取り組んでいるところです。

情報通信技術は、今後もより発展し、様々な場面で活用され、更に人々の生活に密接なかかわりを持っていく技術です。

従って、情報通信技術をより有効に活用し、積極的に利用した市政運営に努めていただきたい。

(6) 市民協働について

本市においては、市職員による地域担当制と市民によるまちづくり会議の両輪により、市民協働の土壌が整備されてきました。

更に平成21年に定められた市民協働基本方針を遵守し、地域の核となる市民とともに自主的な活動を支援した結果として、各地域において市民協働が積極的に展開されています。

これらは、行政課題や地域課題の解決手法として、新しい公共の形を構築できたと評価できます。

本市に築かれた協働に対する市民意識は、これまでの市政の成果として受け継がれた貴重な財産であり、積極的に活用していくべきものです。

従って、今後の市政においても、市民の参画・協力を得たまちづくりが継続され、市民不在とならない市政運営を図っていただきたい。

3. 今後の策定に係る意見

(1) 基本計画及び実施計画との関連性について

基本構想は、市政の方針を示したものであり、大まかな方向性を示した概要に留まるものです。

従って、本構想を具現化し、より実効性の伴った計画とするため、分野ごとの施策方針及びその事業概要を示す基本計画は、その策定に十分配慮していただきたい。

また、事業スキームを明らかにした具体的な事業内容を示す実施計画の策定も同様です。

これら基本計画・実施計画のとりまとめにあたっては、本構想同様に、市民の理解が得られやすい表記となるよう配慮していただきたい。

以上

(4) 習志野市前期基本計画(案)の諮問・答申

企政 第89号
平成25年11月6日

習志野市長期計画審議会
会長 大島 茂 様

習志野市長 宮本 泰介

習志野市前期基本計画(案)について(諮問)

習志野市長期計画審議会条例(昭和44年5月23日条例第35号)第2条の規定により、習志野市前期基本計画(案)について、貴審議会の意見を求めます。

平成26年2月18日

習志野市長 宮本 泰介 様

習志野市長期計画審議会
会長 大島 茂

習志野市前期基本計画（案）について（答申）

平成25年11月6日付け企政第89号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおり答申します。

記

習志野市前期基本計画（案）について、本審議会において慎重な審議を重ねた結果、その内容は概ね妥当なものであると判断いたしますが、以下の意見に十分留意していただきたい。

1. 記載に係る意見

(1) 全体評価について

本計画は、幅広い分野を網羅するものですが、全体を通して、現状及び課題を明確に示しており、本市の基本計画として行政指針の役割を十分果たすものであると評価します。

今後、本計画の施策を実現するために、実施計画において具体的な取組を示し、各年度の予算措置を通じて着実に実施していただきたい。

(2) 文章表現について

現状と課題を踏まえた上で、基本計画として必要な施策の方向性が示されています。また、丁寧な言葉で分かりやすく記載されており、文章表現は妥当なものであると認められます。

しかしながら、和製英語や片仮名表記又は行政的な専門用語等については、市民が理解できるよう、一般的な用語を使用する必要があります。

そこで、専門用語等を使用する場合においては、注釈等を入れ、市民が容易に理解できる文章構成にしていきたい。

2. 方向性に係る意見

(1) 財政計画について

本市においては、公共施設の再生など多くの財源を必要とする事業を進めなくてはなりません。

今後6年間の財政の見通しを示す財政計画は、基本計画の基礎となるものであり、施策を着実に実行していくことを示す重要な計画です。

そこで、国の動向や社会経済情勢等の前提条件をきちんと整理するなかで、本計画の計画期間中に想定される事業や公共施設再生にかかる事業費を精査し、基本計画等の実行性を担保する財政計画として明示していただきたい。

(2) 公共施設の再生について

本市の重要課題である公共施設の再生については、本審議会においても、同様に重要であると認識しています。

また、重点プロジェクトに記載されている方向性や目標については、本市の実情や特性から見て適当であると判断します。

しかしながら、「選択と集中」に基づく機能の集約にあたっては、選択された機能の質の維持や、集中した場合の「権限と責任」の明確化等、将来の施設運営に配慮した議論及び取組を進めていただきたい。

また、利用者である市民のニーズを十分に調査・検討し、市民との「協働」に基づいた施設再生に努めていただきたい。

(3) 自然災害等の防災について

本市では、東日本大震災から日常生活に支障の無い程度には復旧を果たしつつ、行政支援は継続して行われていると把握しています。

本計画においては、引き続き復旧復興に取り組むことはもちろん、東日本大震災で得た教訓を十分に生かしたまちづくりに努め、将来的な市民の生活不安を解消していくことこそが、最も重要な防災減災対策であると考えられます。

従って、地域防災計画等に基づく諸般の対策を積極的に講じるとともに、市民の防災の意識づくりにより一層取り組んでいただきたい。

(4) 地球温暖化対策におけるエネルギーの効率的な利用について

近年、地球温暖化対策の一つとして、太陽光・風力発電といった新エネルギーの重要性が高まっています。

本市では、新エネルギー設備の導入にかかる補助制度が整備され、設備の普及に努めているところですが、蓄電池の活用等、更に幅広い効率的なエネルギー利用の促進について取り組んでいただきたい。



(5) 人権意識等の福祉教育について

「いじめ」をはじめとする社会問題の多くは、互いのおもいやり、やさしさの欠如やその他様々な要因によって引き起こされていると考えられています。

本市においても、教育の場における福祉教育を重視し、将来の地域、福祉を担う子どもたち、並びに保護者や教育関係者に対し、しっかりとした青少年教育及び福祉教育に努めていただきたい。

3. 今後の方向性に係る意見

(1) 基本構想及び実施計画等との関連性について

基本構想が議会により決せられたことの重要性を理解し、本計画は、その構想実現のための計画であるということに十分留意していただきたい。

また、本計画は、基本構想を具現化するための施策の方向性を表した行政指針であります。

実際の進捗管理を主とする分野別計画及び実施計画の策定にあたっては、基本計画に沿った事業を展開し、事業費や所管課、目標及び事業概略等の具体的な内容を明らかにし、かつ着実な実施に努めていただきたい。

以上

第2項 次期基本構想・基本計画策定市民会議

(1) 次期基本構想・基本計画策定市民会議 要綱

次期基本構想・基本計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 習志野市の次期基本構想及び基本計画(以下「基本構想等」という。)の策定に当たり、市民と市との協働による計画づくりを推進するため、次期基本構想・基本計画策定市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、習志野市のまちづくりに関し、基本構想等に盛り込むべき内容について調査研究し、市民の立場から市長に提案する。

(組織)

第3条 市民会議は、第4条の規定により選出された市民(以下「市民委員」という。)で構成する。

- 2 市民委員は、習志野市内に在住する20歳以上の者のうちから市長が委嘱する。
- 3 市民委員の定数は、16人とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 4 市民委員が第2項の要件に該当しなくなった場合は、市民委員の資格を失うものとする。
- 5 市民会議で合議し、及び市長が市民委員として不適格と判断した場合は、市民委員は、市民委員の資格を失うものとする。
- 6 市民委員が欠けた場合においてはこれを補充しない。ただし、定数の半数未満となった場合は、第4条の規定に関わらず、第2項の要件に該当する任意の者を市長が選出する。

(市民委員の公募等)

第4条 市民委員は、次に掲げる方法により選出する。

- (1) 市長は、住民基本台帳より無作為抽出した者に参加希望案内を送付する。
- (2) 市長は、前号の参加希望案内を送付した者で、参加希望申請を提出したものを選出する。この場合において家族や知人等の代理参加は認めない。
- (3) 前号の参加希望申請を提出した者が16人に満たない場合は、前条第2項の要件に該当する任意の者を市長が選出する。

(任期)

第5条 市民委員の任期は、第2条の規定による提案を行う日までとする。

(議長及び副議長)

第6条 市民会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、市長が指名する。
- 3 議長は、市民会議を代表する。
- 4 副議長は、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(ファシリテーター)

第7条 市民委員のほかに、ファシリテーターを置く。

- 2 ファシリテーターは、会議を整理し司会進行を行う。

(会議)

第8条 市民会議の会議は、市長が招集する。

- 2 市民会議は、市民委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 市民会議の運営に当たり、ファシリテーターが会議を整理し、司会進行を行い意見の集約を図ることとする。意見集約を図ったのち、議長が委員に諮り、市民会議の意思決定とする。
- 4 市民会議の公開は、習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針に基づき処理をする。

(市民会議の事務)

第9条 市民会議の事務は、長期計画担当課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月16日から施行する。

第3項 習志野市次期基本構想・基本計画策定本部

(1) 習志野市次期基本構想・基本計画策定本部 要綱

習志野市次期基本構想・基本計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 本市の次期基本構想及び基本計画(以下「基本構想等」という。)を策定するため、次期習志野市基本構想・基本計画策定本部(以下「策定本部」という。)を設置する。

(策定本部)

第2条 策定本部は別表に定める者をもって組織する。

- 2 策定本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長は市長、副本部長は副市長、教育長並びに企業管理者とし、事務局長は長期計画担当部長とする。
- 4 本部長は策定本部を代表し、会務を総理する。
- 5 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(策定本部の任務等)

第3条 策定本部は必要の都度、本部長が招集する。

- 2 策定本部は基本構想等の策定に関し調査、研究を行うとともに、調整を図り、もって基本構想等の素案を作成する。

(計画の総合調整)

第4条 基本構想等の策定に関する総合的な調整は、長期計画担当課で行う。

(資料の提出等)

第5条 本部長は、関係部課等に資料提出及び会議出席をさせることができる。

- 2 前項に定めた資料提出、会議出席及びその他調査研究に伴う通知の内、軽微なものについては事務局長に委任する。

(下部組織)

第6条 本部長は、必要に応じて、策定本部の下に下部組織を設置することができる。

(事務局)

第7条 策定本部の事務は、長期計画担当課において処理する。

(策定本部の解散)

第8条 策定本部は、第3条の任務が終了した時点で解散する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月9日から施行する。

別 表(第2条関係)

習志野市基本構想・基本計画策定本部

(本部長)	1	市長
(副本部長)	2	副市長
	3	教育長
	4	企業管理者
(事務局長)	5	企画政策部長
	6	会計管理者
	7	消防長
	8	総務部長
	9	財政部長
	10	環境部長
	11	市民経済部長
	12	保健福祉部長
	13	都市整備部長
	14	こども部長
	15	学校教育部長
	16	生涯学習部長
	17	企業局業務部長
	18	企業局工務部長
	19	資産管理室長
	20	議会事務局長
	21	選挙管理委員会事務局長
	22	監査委員事務局長
	23	農業委員会事務局長
	24	危機管理監

I-3 用語解説

あ行

■Is値

構造耐震指標のこと。

Is値0.3未満：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

0.3以上 0.6未満：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

0.6以上：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(126頁)

■アオサ

緑色の海藻で、枯死、腐敗することで、悪臭を放つ。谷津干潟で大量に繁茂する。

(104,105頁)

■あじさい療育支援センター

秋津に設置している「障害児通所支援事業所」で、児童発達支援事業、医療型児童発達支援事業、相談支援事業をおこなっている施設のこと。

(64,115頁)

■異校種間の連携

校種とは種類のことで、小学校、中学校、高等学校を指す。異校種間の連携とは、小学校と中学校等、異なる校種の間での連携のこと。

(122頁)

■雨水貯留施設

豪雨等で多量の雨水が出た場合、一時的に雨水を貯留し、一時に下水管に流出させないための施設のこと。

(97,98頁)

■AED

自動体外式除細動器といい、体に電気的なショックを与え、心室細動を取り除くこと(除細動)ができる機器のこと。

(81頁)

■INPO法人

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められているが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになる。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。

(22,40,57,63,136,144頁)

■エネルギーのベストミックス

ガス、電気、再生可能エネルギー等、様々なエネルギーを組み合わせること。

(101頁)

か行

■ガスコージェネレーションシステム

ガスを使って発電するのと同時に、廃熱を使って給湯や空調、蒸気などの形で有効に利用するシステムのこと。

(102,103頁)

■鹿野山少年自然の家・富士吉田青年の家

千葉県君津市に存する鹿野山少年自然の家並びに山梨県富士吉田市に存する富士吉田青年の家で、ともに昭和48年に開所。習志野市が市外に所有する教育施設のこと。

(121,123頁)

■管渠

読み方は「かんきょ」。ここでは、土中に埋められた下水や雨水の管のこと。

(34,96,97,98頁)

■既存ストック

ここでは、既に建設されている道路や橋梁のことを言う。

(94頁)

■キャリア教育

将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められており、この視点に立って日々の教育活動を展開すること。

(122,123頁)

■きらっ子ルーム

子育てに関する相談及び援助、地域の子育てに関する情報の提供等を行う、主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることができる施設のこと。

(116頁)

■キラット・ジュニア防犯隊

市民まつりや防犯講演会、街頭啓発キャンペーンなどで防犯に対する意識高揚を図るための啓発活動をおこなっている、市内小・中学校(対象学年小学5年～中学2年)で構成された防犯隊のこと。

(79頁)

■減分主義

予算、人員ともに減少する中で、過去の配分の有効性を検証し、予算や人員の新たな配分構造を積極的に追及すること。

(135頁)

■高規格救急車

ケガや病気で緊急性のある患者を「救急救命士」の資格を有する隊員が、高度な資機材を用いて応急処置を行い、迅速に医療機関に搬送することを目的とした車両のこと。

(81頁)

■高次脳機能障がい

脳血管疾患や脳外傷などの後遺症として、記憶障がい、注意障がい、行動障がい等、日常生活や社会生活に適応が困難になる障がいのこと。

(62,65頁)

■子ども110番の家

地域の方々に「子ども110番の家」として登録・看板設置をしていただき、子どもが危険を感じた時にその家に駆け込むことにより、その子どもを保護し、警察等の関係機関へ連絡するなどして、地域ぐるみで子ども達の安全を守っていくボランティア活動のこと。

(117頁)

■こどもセンター

子どもと保護者が自由に遊んだり、交流したり、子育てに関する情報や学習機会の提供を行い、子どもの健やかな発達のために、子どもとその保護者を支援するための施設のこと。

(83,115,116頁)

■コミュニティビジネス

人材やノウハウ、施設、資金等、地域の資源を生かしながら、地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むこと。

(72頁)

さ行

■再生可能エネルギー

太陽光・風力・地熱等、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるもの。

(35,103頁)

■ジェネリック医薬品

新薬の特許が切れた後、厚生労働省の承認を得て発売される医療用医薬品で、新薬と同様の効き目がありながら新薬よりかなり安い価格で販売されている医薬品のこと。

(67頁)

■事業費の平準化

建築物の建設費や修繕費等で初期投資額が大きい場合、地方債の発行等を行うことにより、複数年にわたり費用を負担すること。

(94,96頁)

■市産市消

地域で生産された農産物等を、その地域で消費する、「地産地消」から得た言葉で、市内で生産された農産物等を市内で消費すること。

(70,71頁)

■自助・共助・公助

まず、自分で自身の身を守り、そして隣近所・地域で支え合う。そこで対応できないことを行政で行う。ここでは「自助・共助・公助」の3点が連携することで、災害対応の強化につながることを言う。

(21,33,78頁)

■自然保護地区・都市環境保全地区

習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例で定義している、「良好な自然環境を維持するため保護することが必要な地区」並びに「良好な都市環境を保持するために必要な地区」のこと。

(104頁)

■就学前保育一元カリキュラム

習志野市子どもたちが健全に成長できることを最大の目的として、本市の保育所、幼稚園、こども園の保育・教育の基本となるカリキュラムのこと。

(118頁)

■住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障がいのある人、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者のこと。

(91頁)

■住宅ストック

戸建て住宅、共同住宅、持家、賃貸等を含めた、現在建築済の住宅のこと。

(91,93頁)

■循環型社会

環境への負荷を少なくするため、資源の効率的な利用やリサイクルの体制が構築された社会のこと。

(35,97,108,112頁)

■障がい者虐待防止センター

障がい者への虐待を早期に発見し、虐待を受けた人の保護や家族への支援などを行う、障害者虐待防止法に基づいて設置された施設のこと。

(64,65頁)

■障害福祉サービス事業所

居宅介護や生活介護等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を満たす障害福祉サービスを行う事業所のこと。

(62,63頁)

■シラバス

生徒及び保護者に対し、1年間の各科目の授業がどのように行われるのか、どう評価されるのか、授業を受ける心構えなどを示すもの。

(123頁)

■新エネルギー

通称「新エネルギー法」で定義されている、太陽光・風力等の非化石エネルギーのこと。

(50,102,103頁)

■浸透ます

雨水を地下に浸透させるますのこと。

(97,98頁)

■スラグ・メタル

家庭から排出された可燃ごみ等の廃棄物を高温で熔融処理する過程で生成された砂状のものをスラグ、金属粒をメタルという。

(109頁)

■成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により財産侵害や人間としての尊厳が損なわれないよう、後見人等が本人の法律面や生活面で支援する民法の制度のこと。

(60,61,65頁)

■全国消費生活情報ネットワークシステム

国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報(消費生活相談情報)の収集を行っているシステムのこと。

(86頁)

■総合教育センター

東習志野に存し、教育関係の研究、研修、教育相談、情報教育等を行い、教育振興の一翼を担っている施設のこと。

(120,121頁)

■増分主義

右肩上がりの増加を前提とし、投入可能な資源が増加し続けると考えて行動すること。

(135頁)

■ソーシャルネットワーキングサービス

個人と個人を結ぶことを目的とした社会的ネットワークのこと。自分のプロフィールや写真を公開する機能、意見交換や情報交換を行うコミュニティ機能等がある。

(87,131頁)

■ソーシャルビジネス

障がい者支援、子育て支援、貧困問題、環境保護、まちづくり・まちおこし等の社会的課題の解決を目的とした事業活動のこと。

(72頁)

■SOHO

スモールオフィス・ホームオフィスの略称で、情報通信を活用して自宅や小規模事務所等で個人事業主として請け負う労働形態のこと。

(72頁)

た 行

■地域花壇

街角を緑化し、生活に潤いと豊かさを与えるために、市内各所に設置している花壇のこと。

(106頁)

■地域包括ケアシステム

高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①医療、②介護、③予防、④住まい、⑤生活支援サービスの5つを一体化して提供するシステムのこと。

(59,61頁)

■地区計画

安全で快適なまち並みの形成や良好な環境の保全などを目的として、地区単位で作るその地区独自のまちづくりのルールのこと。

(34,68,70,88頁)

■導管網

ここでは、各家庭にガスを供給する管のことを言う。

(100頁)

■投資的経費

道路、下水道、学校、保育所などの施設整備や災害復旧に必要とされる経費のこと。

(139,140頁)

■特別支援コーディネーター

障がいのある子どもの教育は、担当の教師、職員、保護者、専門家が連携し協力する必要があり、子どもの教育ニーズに応じて適切な教育を準備する人のこと。

(118頁)

■都市計画道路

円滑な交通や災害時の避難路としての目的を持った、都市計画法によって決定された市の骨格となる道路のこと。

(6,34,94,95頁)

■都市マスタープラン

都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定される計画のこと。

(88,112頁)

な行

■内水・外水

内水とは、陸地に降った雨水を川に排水しきれずあふれた水のこと。外水とは、川から陸地にあふれ出た水のこと。

(98頁)

は行

■パートサテライト

国が設置しているパートタイム雇用に関する職業紹介サービス等を提供する機関のこと。

(74頁)

■バイオマス

木くずや間伐材、その他廃棄物等、エネルギー利用ができる程度にまとまった生物起源による資源のこと。

(103頁)

■排水ます

道路の側溝や宅地内から流れ出た雨水を集め、泥などが配管内に流れ込まないように、泥溜まりを設けたますのこと。

(96,97,98頁)

■ハミングロード

八千代・千葉市境にあたる習志野市の最北東部から市のほぼ中央部を縦貫し、海まで続く延べ11.67kmにおよぶ習志野市の幹線緑道のこと。

(6,28,35,50,106,107,112頁)

■PCB

ポリ塩化ビフェニルの略称。電気機器用の絶縁油、蛍光灯の安定器など、様々な用途で使用されていた。毒性が高いため、現在は製造が禁止されている。

(111頁)

■ファシリティマネジメント

施設・設備をはじめとする財産を経営資源と捉え、経営的視点に基づき、総合的・長期的視点からコストと効果の最適化を図りながら、財産を戦略的かつ適正に管理・活用していくこと。

(137,140頁)

■ファミリー・サポート・センター

子どもの一時的な預かりや宿泊を伴う預かり、保護者の体調不良時や産前産後の家事支援等の援助を受けたい人(利用会員)と、援助できる人(提供会員)が会員となり、会員相互援助活動により地域で支えあうシステムのこと。

(116頁)

■普通救命講習

心肺蘇生法、AEDの取扱、止血方法等の実技中心の救命講習。

(80,81頁)

■ヘルスプロモーション

世界保健機関(WHO)が提唱した新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略で、『人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス』のこと。

(53頁)

■保育の量的拡大

認可保育所の整備及び基準を満たした施設や事業の実施などによる保育所の受け入れ人数の拡大を図ること。

(36,114頁)

■防災行政無線

公共施設や公園等に設置され、津波警報や緊急地震情報の緊急情報や光化学スモッグ注意報、市からのお知らせ等を放送する放送設備のこと。

(78頁)

ま行

■前処理施設

燃えないゴミ、資源ごみ等の回収後、資源になるもの、溶融処理するものに分別し、資源になるものは圧縮梱包する施設のこと。
(109頁)

■マッチング

異なるものをつなぐ、照合する等のこと。ここでは、技術を持つ企業と販路を持つ企業の仲介等のことを言う。
(70,72,73頁)

■緑の基本計画

都市緑地法第4条に規定され、都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する諸施策を総合的・計画的に推進していくために策定される計画のこと。
(104,106,107,112頁)

■メタボリックシンドローム

腹部の内臓の周囲に脂肪がたくさんついて、その上、高血糖、高血圧、脂質異常などといった症状が2つ以上重なった状態のこと。
(67頁)

や行

■谷津干潟ジュニアレンジャー

谷津干潟自然観察センターで活動し、谷津干潟の素晴らしさを学び、守るために行動する、小学校3年生から中学校3年生までの子どもたちで構成された組織のこと。
(110頁)

■ヤングキャリアナビゲーション事業

国が設置している若者の労働に関する相談や支援等を提供する機関のこと。
(74頁)

■ユニバーサルデザイン

全ての人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するとともに、新しいバリアを作らないことが必要であり、施設や製品等について、障壁が生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方のこと。
(63頁)

■四市複合事務組合

習志野市、船橋市、八千代市及び鎌ヶ谷市の四市で構成し、特別養護老人ホーム三山園、斎場の管理及び運営等に関する事務を行う組合のこと。
(58頁)

ら行

■ライフサイクルコスト

建物や設備を取得するために必要な費用だけではなく、計画、開発、量産、運用・維持、取壊し・廃棄に至る過程に必要な総経費のこと。
(93頁)

■ライフステージ

人の一生を、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期に分けた場合のそれぞれの時期のこと。
(124,127頁)

■ラムサール条約登録湿地

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的とした、国際条約であるラムサール条約に規定された国際的な基準に従って登録された湿地のこと。谷津干潟は1993年に登録された。
(6,7,27,28,104,105頁)

習志野市長期計画

発行年月：平成26年3月

発行・編集：習志野市企画政策部企画政策課

所在地：〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼1丁目1番1号

電話：047(451)1151(代表)

ホームページ：<http://www.city.narashino.lg.jp>

 習志野市
Narashino City



消防庁舎屋上より津田沼方面を望む